中医協 総-1 22.11.26

新医薬品一覧表(平成22年12月10日収載予定)

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等		薬効分類
	インヴェガ錠3mg インヴェガ錠6mg インヴェガ錠9mg	3mg1錠 6mg1錠 9mg1錠	ヤンセン ファー マ	パリペリドン	新有効成分 医薬品	246.20円 452.80円 574.00円	類似薬効比較方式 (I)	有用性加算(Ⅱ) (A=10(%)) 外国平均価格調整 (引き上げ)		精神神経用剤(統合失調症用薬)
2	サムスカ錠15mg	15mg1錠	大塚製薬	トルバプタン	新有効成分 医薬品	2,525.70円	原価計算方式	平均営業利益率 ×130%(25.0%)	内213	利尿剤(ループ利尿薬等の他の利尿薬で効果不十分な心不全における体液貯留用薬)
3	レボレード錠12.5mg レボレード錠25mg	12.5mg1錠 25mg1錠	グラクソ・スミスク ライン	エルトロンボパグ オラミン	新有効成分 医薬品	2,610.00円 5,141.80円	原価計算方式	平均営業利益率 ×120%(23.0%)	内339	その他の血液・体液用薬(慢性特発性血 小板減少性紫斑病用薬) (希少疾病用医薬品)
4	ザイザル錠5mg	5mg1錠	グラクソ・スミスク ライン	レボセチリジン塩酸塩	新有効成分 医薬品	121.90円	類似薬効比較方式 (I)	小児加算 (A=5(%))	内449	その他のアレルギー用薬(アレルギー性鼻炎等用薬)
5	ミンクリア内用散布液0.8%	20mL1筒	日本製薬	/ーメントール	新効能·新用量·剤形追加医薬品	858.00円	原価計算方式	平均営業利益率× 95%(18.2%)	内799	他に分類されない治療を主目的としない医薬品(上部消化管内視鏡検査における胃 螺動運動の抑制用薬)
6	マキュエイド硝子体内注用40mg	40mg1瓶	わかもと製薬	トリアムシノロンアセトニ ド	新投与経路 医薬品	8,066円	原価計算方式	平均営業利益率× 95%(18.2%)	注131	眼科用剤(硝子体手術時の硝子体可視化 用薬)
	バイエッタ皮下注5μgペン300 バイエッタ皮下注10μgペン300	300 µ g1キット(5 µ g) 300 µ g1キット(10 µ g)		エキセナチド	新有効成分 医薬品	9,661円 9,661円	類似薬効比較方式 (I)		注249	その他のホルモン剤(抗ホルモン剤を含む。)(2型糖尿病用薬)
8	トレアキシン点滴静注用100mg	100mg1瓶	シンバイオ製薬	ベンダムスチン塩酸塩	新有効成分 医薬品	92,356円	類似薬効比較方式 (I)	有用性加算(Ⅱ) (A=15(%)) 市場性加算(Ⅰ) (A=10(%))	注429	その他の腫瘍用薬(再発又は難治性の低悪性度B細胞性ホジキンリンパ腫及び再発又は難治性のマントル細胞リンパ腫用薬) (希少疾病用医薬品)
		500mg100mL1キット 500mg20mL1瓶	第一三共	レボフロキサシン水和物	新投与経路 医薬品	5,326円 5,222円	類似薬効比較方式 (I)		注624	合成抗菌剤(肺炎、慢性呼吸器病変の二 次感染等用薬)
10	ジクアス点眼液3%	3%5mL1瓶	参天製薬	ジクアホソルナトリウム	新有効成分 医薬品	623.40円	原価計算方式	平均営業利益率 ×100%(19.2%)	外131	眼科用剤(ドライアイ用薬)
				ネパフェナク	新有効成分 医薬品		類似薬効比較方式 (I)	外国平均価格調整 (引き上げ)		眼科用剤(内眼部手術における術後炎症 用薬)
	ワンデュロパッチ0.84mg ワンデュロパッチ1.7mg ワンデュロパッチ3.4mg ワンデュロパッチ5mg ワンデュロパッチ6.7mg 成分数 品目数	0.84mg1枚 1.7mg1枚 3.4mg1枚 5mg1枚 6.7mg1枚	ヤンセン ファー マ	フェンタニル	新剤形医薬品	564.60円 1,063.60円 1,982.50円 2,803.30円 3,646.30円	類似薬効比較方式 (I)		外821	合成麻薬(中等度から高度の疼痛を伴う 各種癌における鎮痛用薬)

 成分数
 品目数

 内用薬
 5
 8

 注射薬
 4
 6

 外用薬
 3
 7

 計
 1 2
 2 1

整理	理番号 1 ()-12-内-1
薬	効 分 類	117 精神神経用剤(内用薬)
成	分 名	パリペリドン
新薬	E 収載希望者	ヤンセン ファーマ (株)
	売 名 見格単位)	インヴェガ錠 3 m g (3 m g 1 錠) インヴェガ錠 6 m g (6 m g 1 錠) インヴェガ錠 9 m g (9 m g 1 錠)
効	能・効果	統合失調症
主な	州法・用量	通常、成人には6mgを1日1回朝食後に経口投与。 なお、年齢、症状により1日12mgを超えない範囲で適宜増減するが、増量は5日 間以上の間隔をあけて1日量として3mgずつ行う。
	算定方式	類似薬効比較方式(Ⅰ)
	比較薬	成分名:リスペリドン 会社名:ヤンセン ファーマ (株)
算	比牧采	販売名 (規格単位) 薬価 (1日薬価) リスパダール錠 2 m g (2 m g 1 錠) 68.60円 (205.80円)
定	規格間比	リスパダール錠2mgと同錠1mgの規格間比:0.8790 (ただし、本剤9mg錠は、通常最大用量を超える用量に対応する規格のため、 9mg錠の算定には、規格間比0.5850を用いた。)
	補正加算	有用性加算(II)(A=10(%)) (加算前) (加算後) 6mg1錠 205.80円 → 226.40円
	外国調整	(調整前) (調整後) 6 m g 1 錠 2 2 6 . 4 0 円 → 4 5 2 . 8 0 円
筝	章定薬価	3 m g 1 錠 2 4 6. 2 0 円 6 m g 1 錠 4 5 2. 8 0 円 (1 日薬価 4 5 2. 8 0 円) 9 m g 1 錠 5 7 4. 0 0 円
		外 国 価 格 新薬収載希望者による市場規模予測
米英	国 3. 外国平均価	308ドル 1,287.70円 474ポント 489.80円 iA 308 ドル 1,287.70円 489.80円 1.2万人 6億円 (ピーク時) 10年度 20万人 304億円
米 英	国 3. 外国平均価	308ドル 1,287.70円 9mg1錠 474ポパ 489.80円 米国 21.461ドル 1,931.50円 Ř格 888.80円 英国 5.211ポパ 734.80円 大国(年月): 米国(2006年12月) (注) 為替レートは平成21年11月~平成22年10月の平均
製	造販売承認	平成22年10月27日 薬価基準収載予定日 平成22年12月10日

算足	定方式	類似薬効は	北較方式(I)	第一回算	算定組織	平成22年10月28日		
			新薬			最類似薬		
最	成	分名	パリペリドン		リスペリドン			
類似薬	イ. 効	能・効果	統合失調症			左に同じ		
寒選定の	口. 薬	理作用	抗セロトニン作用 抗ドパミン作用		左に同じ			
妥当性	ハ. 組成及び 化学構造		N CH ₃		CH ₃			
			及び鏡信	象異性体				
	剤	与形態 形 法	内用 錠剤 1回6mg、1日1回		左に同じ 左に同じ 初期用量:1回1mg、1日2回より 始め、徐々に増量 維持用量:1日2~6mg、1日2回			
	画期性加算 (70~120%)		該当しない					
補	有用性加算 (I) (35~60%)		該当しない					
正加算		加算(Ⅱ) 3 0%)	該当する(A=10(%)) これまでの類似薬では効果が現れる用量まで数週間かけて増量する 必要があったところ、本剤は、製剤上の工夫により、投与開始時から 効果が現れる用量での治療を可能としたことから治療方法の改善が 認められる。 ただし、既存品と薬理作用や化学構造が類似しており、同系統の薬 剤は既に数成分あることから、限定的な評価とした。					
		加算(I) ~20%)	該当しない					
	市場性	加算(Ⅱ))	該当しない					
	小児加 (5~	算 20%)	該当しない					
薬川		に対する新 者の不服意						
上記見角		見に対する	第二回算定組織 平	成 年	月	日		

整理	里番号	1 () — 1 :	2-内-2					
薬	効ク	分類	2 1	3 利尿剤(内用薬)					
成	分	名	トル	バプタン					
新薬	収載	希望者	大均	表製薬 (株)					
	販 売 名 (規格単位) サムスカ錠15mg (15				5 m g 1 錠)				
効食	効能・効果 ループ利尿薬等の他の利尿薬				で効果不十分な心不全における体液貯留				
主な	用法	・用量	15m	gを1日1回経口投与する。					
	算為	定方式	原促	計算方式					
		製品総原価		〔価 1,666.90円					
算	原価	営業利	利益	5 5 5 . 7 0 円 (流通経費を除く価格の 2 5 . 0 %)					
定	計算	流通網	圣費	182.80円 費 (消費税を除く価格の7.6%) 出典:「医薬品産業実態調査報告書」(厚生労働省医政局経済課)					
		消費	税	120.30円					
	外	国調整		なし					
算	定薬	価		15mg1錠	2, 525.70円				
			外国	価 格	新薬収載希望者による市場規模予測				
米国	3		8ポン	27,000.00円 ド 10,529.90円 -ロ 14,181.50円	初年度 0.2万人 0.5億円				
	平均 [/] 為替レー		21年1	17,237.10円 1月~平成22年10月の平均	(ピーク時) 10年度 11万人 27億円				
	毎外と の対象		態が異な	さるため、外国平均価格調整					
最	初に承	は認された	三国(年	^王 月): 米国(2009年5月)					
製油	告販?	売承認	日平月	成22年10月27日	薬価基準収載予定日 平成22年12月10日				

算是	定方式	原価計算方	式	第一回算定約	且織	平成22年10月28日
			新薬			類似薬がない根拠
뇬	成	分名	トルバプタン			の効能・効果、薬理作用等を 1似薬はない。
原価計算方式を採	イ. 効	能・効果	ループ系利尿薬等の で効果不十分な心不 体液貯留		1寸 乙烷	(以来(よ/よ V '。
1月する妥	口. 薬	理作用	バソプレシンV₂−受容	体拮抗作用		
当性		成及び 学構造	CH ₃ O CH ₃ O CI	у он ド鏡像異性体		
	剤	与形態 形 法	内用 錠剤 1日1回			
	営業和	刊益率	(注)出典:「産業別 心不全における体液 難であった、塩類の制	財務データ/ 財務データ/ 財留を有する 出を伴わない と等、本剤に	ヘンドブ 5患者に ヽ「水の	130%=25.0% 「ック」(日本政策投資銀行) 対して、既存の治療法では困 みの利尿」を可能とした新規 療に対する革新性等があると
薬山		に対する新 者の不服意				
		見に対する	第二回算定組織 平	成 年	月日	∃
見角	#					

整理	里番号	1 () — 1	2-内-3				
薬	効グ	分類	3 9	9 他に分類されない代謝	性医薬品(阝	内用薬)		
成	分	名	エル	レトロンボパグ オラミン				
新薬	収載	希望者	グラ	ラクソ・スミスクライン(株	;)			
	売 見格単	名 ^{丝位)}		ドレード錠12.5mg(1 ドレード錠25mg(25m	_	1錠)		
効	能•	効果	慢性	生特発性血小板減少性紫斑病				
主な	用法	・用量	て空	名、成人には、初回投与量1 E腹時に経口投与。なお、血 50mg。	_			
	算	定方式	原促	西計算方式				
		製品総原価		1,768.50円		3,	484.	10円
算	原価	営業利	利益	528.30円 (流通経費を除く価格の23.	0 %)	1,040.70円 (流通経費を除く価格の23.0%)		
定	計算	流通約	圣費	188.90円 (消費税を除く価格の7.6%) 出典:「医薬品産業実態調査報告書」 (厚生労働省医政局経済課)		372.20円 (消費税を除く価格の7.6%) 出典:「医薬品産業実態調査報告書」 (厚生労働省医政局経済課)		
		消費	税	124.30円		4	244.80	円
	外	外国調整		なし		なし		
算	定薬	価		12.5mg1錠 2,610.00円			5 m g 1錠 141. 3	8 0 円
			外	国 価 格	新薬	返収載希望	者による市場	易規模予測
25mg1錠 米国 71.94ドル 6,474.60円 英国 27.50ポンド 3,877.50円 独国 48.11ユーロ 5,917.50円 外国平均価格 5,423.20円 (注)為替いトは平成21年11月~平成22年10月の平均 ※12.5mg製剤は、外国で販売されていない 最初に承認された国(年月): 米国(2008年11月)					予測年度 初年度 (ピーク時) 6年度	, , .	投与患者数 40人 00人	予測販売金額 0. 1億円 15億円
製油	告 販	売承認	目 3	平成22年10月27日	薬価基準収	載予定日	平成22年	三12月10日

算》	定方式	原価計算方	式	第一回算定組	織	平成22年10月28日	
			新薬			最類似薬	
	成	分名	エルトロンボパグ オラミン			の効能・効果等を持つ類似薬	
最類似薬	イ. 効	能・効果	慢性特発性血小板減少性紫斑病			ν ₀	
来選定の	口. 薬	理作用	トロンボポエチン受容体刺激作用				
妥当性		成及び 学構造	H ₃ C CH ₃	O ₂ H • 2 H ₂ N • OH			
	剤	与形態 形 法	内用 錠剤 1日1回空腹時				
営	業利益學		平均的な営業利益率(19.2%) ^(注) ×120%=23.0% (注) 出典:「産業別財務データハンドブック」(日本政策投資銀行)				
			による血小板数増加付 とに加え、既存治療が 国内臨床試験で認め	作用を有してい こ対し抵抗性又 られた。	ること	トロンボポエチン受容体作動 こから革新性が認められるこ 対容を示す患者への有効性が ているため、限定的な評価と	
薬山		に対する新 者の不服意					
上記見角		見に対する	第二回算定組織 平	成 年 月		Ħ	
	' †						

整理	里番号 1(番号 10-12-内-4							
薬	効 分 類	449 その他のアレルギー用	薬(内用薬)						
成	分 名	レボセチリジン塩酸塩							
新薬	区収載希望者	グラクソ・スミスクライン(株)						
	売 名 見格単位)	ザイザル錠 5 m g (5 m	g 1錠)						
効(能・効果		疹、湿疹・皮膚炎、痒疹、皮膚そう痒症、 麻疹、皮膚疾患(湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症)						
[成人] 通常、成人には5mgを1日1回、就寝前に経口投与。 なお、年齢、症状により適宜増減するが、最高投与量は1日10mg。 [小児] 通常、7歳以上15歳未満の小児には2.5mg1日2回、朝食後及て 就寝前に経口投与。									
	算定方式	類似薬効比較方式(Ⅰ)							
算	比較薬	成分名:ロラタジン 会社名:MSD(株) 販売名(規格単位) クラリチン錠10mg(10m クラリチンレディタブ錠10m							
定	補正加算	小児加算(A=5(%)) (加算前) 5mg1錠 116.10円	116.10円(116.10円) (加算後) → 121.90円						
	外国調整	なし							
筝	草定薬価	5 m g 1 錠 1 2 1. 9 0 円	(1日薬価 121.90円)						
		外 国 価 格	新薬収載希望者による市場規模予測						
米英独仏外注	国 0. 国 1. 国 0. 国平均価格 為替いは平成	419ドル 307.70円 146ポンド 20.60円 172ユーロ 144.20円 346ユーロ 42.60円 128.80円 は21年11月~平成22年10月の平均 れた国(年月)	予測年度 予測本剤投与患者数 予測販売金額 初年度 50万人 8.5億円 (ピーク時) 9年度 441万人 308.0億円						
製油	告販売承認	翌日 平成22年10月27日	薬価基準収載予定日 平成22年12月10日						

算定	定方式	類似薬効は	比較方式(I)	第一回算定約	且織	平成22年10月28日		
			新薬			最類似薬		
	成	分名	レボセチリジン塩酸塩			ロラタジン		
最類似薬選定の	イ. 効	能・効果	「成人」アレルギー性鼻炎、蕁麻疹湿疹・皮膚炎、痒疹、皮膚そう痒症、「小児」アレルギー性鼻炎、蕁麻疹、皮膚疾患(湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症)に伴うそう痒			アレルギー性鼻炎、蕁麻疹、皮膚疾患(湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症)に伴うそう痒		
妥当	口. 薬	理作用	抗ヒスタミン作用			左に同じ		
性		成及び 学構造	Cl N N	O CO2H • 2HCl		$O \longrightarrow OC_2H_5$		
	剤	:与形態 形 法	内用 錠剤 1日1回就寝前			同じ 同じ 1 回食後		
	画期性(70~	加算 ~120%)	該当しない					
補		:加算(I) ~60%)	該当しない					
正加		加算(Ⅱ) 3 0%)	該当しない					
算		加算(I) ~20%)	該当しない					
	市場性	加算(Ⅱ))	該当しない					
			該当する (A=5 (%))					
	小児加 (5~	算 20%)	最類似薬は小児加算を受けておらず、加算の要件に合致する。しか しながら、小児の効能を取得している類薬が複数あることから限定的 な評価とした。					
薬川		に対する新 者の不服意						
上記見角		見に対する	第二回算定組織	成 年	月	日		

整理	整理番号 10-12-内-5								
薬	効 ′	分類	7 9	9 他に分類されない治	療を主目的としない医薬品(内用薬)				
成 分 名 ーメントール									
新薬	収載	希望者	日本	文製薬 (株)					
販(失	売 見格単	-		√クリア内用散布液 0. 8 0 mL 1 筒)	· %				
効食	能•	効果	上部	消化管内視鏡検査におけ	る胃蠕動運動の抑制				
主な	用法	・用量		20mL(-メントールとして1 ように散布。	60mg)を内視鏡の鉗子口より胃幽門前庭部に行きわ				
	算第	定方式	原征	6計算方式					
	[製品総	原価	6 1 7. 6 0 円					
算	原価	営業和	训益	137.40円 (流通経費を除く価格の18.2%)					
定	計算	流通紹		62.10円 (消費税を除く価格の7.6%) 出典:「医薬品産業実態調査報告書」(厚生労働省医政局経済課)					
	71	消費	税	税 40.90円					
	外	国調整		なし					
算	定薬	価		20mL1筒 858.	0 0 円				
			外国	国価格	新薬収載希望者による市場規模予測				
な	こし				予測年度 予測本剤投与患者数 予測販売金額				
長	分割に	承認され	た国	(年月) : 日本	初年度 10万人 0.9億円				
		71 C A	,,ch	(1/3/)	(ピーク時) 10年度 587万人 50億円				
	品目名	(投与形態)	<i>l-</i> ×	ントール(内用薬)					
同一		薬価	1 g	16.10円					
成分既収載	効能・効	効果/用法・用!	量 芳香	・ 嬌臭・ 嬌味の目的で調剤に用	いる。				
戦品	1	日薬価比		川時の添加物として用いられてお 插比は算出できない。	り、用法・用量が明らかではないため、1日薬価及び本剤との1日				
	含量	量単位薬価比	3 3	3 3 倍					
製油	告販:	- 売承認	日平月	成22年10月27日	薬価基準収載予定日 平成22年12月10日				

算是	算定方式 原価計算力		式	第一回算定組織	7	^Z 成22年10月28日	
			親	薬		類似薬がない根拠	
	成	:分名	<i>l</i> -メントール	同様の効能・効果等を持			
原価	イ. 効	能・効果	上部消化管内視鏡検 の抑制	つ類似薬はない。			
計算	口. 薬	理作用	胃の蠕動運動抑制作用	Ħ			
方式を採用する		成及び 学構造	HH ₃ C				
妥当性	剤	:与形態 形 法	内用 液剤 内視鏡の鉗子口より胃 るように散布。	幽門前庭部に行る	きわた		
営	業利益率	率	平均的な営業利益率(19.2%) (注) ×95%=18.2% (注) 出典:「産業別財務データハンドブック」(日本政策投資銀行)				
			従来、院内製剤として調製されていた液剤を製剤化したものであり、 革新性が高いとは言えない。 しかし、開発に当たっては、種々の製剤的検討を行い、澄明性、長 期間の安定性等を実現したものであることから、減算率を5%にとど めることとした。				
薬川		に対する新 者の不服意					
上記見角		見に対する	第二回算定組織 平	成 年 月	目		

	が区米間が米間昇だして									
整理	里番岩	号 1 C	-1:	2-注-1						
薬	薬 効 分 類 131 眼科用剤(注射薬)									
成	成 分 名 トリアムシノロンアセトニド									
新薬	新薬収載希望者 わかもと製薬(株)									
	販 売 名 (規格単位) マキュエイド硝子体内注用40mg (40mg 1瓶)									
効:	能・	効果	硝子	体手術時の硝子体可視化						
主な	用法	・用量	0.5	-4mg(懸濁液として0.05	~0.4mL)を硝子体内に	こ注入。				
	算	定方式	原価	計算方式						
	原	製品総	原価	5, 806	円					
算	価	営業和	川益	1, 292 (流通経費を除く価格の						
定	計	流通紅	E費	584円 (消費税を除く価格の 出典:「医薬品産業実態調) 7. 6 %) 周査報告書」(厚生労働省医	政局経済課)				
	算	消費	税	384円						
	外	国調整		なし						
算	定薬	価		40mg1瓶 8,0	066円					
			外国	価 格	新薬収載希望者	たよる市場規模予測				
なし	/				予測年度 予測本剤投与患者数 予測販売金額					
*		こおいて		と同一成分の眼科用製剤	初年度 0. (ピーク時)	9万人 0.7億円				
時の)可礼	見化」に記	適応を	があるが、「硝子体手術 有するのに加え、交感性 限炎症性疾患の適応を有		1万人 4.9億円				
して	こいる	るため、	本剤と	は使用実態が異なる。						
40n 米国	_	mL 1m 148.		/ 13,392円						
(注) の平		レートは平成	2 1 年	11月~平成22年10月						
最初	刀にえ	承認され	た国	年月): 日本						
同	Т	目名(投		<u> </u>	i腔内用水懸注40mg/1m	L(注射剤)(1965年12月承認)				
_		薬	価	40mg 1 瓶 8 7 2 円						
成分	È	こな効能	効果	各種炎症						
既収		通常最大	用量	40mg						
載		1日薬価	i比	9.25倍						
品	4	含量単位変	英価比	9.25倍						
製造	造 販	売承認	日平	成22年10月27日	薬価基準収載予定日	平成22年12月10日				

算定方式 原価計算力		原価計算力	式第一回算定組織		哉	平成22年10月28日	
			新薬			類似薬がない根拠	
	成分名		トリアムシノロンア	セトニド		司様の効能・効果等を持つ類似	
原価計	イ. 効	能・効果	硝子体手術時の硝子体	本可視化	- 梁(はない。	
計算方式	口. 薬	理作用	難水溶性等の物理学 硝子体可視化作用	的性質に基づく			
を採用する妥当	ハ.組 化:	成及び 学構造	HO H H ₃ C H	OH CH ₃ CH ₃			
性	二. 投- 剂 用	形	注射 注射剤 硝子体内に注入				
営	業利益率	124	平均的な営業利益率(19.2%) (注) ×95%=18.2% (注) 出典:「産業別財務データハンドブック」(日本政策投資銀行)				
			従来、院内製剤として調製されていた眼科用注射剤を製剤化したものであり、革新性が高いとは言えない。 しかし、開発に当たっては、種々の製剤的検討を行い、眼組織への影響を避けるため添加剤を含有しない製剤としたものであることから、減算率を5%にとどめることとした。				
薬川	当初算定案に対する新 薬収載希望者の不服意 見の要点						
	上記不服意見に対する		第二回算定組織	平成 年 月		日	
見角	件 						

整理	工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	0 - 1	2-注-2	7				
薬	薬 効 分 類 249 その他のホルモン剤(注射)							
成	分 名	エキ	セナチド					
新薬	収載希望者	日本	イーライリ	リー (株)				
	売 名 見格単位)				(300μg1キッ (300μg1キ			
効能	と・効果	ただ	アゾリジン	法・運動療法に加え 系薬剤との併用を含				
主な	用法・用量	与開始		セナチドとして、1 月以上の経過観察後				
	算定方式	類似	東効比較方	式 (I)				
算			名:ノボ	バルチド(遺伝子組 ノルディスク フ (規格単位)		薬価		
	比較薬			F皮下注18mg SmL 1キット)	,	9, 960	円	
定		用法・用量:0.9mgを1日1回朝又は夕に皮下注。ただし、1日1回0.3mgから開始し、 1週間以上の間隔で0.3mgずつ増量。						
	補正加算	なし						
	外国調整	なし	,					
第	正薬価			テット (5μg) 9 テット (10μg) 9				
			時に製造販 定。	売承認を受けた、「	600μg1	キット(1	0μg) 」を	ど汎用規格として
		外	国価格		新薬	収載希望者	による市場	場規模予測
3 0 米国	0 μ g1キット 2 θ		3 ドル	23,934円	予測年度	予測本剤投	5患者数	予測販売金額
英国 独国	1 :	24.6	4ポンド 2ユーロ	, , , , , ,	初年度	0.	3万人	1. 1億円
仏国 外国	1 平均価格	10.0	4ユーロ	13,535円 15,605円	(ピーク時)			
※300μglキット (10μg) なし				4年度	7.	1万人	156億円	
60 米国 英国 独国 仏国	(参考) 600 μglキット (10 μg) 米国 288.96ドル 26,006円 英国 68.24ポンド 9,622円 独国 124.62ユーロ 15,328円 仏国 110.04ユーロ 13,535円 外国平均価格 16,123円							
				成22年10月の平均](2005年4月)				
製	造販売承認	忍日	平成 2 2 4	手10月27日	薬価基準	仅載予定日	平成 2 2	2年12月10日

算是	定方式	類似薬効.	比較方式(I)	第一回算定組織	平成22年10月28日		
			新	薬	最類似薬		
最	成	分名	エキセナチド		リラグルチド(遺伝子組換え)		
取類似薬選定の	イ. 効	能・効果	2型糖尿病 ただし、食事療法・運動療法に加えてスルホ ニルウレア剤(ビグアナイド系薬剤又はチア ゾリジン系薬剤との併用を含む)を使用して も十分な効果が得られない場合に限る。		2型糖尿病 ただし、下記のいずれかの治療で十分な効果が 得られない場合に限る。 ① 食事療法・運動療法のみ ② 食事療法・運動療法に加えてスルホニルウレ ア剤を使用		
妥当性	口. 薬	理作用	グルカゴン様ペプ・ アゴニスト	チド-1 (GLP-1)	グルカゴン様ペプチド-1 (GLP-1) アゴニスト		
	ハ.組成及び 化学構造		H-His-Gly-Glu-Gly-Thr-Phe-Thr-Ser-Asp-Leu-Ser-Lys-Gln-Met-Glu-Glu-Glu-Ala-1 5 10 15 Val-Arg-Leu-Phe-Ile-Glu-Trp-Leu-Lys-Asn-Gly-Gly-Pro-Ser-Ser-Gly-Ala-Pro-Pro-20 25 30 35 Pro-Ser-NH ₂ 39		(His Ala (Gla (Gly The Mee The Ser Asp Val Ser Ser Tyr Law) (Gly (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Ala (Se Pho) (Glo (Lyr As) Ala (Gle) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Ala (Se Pho) (Glo (Lyr As) Ala (Gle) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Ala (Se Pho) (Glo (Lyr As) Ala (Gle) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Ala (Se Pho) (Glo (Lyr As) Ala (Gle) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Ala (Se Pho) (Glo (Lyr Asg Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asa (Gly Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asa (Gly Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asa (Gly Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asa (Gly Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asa (Gly Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asa (Gly Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asa (Gly Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asa (Gly Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asa (Gly Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asa (Gly Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asa (Gly Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asa (Gly Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asa (Gly Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asg Val Law) (Gly Asg (Gly Asg Val Law) Tyr Asg Val Law) (Gly As		
	二. 投 剤 用	与形態 形 法	注射 注射剤(キット製品) 1日2回		左に同じ 左に同じ 1日1回		
	画期性加算 (70~120%)		該当しない				
補		加算(I) ~60%)	該当しない				
正	有用性 (5~:	加算(Ⅱ) 3 0%)	該当しない				
加		加算(I) ~20%)	該当しない				
算	市場性	加算(Ⅱ))	該当しない				
	小児加 (5~	算 20%)	該当しない				
薬川	当初算定案に対する新 薬収載希望者の不服意 見の要点						
		見に対する	第二回算定組織	平成 年 月	目		
<i>介</i> 山門	見解						

整理	里番号 1 (0-12-注-3					
薬	効 分 類	421 アルキル化剤(注射	薬)				
成	分 名	ベンダムスチン塩酸塩					
新薬	以載希望者	シンバイオ製薬(株)					
, ,,	売 名 見格単位)	トレアキシン点滴静注用10	0 mg (100 m g 1 瓶)				
効i	能・効果	再発又は難治性の下記疾患 低悪性度B細胞性非ホジキ マントル細胞リンパ腫	・ンリンパ腫				
主な	用法・用量		/m ² (体表面積)を1日1回1時間かけて点滴 、19日間休薬。これを1サイクルとして、投 状態により適宜減量。				
	算定方式	類似薬効比較方式(Ⅰ)					
		成分名:クラドリビン	会社名:ヤンセン ファーマ (株)				
算定	比較薬	販売名 (規格単位) ロイスタチン注8mg (8mg 注)新薬創出・適応外薬解消	薬価(1日薬価) 8mL1瓶) 84,102円(13,426円) 等促進加算の対象品目				
	補正加算	有用性加算(II)($A=15$ (%)) 市場性加算(I)($A=10$ (%)) (加算前)					
	外国調整	なし					
筝	草定薬価		356円(1日薬価16,782円) は、国内の臨床試験成績の加重平均使用量を基に算				
外	国 価 格		新薬収載希望者による市場規模予測				
米[英[独[外[注)	国 275 国 338 国平均価格 為替レートは平成 初に承認さ 独国(アル 0ドル 194,400円 .81ポンド 38,889円 .60ユーロ 41,648円 91,646円 21年11月~平成22年10月の平均 れた国(年月): 旧東ドイツ)(1971年) 審査承認(2005年7月)	予測年度 予測本剤投与患者数 予測販売金額 初年度 44人 0.9億円 (ピーク時) 10年度 1,036人 22.2億円				
製油	造販売承認	翌日 平成22年10月27日	薬価基準収載予定日 平成22年12月10日				

算定方式 類似薬効は		類似薬効比	比較方式(I) 第一回算定		組織 平成22年10月28日		
			新薬		最類似薬		
	成分名		ベンダムスチン塩酸塩		クラド!	リビン	
	イ. 効	能・効果	再発又は難治性の下記疾患 低悪性度 B 細胞性非ホジキン リンパ腫 マントル細胞リンパ腫		② 再発 の沙 胞性	、リーセル白血病 き・再燃又は治療抵抗性 スの疾患 低悪性度B細 き非ホジキンリンパ腫、 、トル細胞リンパ腫	
最類似	口. 薬	理作用	DNAアルキル化/架	橋形成作用	12 11 24 11 7 7	战過程の代謝阻害 ノシンデアミナーゼ阻害	
薬選定の妥当性	ハ. 組 化	成及び 学構造	QH₃ N N N N	.Ha ∞₂H	C		
	二. 投与形態 剤形 用法		注射 注射剤 1日1回、2日間連日 19日間休薬	1投与し、	左に同し 左に同し 1日1 23日	ジ 回、5日間連日投与し、	
	画期性加算 (70~120%)		該当しない				
		加算(I) ~6 0 %)	該当しない				
補正加		加算(Ⅱ) 30%)	られたこと、既存薬の多 奏功率が認められた等が	から、治療方	マントル線 法の改善	及び1年無増悪生存率がみ 細胞リンパ腫に対して高い が認められる。 れていないこと等から、限	
算	市場性加算(I) (10~20%)		該当する(A=10(%)) 本剤は希少疾病用医薬品である。既に同様の作用機序、効能を有する 医薬品が薬価収載されていることから限定的な評価とした。				
	市場性	加算(Ⅱ))	該当しない				
	小児加 (5~	算 20%)	該当しない				
薬川		に対する新 者の不服意					
上記見角		見に対する	第二回算定組織 平	成年	月	3	

整理	里番号 1	一12一注一4				
薬	効 分 類	624 合成抗菌剤 (注射薬)				
成	分 名	レボフロキサシン水和物				
新薬	区収載希望者	第一三共(株)				
	売 名 見格単位)	クラビット点滴静注500mg/20mL(500mg20mL1瓶)クラビット点滴静注バッグ500mg/100mL(500mg100mL1キット)				
効(能・効果	<適応菌種> レボフロキサシンに感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、モラクセラ(ブランハメラ)・カタラーリス、炭疽菌、大腸菌、チフス菌、パラチフス菌、クレブシエラ属、エンテロバクター属、セラチア属、ペスト菌、インフルエンザ菌、緑膿菌、アシネトバクター属、レジオネラ属、ブルセラ属、野兎病菌、Q熱リケッチア(コクシエラ・ブルネティ)、肺炎クラミジア(クラミジア・ニューモニエ)、肺炎マイコプラズマ(マイコプラズマ・ニューモニエ) <適応症> 肺炎、慢性呼吸器病変の二次感染、腸チフス、パラチフス、炭疽、ブルセラ症、ペスト、野兎病、Q 熱				
主な	用法・用量	通常、1回500mgを1日1回、点滴静注				
	算定方式	類似薬効比較方式(Ⅰ)				
算	比較薬	成分名:パズフロキサシンメシル酸塩 会社名:①富山化学(株)、②田辺三菱製薬(株) 販売名(規格単位) 薬価(1日薬価) ①パシル点滴静注液1000mg(1,000mg200mL1キット) 2,750円(5,500円) ②パズクロス点滴静注液1000mg(1,000mg200mL1キット) 2,750円(5,500円)				
定	キット特徴部分 の原材料費	500mg/100mL1キット 5,222円 → 5,326円				
	外国調整	なし				
	算定薬価 L 日薬価)	500mg/20mL1瓶 5,222円 500mg/100mL1キット 5,326円 (5,326円)				
		外 国 価 格 新薬収載希望者による市場規模予測				
米 英 独	26.	0 m L 1 瓶 3,944円 3 2 ドル 3,722円 4,998円 初年度 4,998円 7年度 5 6 万人 71億円				
米国(注)	国 43. 為替レートは平ゥ	00mL1キット 32ドル 3,944円 121年11月~平成22年10月の平均 た国(年月): 米国(1996年12月)				
製油	造販売承 認	日 平成22年10月27日 薬価基準収載予定日 平成22年12月10日				

算是	官方式	類似薬効比	比較方式(I)	第一回算定	三組織	平成22年10月28日
			新薬			最類似薬
	成分名		レボフロキサシン水和物		パズフロ	キサシンメシル酸塩
最類似薬選定の妥当性	イ.効能・効果		<適応菌種> レボフロキサシンに感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、モラクセラ(ブランハメラ)・カタラーリス、炭疽菌、大腸菌、チフス菌、パラチフス菌、カレブシエラ属、エンテロバクター属、セラチア属、ペスト菌、インフルエンザ菌、緑膿菌、ブルセラ属、レジオネラ属、ブルセラ属、レジオネラ属、ブルセラ属、野兎病菌、Q熱リケッチア(コクシエラ・ブルネティ)、肺炎クラミジア・ニューモニエ)、肺炎マイコプラズマ(マイコプラズマ・ニューモニエ)、適応症> 肺炎、慢性呼吸器病変の二次感染、腸チフス、パラチフス、炭疽、ブルセラ症、ペスト、野兎病、Q熱		<適応菌種> パズフロキサシンに感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、モラクセラ(ブランハメラ)・カタラーリス、大腸菌、シトロバクター属、セラチア属、エンテロバクター属、セラチア属、エンテロススークター属、セラチア属、プロビデンシア属、インフルエンザ菌、緑膿菌、アシネトバクター属、レジオネラ属、バクテロイデス属、プレボテラ属 <適応症> 敗血症、外傷・熱傷及び手術創等の二次感染、肺炎、肺膿瘍、慢性呼吸器病変の二次感染、肺炎、肺膿瘍、慢性呼吸器病変の二次感染、複雑性膀胱炎、腎盂腎炎、腹腔内膿瘍、胆嚢炎、胆管炎、肝膿瘍、子宮付属器炎、子宮旁結合織炎	
	口. 薬	理作用	核酸(DNA)複製阻害	作用	左に同じ	
	ハ. 組成及び 化学構造		H ₃ C CH ₃ H N N N 1/2H ₂ O		H ₂ N F	COOH CH3SO3H
	二. 投 剤 用	形	注射 注射剤 (キット製品でないもの) 、 注射剤 (キット製品) 1日1回		左に同じ 注射剤 (キット製品) 1日2回	
	画期性(70	加算 ~120%)	該当しない			
補	有用性	加算(I) ~60%)	該当しない			
正		加算(Ⅱ) ~30%)	該当しない			
加		加算(I))~20%)	該当しない			
算		加算(Ⅱ) (5 %)	該当しない			
	小児加 (5	算 ~20%)	該当しない			
薬川	当初算定案に対する新 薬収載希望者の不服意 見の要点					
	上記不服意見に対する 見解		第二回算定組織	平成 年	月日	3
, 1,	•					

整理	整理番号 10-12-外-1								
薬	効ク	分類	1 3	131 眼科用剤(外用薬)					
成	分	名	ジク	ジクアホソルナトリウム					
新薬	収載	希望者	参天	E製薬(株)					
	売 見格単	名 Ú 位)	ジク	アス点眼液3% (3%	5 m L 1 瓶)				
効何	能•	効果	ドラ	イアイ					
主な	用法	• 用量	1回	1滴、1日6回点眼					
	算別	定方式	原促	計算方式					
		製品総	源価	4	143.30円				
算	原価	営業科	刊益		1 0 5. 3 0 円 (流通経費を除く価格の1 9. 2%)				
定	計算	流通網	圣費	45.10円 (消費税を除く価格の7.6%) 出典:「医薬品産業実態調査報告書」(厚生労働省医政局経済課)					
		消費	'税	29.70円					
	外	国調整		なし					
算	定薬	価		3%5mL1瓶 6	523.40円				
			外国	価 格	新薬収載希望者による市場規模予測				
7,	こし				予測年度 予測本剤投与患者数 予測販売金額				
	<u>↓</u> /	- 本 ⇒ フ ン	ふょ マ	1 (年日) . 日十	初年度 7.5万人 2.4億円				
最初に承認された国(年月):日本				1(千月):日本	(ピーク時) 10年度 161万人 50億円				
製油	告販:	売承認	日平月	成22年 4月16日	薬価基準収載予定日 平成22年12月10日				

算定	算定方式 原価計算方		7式 第一回算定組		阻織 平成22年10月28日	
			新薬			類似薬がない根拠
	成	分名	ジクアホソルナトリ	ウム		後の効能・効果、薬理作用等を
原価計	イ. 効	能・効果	ドライアイ		持つ類	例薬はない。
算力	口. 薬	理作用	P2Y2受容体刺激	作用		
?式を採用する妥当性	ハ. 組成及び 化学構造		NaO H H H H H H H H H H H H H H H H H H H			
	剤	:与形態 形 法	外用 点眼剤 1回1滴、1日6回/	点眼		
営	営業利益率					1100%=19.2%
薬川	当初算定案に対する新 薬収載希望者の不服意 見の要点					
	上記不服意見に対する 見解		第二回算定組織	区成 年	月	Ħ
	兄)阵					

整理番号 10-12-外-2						
薬	効 分 類	131 眼科用剤(外用薬)				
成	分 名	ネパフェナク				
新薬	収載希望者	日本アルコン(株)				
	売 名 見格単位)	ネバナック懸濁性点眼液 O. 1% (O. 1% 1 m L)				
効	能・効果	内眼部手術における術後炎症				
主な	用法・用量	通常、手術前日より、用時よく振り混ぜた後、1回1滴、1日3回点眼。但し、手 術日は術前3回、術後1回点眼。				
	算定方式	類似薬効比較方式(Ⅰ)				
	比較薬	成分名:ジクロフェナクナトリウム 会社名:わかもと製薬(株)				
算		販売名(規格単位) 薬価(1日薬価) ジクロード点眼液 0.1%(0.1%1mL) 98.20円(14.70円)				
定	補正加算	なし				
	外国調整	(調整前) (調整後) 0.1%1mL 93.10円 → 186.20円				
筝	草定薬価	0. 1%1mL 186. 20円(1日薬価27. 90円) ※本剤の1日薬価は、国内第Ⅲ相臨床試験の平均使用期間を基に算出している。				
		外 国 価 格 新薬収載希望者による市場規模予測				
米[英[4ドル 3,276.00円 8ポンド 420.20円 1,848.10円 4年度 38万人 3.5億円				
(注)	為替レートは平痘	以21年11月~平成22年10月の平均				
最	初に承認さ	れた国(年月): 米国(2005年8月)				
製油	告販売承認	翌日 平成22年10月27日 薬価基準収載予定日 平成22年12月10日				

算氣	算定方式 類似		比較方式(Ⅰ) 第一回算定		至組織	平成22年10月28日
			新薬		最類似薬	
	成	分名	ネパフェナク		ジクロフ	·ェナクナトリウム
最類似	イ. 効	能・効果	内眼部手術における術	後炎症		術における下記症状の防止 症症状、術中・術後合併症
薬選	口. 薬	理作用	プロスタグランジン生 作用	合成抑制	左に同じ	
定の妥当性	ハ. 組 化	成及び 学構造	O NH ₂ NH ₂		CI NH O- Na+	
	二. 投与形態 剤形 用法		外用 眼科用剤 手術前日から1回1 点眼。手術日に限り、 後1回点眼。		HDC 2 112 12) 前4回、眼手術後1日3回、1
	画期性加算 (70~120%)		該当しない			
補	有用性	加算(I) ~60%)	該当しない			
正		加算(Ⅱ) ~30%)	該当しない			
加		加算(I))~20%)	該当しない			
算		加算(Ⅱ) (5 %)	該当しない			
	小児加 (5	算 ~20%)	該当しない			
薬巾	当初算定案に対する新 薬収載希望者の不服意 見の要点					
		見に対する	第二回算定組織 平	成 年	月	∃
見用	見解					

由ケイ	田屯口「1′				
整 均	里番号 1 (0-12-外-3			
薬	効 分 類	821 合成麻薬(外用薬)			
成	分 名	フェンタニル			
新薬	収載希望者	ヤンセン ファーマ (株)			
	売 名 見格単位)	ワンデュロパッチ0.84mg ワンデュロパッチ1.7mg ワンデュロパッチ3.4mg ワンデュロパッチ5mg ワンデュロパッチ6.7mg	(1. 7mg1枚) (3. 4mg1枚) (5mg1枚)		
効能	能・効果	中等度から高度の疼痛を伴う各種癌	語における鎮痛		
主な用法・用量 初回 84m		初回貼付用量は本剤投与前に使用 84mg、1.7mg、3.4mg、5mgのい	胸部、腹部、上腕部、大腿部等に貼付し、1日(約24時間)毎に貼り替えて使用する。 初回貼付用量は本剤投与前に使用していたオピオイド鎮痛剤の用法・用量を勘案して、0. 84mg、1.7mg、3.4mg、5mgのいずれかの用量を選択。 その後の貼付用量は患者の症状や状態により適宜増減。		
	算定方式	類似薬効比較方式(Ⅰ)			
	比較薬	成分名:フェンタニルクエン酸塩 会社名:久光製薬(株)			
算		販売名 (規格単位) フェントステープ 2 m g (2 m g	薬価(1日薬価) 1枚) 1,063.60円(1,063.60円)		
定	規格間比	フェントステープ 2 m g と同 8 m	mgの規格間比:0.89833		
	補正加算	なし			
	外国調整	なし			
算定薬価		0. 84mg1枚 564.60円 1.7mg1枚 1,063.60円 3.4mg1枚 1,982.50円 5mg1枚 2,803.30円 6.7mg1枚 3,646.30円			
外国価格			新薬収載希望者による市場規模予測		
なし 最初に承認された国(年月): 日本			予測年度 予測本剤投与患者数 予測販売金額 初年度 0.6万人 9億円 (ピーク時) 7万人 107億円		
製造	造販売承認	図日 平成22年10月27日	薬価基準収載予定日 平成22年12月10日		

算深	算定方式 類似薬効と		比較方式(I)	第一回算定	E組織	平成22年10月28日
			新薬	<u> </u>		最類似薬
最	成分名		フェンタニル		フェンタン	ニルクエン酸塩
類似薬選	イ. 効	能・効果	中等度から高度の疼痛 癌における鎮痛	を伴う各種	左に同じ	
定の妥当	口. 薬	理作用	求心性痛覚伝導路抑制 行性痛覚抑制系賦活に 作用		左に同じ	,
性		成及び 学構造	H ₃ C N		CH ₃ · HO ₂ C CO ₂ H	
	二. 投与形態 剤形 用法		外用 貼付剤 1日毎に1回		左に同じ 左に同じ 左に同じ	
	画期性 (70 ⁻	加算 ~120%)	該当しない			
補	有用性	加算(I) ~60%)	該当しない			
正	有用性	加算(Ⅱ) ~30%)	該当しない			
加		加算(I))~20%)	該当しない			
算	市場性加算(Ⅱ) (5%)		該当しない			
	小児加 (5	算 ~20%)	該当しない			
薬川	当初算定案に対する新 薬収載希望者の不服意 見の要点 上記不服意見に対する					
			第二回算定組織 平	成 年	月日	∃
見角	华					

中医協 総一2 22.11.26

1. 医科 新たな保険適用 区分A2(特定包括)(特定の診療報酬項目において包括的に評価されているもの) 保険適用開始年月日:平成22年11月1日

利には休民週刊	区ガAZ(付足已拍)(付足の診療報酬項目において已拍的に計画されている		27	
薬事法承認番号	販売名	保険適用希望者	特定診療報酬算定医療機器の区分	
220ACBZX00065A01	PET/CT装置 GEMINI LXL	株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン	CT撮影装置	
220ACBZX00065A01	7		ポジトロンCT装置	
22200BZX00747000	ワインマン バランス JP	日本エア・リキード株式会社	在宅人工呼吸器(皿)	
22200BZX00747000			人工呼吸器	
22200BZX00796000	Infinity ACS ワークステーション CC	ドレーゲル・メディカル ジャパン株式会社	人工呼吸器	
22200BZX00798000	Masimo Rainbow SET パルスCOオキシメータ ラディカル 7	マシモジャパン株式会社	パルスオキシメータ	
22200BZX00799000	Masimo Rainbow SET パルスCOオキシメータ Radー87	マシモジャパン株式会社	パルスオキシメータ	
22200BZX00800000	オートケラトレフラクトトノメータ TRK – 1P	株式会社トプコン	角膜曲率半径計測装置	
22200BZX00800000			眼圧計	
222AABZX00178000	イト— US-101L	伊藤超短波株式会社	超音波治療器	
222AABZX00179000	イト— US-103S	伊藤超短波株式会社	超音波治療器	
222AABZX00181000	インピーダンスオージオメータ RS-41	リオン株式会社	インピーダンスオージオメータ(Ⅱ)	
222ABBZX00175000	大腸ビデオスコープ OLYMPUS CF TYPE Y0027	オリンパスメディカルシステムズ株式会社	内視鏡	
222ABBZX00177000	デジタル式乳房X線撮影装置 Selenia Dimensions	株式会社日立メディコ	診断用X線装置	
222ADBZX00100000	ナビゲータープロシステム Ⅱ	日本光電工業株式会社	OAE検査装置	
222ADBZX00100000	7		誘発反応測定装置	
222AGBZX00219000	デジタル眼底カメラ CRー2	キヤノン株式会社	眼底カメラ(I)	
222AGBZX00220000	ほっとパル β	チェスト株式会社	パルスオキシメータ	
222AGBZX00227000	Vita CR システム	ケアストリームヘルス株式会社	デジタル撮影装置	
222AGBZX00235000	デジタルラジオグラフィ CXDIー70C Wireless	キヤノン株式会社	デジタル撮影装置	
222AGBZX00238000	O ₂ グリーン小春3SP	株式会社医器研	酸素供給装置(I)	
222AGBZX00245000	超音波画像診断装置 UD-1000	株式会社トーメーコーポレーション	超音波検査装置(I)	
222ALBZX00007000	ポータブルX線撮影装置 NX-100	株式会社ティーアンドエス	診断用X線装置	
222ALBZX00013000	フィンガーチップ パルスオキシメーター	フィンガルリンク株式会社	パルスオキシメータ	

新たな保険適用 区分B(個別評価)(材料価格が個別に設定され評価されているもの) 保険適用開始年月日:平成22年11月1日

薬事法承認番号	販売名	保険適用希望者	決定機能区分	償還価格 (円)
21600BZZ00598A01	マイクロカテーテル	株式会社ユー・ティー・エム	010 血管造影用マイクロカテーテル (1)オーバ・ーサ・ワイヤー ③テ・タッチャブ・ルコイル用	¥63,200
21800BZZ10063A01	オステオトランス・プラス40 プレート	タキロン株式会社	080 合成吸収性骨片接合材料(3)ストレートプレート	¥40,200
21800BZZ10063A01			080 合成吸収性骨片接合材料 (4)その他のプレート	¥56,100
22100BZX01091000	Lamitrode 88 リード	セント・ジュード・メディカル株式会社	086 脊髄刺激装置用リード(1)リードセット ②16極以上	¥357,000
22200BZX00699000	Niti-S 胆管用シリコーンカバードステント	センチュリーメディカル株式会社	034 胆道ステントセット(2)自動装着システム付 ①永久留置型 ア カバーあり	¥239,000
22200BZX00711000	HANAROSTENT食道用カバー	エム・シー・メディカル株式会社	メディカル株式会社 095 食道用ステント	
22200BZX00740000	ラッソー2515ナビ	ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社	114 体外式ペースメーカー用カテーテル電極(2)心臓電気生理学的検査機能付加型②冠状静脈洞型	¥111,000
22200BZX00740000	1		114 体外式ペースメーカー用カテーテル電極 (2)心臓電気生理学的検査機能付加型 ③房室弁輪部型	¥241,000
22200BZX00762000	62000 橈骨遠位端ロッキングブレートシステム 瑞穂医科工業株式会社 060 固定用内副子(スクリュー)(1)一般スクリュー(生体用合金 I)		060 固定用内副子(スクリュー) (1)一般スクリュー(生体用合金 I)	¥6,790
22200BZX00762000			061 固定用内副子(プレート)(7)骨端用プレート(生体用合金 I)	¥89,200
22200BZX00797000	Vanguard PS インターロックシステム	バイオメット・ジャパン株式会社	058 人工膝関節用材料 (1)大腿骨側材料 ②全置換用材料(Ⅱ)	¥306,000
22200BZX00797000			058 人工膝関節用材料 (2)脛骨側材料 ②全置換用材料(Ⅱ)	¥182,000
22200BZX00797000			058 人工膝関節用材料 (4)インサート(I)	¥67,400
22200BZX00801000	PTAバルーンカテーテルRX	川澄化学工業株式会社	133 血管内手術用カテーテル (3)PTAバルーンカテーテル ①一般型 イ特殊型	¥108,000
22200BZX00802000	Journey ガイドワイヤー	ボストン・サイエンティフィック ジャパン株式会社	012 血管造影用ガイドワイヤー (3)微細血管用	¥17,600
22200BZX00803000	AO Matrix Midface システム	シンセス株式会社	060 固定用内副子(スケリュー) (8)その他のスケリュー ①標準型 ア 小型スケリュー(頭蓋骨・顔面・上下顎骨用)	¥3,940
22200BZX00803000			061 固定用内副子(ブレート) (9)その他のブレート ①標準ァ指骨、頭蓋骨、顔面骨、上下顎骨用 i ストレート型・異形型	¥15,300
22200BZX00804000	アズニス マイクロ キャニュレイテッドスクリューシステム	日本ストライカ一株式会社	060 固定用内副子(スケリュー) (4)中空スケリュー(生体用合金 I ·S)	¥20,000
22200BZX00804000]		063 固定用内副子用ワッシャー、ナット類 (1)ワッシャー(I)	¥3,030
22200BZX00805000	小児用骨切りプレート	ナカシマメディカル株式会社	060 固定用内副子(スクリュー) (5)中空スクリュー(生体用合金 I ·L)	¥31,400
22200BZX00805000]		061 固定用内副子(プレート)(1)ストレートプレート(生体用合金 I ·S)	¥22,900
22200BZX00806000	Concorde CFRP I/F ケージ	ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社	078 人工骨(2)専用型 ⑤椎体固定用 7 1椎体用	¥190,000
22200BZX00807000	アルファテック トレステル プレートシステム	株式会社アルファテック・パシフィック	064 脊椎固定用材料 (2)脊椎プレート(S)	¥40,700
22200BZX00807000]		064 脊椎固定用材料 (5)脊椎スクリュー(固定型)	¥82,200
22200BZX00827000	サーモダイリューション・カテーテル・3000	日本バイオセンサーズ株式会社	005 サーモダイリューション用カテーテル (1)一般型 ①標準型 ア 標準型	¥18,700
22200BZX00827000]		005 サーモダイリューション用カテーテル (1)一般型 ①標準型 イ 輸液又はペーシングリード用ルーメンあり	¥31,800
22200BZX00828000	MaxFire 半月板縫合システム	バイオメット・ジャパン株式会社	060 固定用内副子(スクリュー) (8)その他のスクリュー ②特殊型 ア 軟骨及び軟部組織用 i スーチャーアンカー型	¥34,300
22200BZX00830000	タイレーン メッシュ	株式会社メディカルリーダース	099 組織代用人工繊維布 (2)ヘルニア修復・胸壁補強用 ①一般	1c㎡当たり¥73
22200BZX00830000			099 組織代用人工繊維布 (2)ヘルニア修復・胸壁補強用 ②形状付加型	¥19,100
22200BZX00832000	アテイン アビリティプラスリード	日本メドトロニック株式会社	113 埋込式心臓ペースメーカー用リード(1)リード①経静脈リードア 標準型	¥155,000
22200BZX00833000	アクセント SR	セント・ジュード・メディカル株式会社	112 ペースメーカー (1)シンケブルチャンハ゛	¥859,000
22200BZX00836000	ACTIYAS人工膝関節	日本メディカルマテリアル株式会社	058 人工膝関節用材料 (1)大腿骨側材料 ②全置換用材料(Ⅱ)	¥306,000
22200BZX00836000]		058 人工膝関節用材料 (2)脛骨側材料 ②全置換用材料(Ⅱ)	¥182,000
22200BZX00836000]		058 人工膝関節用材料 (3)膝蓋骨材料 ①膝蓋骨置換用材料(I)	¥44,700
22200BZX00836000]		058 人工膝関節用材料 (4)インサート(I)	¥67,400
22200BZX00840000	DARCO® ロッキング プレート システム	ライト・メディカル・ジャパン株式会社	060 固定用内副子(スクリュー)(1)一般スクリュー(生体用合金 I)	¥6,790
22200BZX00840000]		061 固定用内副子(プレート)(ア)骨端用プレート(生体用合金 I)	¥89,200
222AFBZX00105000	ナイチノールバスケットカテーテル	株式会社パイオラックスメディカルデバイス	136 胆道結石除去用カテーテルセット (3)採石用パスケットカテーテル	¥39,400
22200BZX00712000	リジェネレックス ポーラス ヒップ システム	バイオメット・ジャパン株式会社	057 人工股関節用材料 (1)骨盤側材料 ①臼蓋形成用カップ(I)	¥165,000
22200BZX00729000	ゴアトリローブバルーンカテーテル Ⅱ	ジャパンゴアテックス株式会社	133 血管内手術用カテーテル (3)PTAハ・ルーンカテーテル ④大動脈用ステントグ・ラフト用 イ 血流非遮断型(胸部及び腹部)	¥88,700
22200BZX00743000	E-1 Hip アセタブラーライナー	バイオメット・ジャパン株式会社	057 人工股関節用材料(1)骨盤側材料(5ライナー(皿)	¥77,500

新たな保険適用 区分C1(新機能)(新たな機能区分が必要で、技術は既に評価されているもの) 保険適用開始年月日:平成22年11月1日

薬事法承認番号	販売名	保険適用希望者	類似機能区分	暫定価格 (円)
22200BZX00698000	ガードワイヤ・プロテクションシステム	日本メドトロニック株式会社	133 血管内手術用カテーテル (6)オクリューションカテーテル ②特殊型 及び 133 血管内手術用カテーテル (9)血栓	¥188,900
			除去用カテーテル ③経皮的血栓除去用	
22200BZX00712000	リジェネレックス ポーラス ヒップ システム	バイオメット・ジャパン株式会社	078 人工骨(2)専用型 ⑥骨盤用 イ その他	¥197,000

2. 歯科 新たな保険適用 区分A2(特定包括)(特定の診療報酬項目において包括的に評価されているもの) 保険適用開始年月日:平成22年11月1日

薬事法承認番号	販売名	保険適用希望者	特定診療報酬算定医療機器の区分
21600BZY00197000	パソラマ	株式会社パノラミックジャパンコーポレーション	歯科エックス線撮影デジタル映像化処理装置
21600BZY00197000			歯科パノラマ断層撮影デジタル映像化処理装置
222AGBZX00227000	Vita CR システム	ケアストリームヘルス株式会社	歯科パノラマ断層撮影デジタル映像化処理装置

新たな保険適用 区分B(個別評価)(材料価格が個別に設定され評価されているもの) 保険適用開始年月日:平成22年11月1日

薬事法承認番号	販売名	保険適用希望者	決定機能区分	償還価格 (円)
222AFBZX00106000	キッズクラウン	株式会社モリタ	056 乳歯金属冠	1本¥289
222AKBZX00094000	IPテンプセメント	株式会社松風	047 歯科用合着·接着材料 II (粉末·液)	1g¥103

臨床検査の保険適用について

区分 E3(新項目)(測定項目が新しい品目)

測定項目	測定方法	主な測定目的	点数
肺炎球菌細胞壁抗原 (定性)	イムノクロマト法	喀痰又は上咽頭ぬぐい中の肺炎球菌抗原の検出 (肺炎球菌感染症の補助診断)	2 1 0 点

(参考)

· 保険適用希望業者 大塚製薬株式会社

・ 商品名 ラピラン 肺炎球菌

・ 参考点数 D012 感染症免疫学的検査 23 尿中肺炎球菌莢膜抗原 210 点

· 判断料 D026 5 免疫学的検査判断料 144点(月1回に限る)

保険適用希望のあった新規の検査項目の概要

【区 分】E3(新項目)(測定項目が新しい品目)

【測定項目】 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)

【測定方法】イムノクロマト法

【測定内容】 喀痰又は上咽頭ぬぐい中の肺炎球菌抗原の検出 (肺炎球菌感染症の補助診断)

【主な対象】肺炎球菌感染が疑われる肺炎又は下気道感染症患者

【有 用 性】①既存検査と比較し、感染の早い段階から抗原の検出が可能

②検体の採取が比較的容易

③既存検査と比較し、感度が高い

【本検査の感度・特異度(治験の結果より抜粋、細菌培養と比較)】

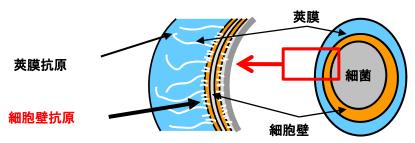
検査試料	疾患名	感度	特異度
喀痰	成人肺炎	87.5%	92.9%
哈 灰	成人下気道感染症	90.9% 94	94.7%
上咽頭바ᄼ	肺炎	67.5%	100.0%
上咽頭ぬぐい	下気道感染症	54.5%	100.0%
中耳貯留液•耳漏	中耳炎	50.9%	90.4%
上咽頭ぬぐい	副鼻腔炎	44.3%	96.1%

保険適用と する範囲

(参考)

既存検査との比較(添付文書等より)

	本品	尿中肺炎球菌莢膜抗原(1例)	髄液又は尿中肺炎球菌抗原(1例)
検体の種類	喀痰・上咽頭ぬぐい	尿	細菌培養後の検体
測定原理	イムノクロマト法	イムノクロマト法	ラテックス凝集法
検出抗原	肺炎球菌細胞壁抗原	肺炎球菌莢膜抗原	肺炎連鎖球菌莢膜多糖体抗原
感度·特異度 (肺炎)	感度: 79.8% 特異度:93.9%	感度: 59.5% 特異度:93.9%	培養法の補助的検査
		・感染初期では陰性 ・治癒後でも1~2ヵ月ほど検出 ・乳幼児、小児の採尿が 困難	(尿を検体とした迅速診断キットはない)





感度・特異度について

	疾患あり	疾患なし	合計
陽性	а	b	a+b
陰性	С	d	c+d
合計	a+c	b+d	a+b+c+d
a= i	I陽性 b=偽陽性	c=偽陰性 d=真	· 陰性

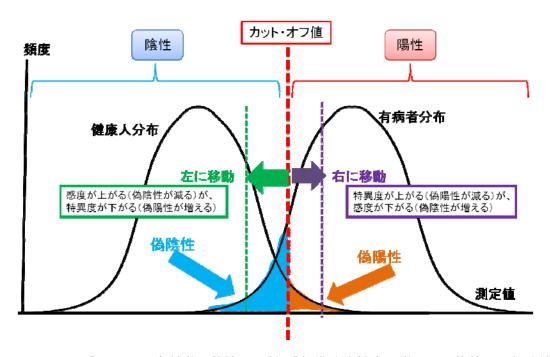
【感度】

疾患をもつ人のうち試験で陽性となった割合: a/(a+c)

【特異度】

疾患をもたない人のうち試験で陰性となった割合: d/(b+d)

感度が高い検査は目的とする疾患をもつ患者を見逃すことが少なく、 特異度が高い検査は疾患を持たない人を偽陽性とすることが少ない。



「ハリソン内科学原著第15版」「標準臨床検査医学」より抜粋・一部改編

平成22年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成22年度調査)

1	. 調	查票修正
		救急医療等の充実・強化のための見直しの影響調査
	•	救急病院施設票(修正前・修正後)・・・・・・・・・・・1 ~ 2 頁
		外来管理加算の要件見直し及び地域医療貢献加算創設の影響調査
	•	病院施設票(修正前・修正後)・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4頁
	•	診療所施設票(修正前・修正後)・・・・・・・・・・・・5 ~ 8頁
	•	病院患者票(修正前・修正後)・・・・・・・・・・・・・9 ~ 1 0 頁
	•	診療所患者票(地域医療貢献加算届出有:修正前・修正後)・・・・11~14頁
	•	診療所患者票(地域医療貢献加算届出無:修正前・修正後)・・・・15~16頁
		明細書無料発行原則義務化に伴う実施状況調査
	•	病院施設票(修正前・修正後)・・・・・・・・・・・・17~23頁
	•	診療所施設票(修正前・修正後)・・・・・・・・・・・24~29頁
	•	歯科診療所施設票(修正前・修正後)・・・・・・・・・・30~37頁
	•	薬局施設票(修正前・修正後)・・・・・・・・・・・・38~42頁
	•	訪問看護ステーション施設票(修正前・修正後)・・・・・・・44~50頁
2	. 患	者依頼票
		救急医療等の充実・強化のための見直しの影響調査
	•	院内トリアージ患者票患者依頼票・・・・・・・・・・・・5 1 頁
		外来管理加算の要件見直し及び地域医療貢献加算創設の影響調査
	•	病院患者票患者依頼票・・・・・・・・・・・・・・・・52頁
	•	診療所患者票患者依頼票(地域医療貢献加算届出有)・・・・・・・・53頁
	•	診療所患者票患者依頼票(地域医療貢献加算届出有)・・・・・・・・5 4 頁
		明細書無料発行原則義務化に伴う実施状況調査
	•	病院患者票患者依頼票・・・・・・・・・・・・・・・・・55頁
	•	診療所患者票患者依頼票・・・・・・・・・・・・・・・・5 7 頁
	•	歯科診療所患者票患者依頼票・・・・・・・・・・・・・・59頁
		薬局患者票患者依頼票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

訪問看護ステーション患者票患者依頼票・・・・・・・・・・63頁

救急病院票 修正前

問11 貴院で雇用している医師および看護職員のうち、平成22年12月1日(水)、4日(土)、5日(日) の午前10時、午後10時の時点に救急医療等に従事していた医師及び看護職員(保健師、助産師、 看護師、准看護師)の実人数をご記入ください。

				午前 10 時	午後 10 時
1 12月1日(水)	① 医 師		救 命 救 急 室	人	人
			特定集中治療室	人	人
			ハイケアユニット	人	人
			新生児特定集中治療室	人	人
		従	母体・胎児集中治療室	人	人
		事	新生児治療回復室	人	人
	② 看護職員	部	救命 救急室	人	人
		署	特定集中治療室	人	人
			ハイケアユニット	人	人
			新生児特定集中治療室	人	人
			母体・胎児集中治療室	人	人
			新生児治療回復室	人	人
2 12月4日(土)	① 医 師		救命 救急室	人	人
			特定集中治療室	人	人
			ハイケアユニット	人	人
			新生児特定集中治療室	人	人
		従	母体・胎児集中治療室	人	人
		事	新生児治療回復室	人	人
	② 看護職員	部	救命 救急室	人	人
		署	特定集中治療室	人	人
			ハイケアユニット	人	人
			新生児特定集中治療室	人	人
			母体・胎児集中治療室	人	人
			新生児治療回復室	人	人
3 12月5日(日)	① 医 師		救命 救急室	人	人
			特定集中治療室	人	人
			ハイケアユニット	人	人
			新生児特定集中治療室	人	人
		従	母体・胎児集中治療室	人	人
		事	新生児治療回復室	人	人
	② 看護職員	部	救命 救急室	人	人
		署	特定集中治療室	人	人
			ハイケアユニット	人	人
			新生児特定集中治療室	人	人
			母体・胎児集中治療室	人	人
			新生児治療回復室	人	人

救急病院票 修正後

問11 貴院で雇用している医師のうち、平成22年12月1日(水)、4日(土)、5日(日)の午前9時、午前10時、午前11時、午後4時、午後5時、午後6時の時点に、各従事部署に従事していた 医師の実人数をご記入ください。

			午 前		午 後			
			9時	10 時	11 時	4 時	5 時	6 時
12		救 命 救 急 室	人	人	人	人	人	人
月	従	特定集中治療室	人	人	人	人	人	人
1	事	ハイケアユニット	人	人	人	人	人	人
日	部	新生児特定集中治療室	人	人	人	人	人	人
(水)	署	母体・胎児集中治療室	人	人	人	人	人	人
		新生児治療回復室	人	人	人	人	人	人
12		救 命 救 急 室	人	人	人	人	人	人
月	従	特定集中治療室	人	人	人	人	人	人
4	事	ハイケアユニット	人	人	人	人	人	人
日	部	新生児特定集中治療室	人	人	人	人	人	人
(土)	署	母体・胎児集中治療室	人	人	人	人	人	人
		新生児治療回復室	人	人	人	人	人	人
12		救命 救急室	人	人	人	人	人	7
月	従	特定集中治療室	人	人	人	人	人	人
5	事	ハイケアユニット	人	人	人	人	人	人
日	部	新生児特定集中治療室	人	人	人	人	人	人
(日)	署	母体・胎児集中治療室	人	人	人	人	人	人
		新生児治療回復室	人	人	ل	人	—————————————————————————————————————	人

問12 貴院で雇用している看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)のうち、平成22年12月 1日(水)、4日(土)、5日(日)の午前10時、午後6時、午後10時の時点に、各従事部署 に従事していた看護職員の実人数をご記入ください。

			午前 10 時	午後6時	午後 10 時
12月1日(水)		救 命 救 急 室	人	人	人
	従	特定集中治療室	人	人	人
	事	ハイケアユニット	人	人	人
	部	新生児特定集中治療室	人	人	人
	署	母体・胎児集中治療室	人	人	人
		新生児治療回復室	人	人	人
12月4日(土)		救命 救急室	人	人	人
	従	特定集中治療室	人	人	人
	事	ハイケアユニット	人	人	人
	部	新生児特定集中治療室	人	人	人
	署	母体・胎児集中治療室	人	人	人
		新生児治療回復室	人	人	人
12月5日(日)		救命 救急室	人	人	人
	従	特定集中治療室	人	人	人
	事	ハイケアユニット	人	人	人
	部	新生児特定集中治療室	人	人	人
	署	母体・胎児集中治療室	人	人	人
		新生児治療回復室	人	人	人

病院票修正前

■外来管理加算の算定状況等(平成22年10月31日現在)についてお伺いします。

問5 貴院における「外来管理加算」の 算定状況 について該当するものをお選びください「02」「03」を選ばれた場合はその理由もご記入ください。	۱。(は1つ)
01.平成 22 年 3 月以前から算定している)	
02.平成22年3月以前は算定していなかったが、現在は算定している	}	▶ 次の問6にお進み下さい。
現在は算定している理由(かりこい。
03 . 平成 22 年 3 月以前は算定していたが、現在は算定していない	h	
現在は算定していない理由(}	▶ 5頁の <u>問11</u> にお 進み下さい。
04.平成 22 年 3 月以前から算定していない		EUF PCVI

問5にて「01」「02」を選ばれた場合は、以下の<u>問6~問10</u>をご回答の上、引き続き<u>問11</u>以降についてもご回答ください。

問6 貴院にて 外来管理加算を算定している患者に対 をお選びください。(あてはまる番号全てに)	して おおむね行っている診療内容 について該当するもの
01 . 問診	02.身体診察(視診、聴診、打診及び触診等)
03.症状・状態についての説明	04.今後の治療方針についての説明
05 . 生活上の注意や指導	06.処方する薬についての説明
07.患者の悩みや不安・疑問への対応	
08 . その他 → 具体的に : (

問7 貴院にて、 処置やリハビリテーション等を行わず計画的な医学管理 算定していない患者はいますか 。該当するものをお選びください。(
	▶ 次の問8にお進み下さい。
02.外来管理加算を算定しない患者がいない	<u>▶ 問9</u> にお進み下さい。

問7にて「01」を選ばれた場合は、以下の<u>問8</u>をご回答の上、引き続き<u>問9</u>以降についてもご回答ください。

- 問8 貴院にて、**処置やリハビリテーション等を行わず計画的な医学管理を行っているものの、外来管理加算を 算定していない患者について、算定しない理由として**該当するものをお選びください。(あてはまる番号全てに)
 - 01. 簡単な問診、身体診察以外には投薬のみを行っているから
 - 02.簡単な問診、身体診察以外には注射のみを行っているから
 - 03.症状や治療方針、処方する薬などに関して、簡単な説明のみを行っているから
 - 04. 算定可能なケースであるかが判然としないから
 - 05. その他 → 具体的に: (
- 問9 貴院の外来管理加算を算定している患者について、**1人当りの直接診察を行っている時間**(*)(平均)は どのくらいですか。おおよその時間で結構ですので、具体的な数値をご記入ください。
- (*)「直接診察を行っている時間」とは
- ここでは、便宜的に、患者が診察室に入室した時間を診察開始時間、退室した時 点を診察終了時間とし、その間一貫して医師が患者に対して問診、身体診察、 療養上の指導を行っている場合の時間を指します。

約()分

病院票修正後

■外来管理加算の算定状況等(平成22年10月31日現在)についてお伺いします。

問5	貴院における「外来管理加算」の 算定状況 について該当するものをお選びください「02」「03」を選ばれた場合はその理由もご記入ください。	۱。(は1つ)
01	. 平成 22 年 3 月以前から算定している	\bigcap	
02	. 平成 22 年 3 月以前は算定していなかったが、現在は算定している] }	▶ 次の <u>問6</u> にお進 み下さい。
	現在は算定している理由(J	の下さい。
03	. 平成 22 年 3 月以前は算定していたが、現在は算定していない	\int_{0}^{∞}	
	現在は算定していない理由(}	▶ 5頁の <u>問11</u> にお 進み下さい。
04	. 平成 22 年 3 月以前から算定していない	J	Æv/· [· C v I₀

問5にて「01」「02」を選ばれた場合は、以下の<u>問6~問10</u>をご回答の上、引き続き<u>問11</u>以降についてもご回答ください。

問6 貴院にて 外来管理加算を算定している患者に対 をお選びください。(あてはまる番号全てに)	して おおむね行っている診療内容について該当するもの
01 . 問診	02.身体診察(視診、聴診、打診及び触診等)
03.症状・状態についての説明	04.今後の治療方針についての説明
05 . 生活上の注意や指導	06.処方する薬についての説明
07.患者の悩みや不安・疑問への対応	
08 . その他 → 具体的に : (

問7 貴院にて、 処置やリハビリテーション等を行わず計画的な医学管理 算定していない患者はいますか 。該当するものをお選びください。(
01.外来管理加算を算定しない患者がいる	▶ 次の問8にお進み下さい。
02.外来管理加算を算定しない患者がいない	<u>▶ 問9</u> にお進み下さい。

問7にて「01」を選ばれた場合は、以下の<u>問8</u>をご回答の上、引き続き<u>問9</u>以降についてもご回答ください。

-	
	問8 貴院にて、 外来管理加算を算定していない患者について、5分要件が廃止されたにも関わらず算定を行っていない理由として 該当するものをお選びください。(あてはまる番号全てに)
	01.簡単な問診、身体診察以外には投薬のみを行っているから
	02.簡単な問診、身体診察以外には注射のみを行っているから
	03.症状や治療方針、処方する薬などに関して、簡単な説明のみを行っているから
	O4.算定可能なケースであるかが判然としないから
	05.その他 → 具体的に: ()

問9 貴院の外来管理加算を算定している患者について、**1人当りの直接診察を行っている時間**(*)(平均)はどのくらいですか。おおよその時間で結構ですので、具体的な数値をご記入ください。
(*)「直接診察を行っている時間」とは

ここでは、便宜的に、患者が診察室に入室した時間を診察開始時間、退室した時 点を診察終了時間とし、その間一貫して医師が患者に対して問診、身体診察、 療養上の指導を行っている場合の時間を指します。

約()分

一般診療所票 修正前

■外来管理加算の算定状況等(平成 22 年 10 月 31 日現在)についてお伺いします。

問8 貴院における「外来管理加算」の 算定状況 について該当するものをお選びください「02」「03」を選ばれた場合はその理由もご記入ください。	۱. (は1つ)
01.平成 22 年 3 月以前から算定している]	
02.平成 22 年 3 月以前は算定していなかったが、現在は算定している]}	▶ 次の問9にお進み下さい。
現在は算定している理由 (ال	かいこい。
03 . 平成 22 年 3 月以前は算定していたが、現在は算定していない	\prod	
現在は算定していない理由()	▶ 4頁の <u>問14</u> にお 進み下さい。
04.平成 22 年 3 月以前から算定していない		述が下CVI。

問8にて「01」「02」を選ばれた場合は、以下の<u>問9~問13</u>をご回答の上、引き続き<u>問14</u>以降についてもご回答ください。

問 10 貴院にて、 処置やリハビリテーション等を行わず計画的な医学管を算定していない患者はいますか 。該当するものをお選びください。	
	▶ 次の問11 にお進み下さい。
02.外来管理加算を算定しない患者がいない	<u>▶ 問12</u> にお進み下さい。

問 10 にて「01」を選ばれた場合は、以下の<u>問 11</u>をご回答の上、引き続き<u>問 12</u>以降についてもご回答ください。

- 問 11 貴院にて、**処置やリハビリテーション等を行わず計画的な医学管理を行っているものの、外来管理加算を算定していない患者について、算定しない理由として**該当するものをお選びください。(あてはまる番号全てに)
 - 01.簡単な問診、身体診察以外には投薬のみを行っているから
 - 02.簡単な問診、身体診察以外には注射のみを行っているから
 - 03.症状や治療方針、処方する薬などに関して、簡単な説明のみを行っているから
 - 04. 算定可能なケースであるかが判然としないから
 - 05. その他 → 具体的に: (
- 問 12 貴院の外来管理加算を算定している患者について、**1人当りの直接診察を行っている時間**(*)(平均)は どのくらいですか。おおよその時間で結構ですので、具体的な数値をご記入ください。
- (*)「直接診察を行っている時間」とは
- ここでは、便宜的に、患者が診察室に入室した時間を診察開始時間、退室した時点を診察終了時間とし、その間一貫して医師が患者に対して問診、身体診察、療養上の指導を行っている場合の時間を指します。

約()分

に最も近いものをそれぞ	れ 1 つお選びくカ	ださい。また、そ の)理由についてもご	記入ください。		
	01.評価する	02 .	どちらでもない	03.評価しない		
1 「5 分要件」の廃止	その理由 : (•				
2 「お薬受診」算定対象	01.評価する	02.	どちらでもない	03.評価しない		
除外の明記	その理由: (·				
3 「懇切丁寧な説明」を	01.評価する	02.	どちらでもない	03.評価しない		
満たす条件の変更	その理由: (
■地域医療貢献加算に関す						
問 16 貴院の 地域医療貢献 が と届出をされている場合				日現在)について、その有無		
01.届け出ている			02.届け出 [*]	ていない		
<u>届出時期</u> :平成 22 年	()月(問 17 及び問 18 へ	<u> </u>	<u> 月19 及び問 20 へ</u>)		
ありますか。以下の項	目について該当 医療貢献加算の 司知方法を変更し 職員配置等の人員	するものをお選び 新設)より前に既 した 員体制を変更した	ください。(あてはま こ施設基準を満たし	等について変更を加えた点 は きる番号全てに) でおり、特に変更していない		
問 18 貴院の地域医療貢献加算に関する施設基準の届出の前後で、 診療時間外の対応 は増えたと感じますか。 該当するものを 1 つお選びください。(は 1 つ) (問 21 へ) 01 . 大幅に増えた 02 . 増えた 03 . あまり変わらない 04 . 減った 05 . 大幅に減った						
от тупше-дусте	32 1 7 H/C/C	00.000.000	5 - G - T - W			
問 19 貴院で地域医療貢 さい。(あてはまる番		施設基準の届出を	うわない理由 として	、該当するものをお選びくだ		
01.時間外の電話対応の 03.24時間対応を行うた。 05.連携する他医療機関 07.施設基準の要件がよ 09.その他 具体的に:	めの体制確保等1 との連絡体制に2	こ不安がある 04 下安がある 06	. 必要な人件費等に	大きい 合せがもともと少ない 比べ加算点数が少ない の存在を知らなかった		
10 . 特になし						
問 20 貴院で今後、地域 つお選びください。(冨出を行う予定はあ	りますか。該当するものを 1		
O1 . 届出を行う予定が 届出予定時期: 平6	ある		02.届出を行う	う予定はない		
	~ \	//1/7	i			

問 15 平成 22 年 4 月の診療報酬改定における外来管理加算の算定要件の各見直し事項に関して、あなたの考え

一般診療所票 修正後

■外来管理加算の算定状況等(平成 22 年 10 月 31 日現在)についてお伺いします。

問8 貴院における「外来管理加算」の 算定状況 について該当するものをお選びくだ「O2」「O3」を選ばれた場合はその理由もご記入ください。	さい。	(は1つ)
01.平成 22 年 3 月以前から算定している	Ì	
02 . 平成 22 年 3 月以前は算定していなかったが、現在は算定している		し ▶ 次の <u>問9</u> にお進 み下さい。
現在は算定している理由 () -	0 1 C 1 1 0
03.平成22年3月以前は算定していたが、現在は算定していない	`	
現在は算定していない理由()	し ▶ 4頁の <u>問14</u> にお 進み下さい。
04.平成 22 年 3 月以前から算定していない		<u></u>

問8にて「01」「02」を選ばれた場合は、以下の<u>問9~問13</u>をご回答の上、引き続き<u>問14</u>以降についてもご回答ください。

問9 貴院にて**外来管理加算を算定している患者に対して おおむね行っている診療内容**について該当するものをお選びください。(あてはまる番号全てに)

01.問診

02.身体診察(視診、聴診、打診及び触診等)

03.症状・状態についての説明

05.生活上の注意や指導

06.処方する薬についての説明

07.患者の悩みや不安・疑問への対応

08.その他 → 具体的に:

問 10 貴院にて、 処置やリハビリテーション等を行わず計画的な医学管を算定していない患者はいますか 。該当するものをお選びください。	
O1.外来管理加算を算定しない患者がいる	▶ 次の問 11 にお進み下さい。
02.外来管理加算を算定しない患者がいない	▶ <u>問 12</u> にお進み下さい。

問 10 にて「01」を選ばれた場合は、以下の<u>問 11</u>をご回答の上、引き続き<u>問 12</u>以降についてもご回答ください。

- 問 11 貴院にて、外来管理加算を算定していない患者について、5 分要件が廃止されたにも関わらず算定を行っていない理由として該当するものをお選びください。(あてはまる番号全てに)
 - 01.簡単な問診、身体診察以外には投薬のみを行っているから
 - 02.簡単な問診、身体診察以外には注射のみを行っているから
 - 03.症状や治療方針、処方する薬などに関して、簡単な説明のみを行っているから
 - 04. 算定可能なケースであるかが判然としないから
 - 05. その他 → 具体的に: (
- 問 12 貴院の外来管理加算を算定している患者について、**1人当りの直接診察を行っている時間**(*)(平均)は どのくらいですか。おおよその時間で結構ですので、具体的な数値をご記入ください。
- (*)「直接診察を行っている時間」とは
- ここでは、便宜的に、患者が診察室に入室した時間を診察開始時間、退室した時 点を診察終了時間とし、その間一貫して医師が患者に対して問診、身体診察、 療養上の指導を行っている場合の時間を指します。

約()分

問 15 平成 22 年 4 月の診療 に最も近いものをそれぞ					あなたの考え
	01.評価する	02 . どち	らでもない	03.評価U	」ない
1 「5分要件」の廃止	その理由: (
2 「お薬受診」算定対象	01.評価する	02 . どち	らでもない	03 . 評価 l	」ない
除外の明記	その理由 : (
3 「懇切丁寧な説明」を	01.評価する	02 . どち	らでもない	03.評価し	」ない
満たす条件の変更	その理由:(
■地域医療貢献加算に関す 問 16 貴院の地域医療貢献加 と届出をされている場合	口算に関する施設基準	の届出状況(平原	t 22 年 10 月 31	日現在) につい	1て、その有無
	は曲山の時期にフいて	ここに入ください		T11#811	
01.届け出ている	/ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	13.7 賞目日 1.0 ~ \	02.届け出		A)
<u>届出時期</u> :平成 22 年	()月(問1/	<u> </u>	(<u> 掲 19 及び問 20 -</u>	<u>^_</u>)
問 17 貴院の地域医療貢 ありますか。以下の項 01.平成22年4月(地域 02.時間外対応に関する)	目について該当するも 医療貢献加算の新設) 問知方法を変更した	のをお選びくだより前に既に施	さい。(あては	まる番号全てに)
03.時間外対応のために			38 to 1 +_		
04.時間外対応のために 05.その他 具体的に:	別たに延隣の医療機関	この建務対心を	用好 U に		
問 18 貴院の地域医療貢 該当するものを 1 つま	献加算に関する施設基 β選びください。(は			の対応は増えた。	と感じますか。
01. 大幅に増えた	02.増えた 03.	あまり変わらな	い 04.減	った 05.	大幅に減った
問 19 貴院で地域医療貢 さい。(あてはまる番		準の届出を行わ	ない理由 として	、該当するもの	をお選びくだ
01.時間外の電話対応の103.コアは準夜帯の対応			急対応の負担か こ不安がある	大きい	
04.休日・夜間等の問合	せがもともと少ない				
05.連携する他医療機関	との連絡体制に不安が	ある 06.必	要な人件費等に	比べ加算点数か	で少ない
07.施設基準の要件がよ	くわからない	08.地	域医療貢献加算	[の存在を知らな	いかった
09 . その他 具体的に:					
10 . 特になし					
問 20 書腔で会後 地域					
つお選びください。(医療貢献加算に関する は1つ) (<u>問2</u>		を行う予定はあ	りますか。該当	íするものを 1
	は1つ) (<u>問2</u>		を行う予定はあ 02.届出を行う		するものを 1

病院票 修正前

(7) 本調査票を受け取った日の診察で、医師の説明内容は丁寧だったと思いますか。 ※Oは1つだけ

1. とてもそう思う

2. そう思う

3. どちらともいえない

4. あまりそう思わない

5. まったくそう思わない

(8) 本調査票を受け取った日の診察で、医師の説明内容が理解できたと思いますか。 ※Oは1つだけ

1. とてもそう思う

2. そう思う

3. どちらともいえない

4. あまりそう思わない

5. まったくそう思わない

Ⅲ. 外来管理加算についておうかがいします。

外来管理加算とは・・・

2回目以降の診察(「再診」といいます)のときに、医師が問診・身体診察などから計画的な医学管理を行った場合、「外来管理加算」(520円。医療費の自己負担が3割の場合、患者負担額は156円となります。)として医療機関が請求できる費用のことです。今までは、その提供される医療サービスの内容が分かりにくいといった指摘等がありました。そこで、平成22年4月には、この「外来管理加算」の意義付けを見直し、医師が必要に応じて「丁寧な問診と身体診察、症状・病状や療養上の注意点などの懇切丁寧な説明、療養上の疑問や不安を解消するための取組み」を行った場合に算定するものとされました。なお、この外来管理加算は、薬の処方だけの受診では算定されません。

(1)処置やリハビリテーション等が行われない場合に、「懇切丁寧(こんせつていねい)な説明」の有無で、診療報酬および窓口で支払う額が異なることを知っていましたか。 ※Oは1つだけ

1. 知っていた

2. 知らなかった

- (2)「懇切丁寧(こんせつていねい)な説明」として必ず行ってほしいことは何ですか。 ※Oはあてはまるものすべて
- 1. 訴えの確認 (例:「昨日から熱が続いて、頭が痛いということですね?」)
- 2. 診察結果の所見と医学的判断等の説明(例.「のどの腫れもよくなっていますので、2~3日休めば問題なく回復します。」)
- 3. これまでの治療結果を含めた療養上の注意等の説明・指導(例.「まだ痰(たん)があるので、しばらくタバコは控えたほうがよいですよ。」)
- 4. 疑問や不安を聞く質問をする(例、「不安なことはありますか?」)
- 5. その他(具体的に

病院票 修正後

(7) 本調査票を受け取った日の診察で、医師の説明内容は丁寧だったと思いますか。 ※Oは1つだけ

1. とてもそう思う

2. そう思う

3. どちらともいえない

4. あまりそう思わない

5. まったくそう思わない

(8) 本調査票を受け取った日の診察で、医師の説明内容が理解できたと思いますか。 ※Oは1つだけ

1. とてもそう思う

2. そう思う

3. どちらともいえない

4. あまりそう思わない

5. まったくそう思わない

Ⅲ. 外来管理加算についておうかがいします。

外来管理加算とは・・・

2回目以降の診察(「再診」といいます)のときに、医師が問診・身体診察などから計画的な医学管理を行った場合、「外来管理加算」(520円。医療費の自己負担が3割の場合、患者負担額は156円となります。)として医療機関が請求できる費用のことです。今までは、その提供される医療サービスの内容が分かりにくいといった指摘等がありました。そこで、平成22年4月には、この「外来管理加算」の意義付けを見直し、医師が必要に応じて「丁寧な問診と身体診察、症状・病状や療養上の注意点などの懇切丁寧な説明、療養上の疑問や不安を解消するための取組み」を行った場合に算定するものとされました。

(1)処置やリハビリテーション等が行われない場合に、「懇切丁寧(こんせつていねい)な説明」の有無で、診療報酬および窓口で支払う額が異なることを知っていましたか。 ※Oは1つだけ

1. 知っていた

2. 知らなかった

- (2)「懇切丁寧(こんせつていねい)な説明」として必ず行ってほしいことは何ですか。 ※Oはあてはまるものすべて
- 1. 訴えの確認(例:「昨日から熱が続いて、頭が痛いということですね?」)
- 2. 診察結果の所見と医学的判断等の説明(例.「のどの腫れもよくなっていますので、2~3日休めば問題なく回復します。」)
- 3. これまでの治療結果を含めた療養上の注意等の説明・指導(例、「まだ痰(たん)があるので、しばらくタバコは控えたほうがよいですよ。」)
- 4. 疑問や不安を聞く質問をする(例、「不安なことはありますか?」)
- 5. その他(具体的に

)

一般診療所票(加算有り) 修正前

(7) 本調査票を受け取った日の診察で、	医師の説明内容は丁寧だったと思いま
すか。	※0は1つだけ

1. とてもそう思う

2. そう思う

3. どちらともいえない

4. あまりそう思わない

5. まったくそう思わない

(8) 本調査票を受け取った日の診察で、医師の説明内容が理解できたと思いますか。 ※Oは1つだけ

1. とてもそう思う

2. そう思う

3. どちらともいえない

4. あまりそう思わない

5. まったくそう思わない

Ⅲ. 外来管理加算についておうかがいします。

外来管理加算とは・・・

2回目以降の診察(「再診」といいます)のときに、医師が問診・身体診察などから計画的な医学管理を行った場合、「外来管理加算」(520円。医療費の自己負担が3割の場合、患者負担額は156円となります。)として医療機関が請求できる費用のことです。今までは、その提供される医療サービスの内容が分かりにくいといった指摘等がありました。そこで、平成22年4月には、この「外来管理加算」の意義付けを見直し、医師が必要に応じて「丁寧な問診と身体診察、症状・病状や療養上の注意点などの懇切丁寧な説明、療養上の疑問や不安を解消するための取組み」を行った場合に算定するものとされました。なお、この外来管理加算は、薬の処方だけの受診では算定されません。

(1)処置やリハビリテーション等が行われない場合に、「懇切丁寧(こんせつていねい)な説明」の有無で、診療報酬および窓口で支払う額が異なることを知っていましたか。 ※Oは1つだけ

1. 知っていた

2. 知らなかった

- (2)「懇切丁寧(こんせつていねい)な説明」として必ず行ってほしいことは何ですか。 ※Oはあてはまるものすべて
- 1. 訴えの確認 (例:「昨日から熱が続いて、頭が痛いということですね?」)
- 2. 診察結果の所見と医学的判断等の説明(例.「のどの腫れもよくなっていますので、2~3日休めば問題なく回復します。」)
- 3. これまでの治療結果を含めた療養上の注意等の説明・指導(例.「まだ痰(たん)があるので、しばらくタバコは控えたほうがよいですよ。」)
- 4. 疑問や不安を聞く質問をする(例、「不安なことはありますか?」)
- 5. その他(具体的に

Ⅳ. 時間外診療についておうかがいします。

時間外診療とは・・・

医療機関の標榜時間(医療機関が開院して診察に応じている時間。例.「月曜日~金曜日 9:00~17:00」)以外の時間に、急患などに対応して診察や必要な処置を行うことです。

- (1)時間外診療の体制が整えられていることで、診療報酬および窓口で支払う額が異なることを知っていましたか。 ※○は1つだけ
 - 1. 知っている

2. 知らない

- (2) 本調査票を受け取った医療機関は、標榜時間外の診察や電話での対応を行っていることを知っていますか。 ※○は1つだけ
 - 1. 知っている
 ⇒質問(3)(4)(5)へ

- 知らない
 ⇒質問(8)へ
- (3) <u>調査票を受け取った医療機関</u>が、診察や電話での対応を行っていること及び時間外の連絡先はどのようにしてお知りになりましたか。

※○はあてはまるものすべて

- 1. 院内に時間外対応体制や連絡先について掲示してあった
- 2. 時間外対応体制や連絡先を記載した文書が配布された
- 3. 時間外対応体制や連絡先について診察券に記載してあった
- 4. その他(具体的に

(4) 時間外の電話対応がなされていることについてどう思いますか。

※Oは1つだけ

- 1. とてもよい
- 2. よい
- 3. どちらともいえない
- 4. なくてもよい
- (5) 本調査票を受け取った医療機関に標榜時間外に来院したり、電話での問い合わせをしたことがありますか。 ※Oはあてはまるものすべて
- 1. 電話で問い合わせたことがある ⇒質問(6)へ
- 2. 来院したことがある

⇒質問(7)へ

3. ない

⇒質問(8)へ

一般診療所票(加算有り) 修正後

(7) 本調査票を受け取った日の診察で、	医師の説明内容は丁寧だったと思いま
すか。	※0は1つだけ

1. とてもそう思う

2. そう思う

3. どちらともいえない

4. あまりそう思わない

5. まったくそう思わない

(8) 本調査票を受け取った日の診察で、医師の説明内容が理解できたと思いますか。 ※Oは1つだけ

1. とてもそう思う

2. そう思う

3. どちらともいえない

4. あまりそう思わない

5. まったくそう思わない

Ⅲ. 外来管理加算についておうかがいします。

外来管理加算とは・・・

2回目以降の診察(「再診」といいます)のときに、医師が問診・身体診察などから計画的な医学管理を行った場合、「外来管理加算」(520円。医療費の自己負担が3割の場合、患者負担額は156円となります。)として医療機関が請求できる費用のことです。今までは、その提供される医療サービスの内容が分かりにくいといった指摘等がありました。そこで、平成22年4月には、この「外来管理加算」の意義付けを見直し、医師が必要に応じて「丁寧な問診と身体診察、症状・病状や療養上の注意点などの懇切丁寧な説明、療養上の疑問や不安を解消するための取組み」を行った場合に算定するものとされました。

(1) 処置やリハビリテーション等が行われない場合に、「懇切丁寧(こんせつていねい)な説明」の有無で、診療報酬および窓口で支払う額が異なることを知っていましたか。 ※Oは1つだけ

1. 知っていた

2. 知らなかった

- (2)「懇切丁寧(こんせつていねい)な説明」として必ず行ってほしいことは何ですか。 ※Oはあてはまるものすべて
- 1. 訴えの確認(例:「昨日から熱が続いて、頭が痛いということですね?」)
- 2. 診察結果の所見と医学的判断等の説明(例,「のどの腫れもよくなっていますので、2~3日休めば問題なく回復します。」)
- 3. これまでの治療結果を含めた療養上の注意等の説明・指導(例、「まだ痰(たん)があるので、しばらくタバコは控えたほうがよいですよ。」)
- 4. 疑問や不安を聞く質問をする(例、「不安なことはありますか?」)
- 5. その他(具体的に

)

Ⅳ、時間外診療についておうかがいします。

時間外診療とは・・・

医療機関の標榜時間(医療機関が開院して診察に応じている時間。例、「月曜日〜金曜日 9:00〜17:00」)以外の時間に、急患などに対応して診察や必要な処置を行うことです。こうした時間外診療や患者からの休日・夜間等の問い合わせなどに対応する体制を整えている場合に、医療機関は「地域医療貢献加算」(30円。医療費の自己負担が3割の場合、患者負担額は9円となります。)を再診時に請求できます。

- (1) 本調査票を受け取った医療機関は、標榜時間外の診察や電話での対応を行っていますか。 ※○は1つだけ
- 1. 行っている
 ⇒質問(2)(3)(4)へ
- 行っていない
 ⇒質問(7)へ
- 知らない
 ⇒質問(7)へ
- (2)<u>調査票を受け取った医療機関</u>が、診察や電話での対応を行っていること及び時間外の連絡先はどのようにしてお知りになりましたか。

※Oはあてはまるものすべて

- 1. 院内に時間外対応体制や連絡先について掲示してあった
- 2. 時間外対応体制や連絡先を記載した文書が配布された
- 3. 時間外対応体制や連絡先について診察券に記載してあった
- 4. その他(具体的に)
- (3)時間外の電話対応がなされていることについてどう思いますか。

※Oは1つだけ

- 1. とてもよい
- 2. よい
- 3. どちらともいえない
- 4. なくてもよい
- (4)本調査票を受け取った医療機関に標榜時間外に来院したり、電話での問い合わせをしたことがありますか。 ※Oはあてはまるものすべて
- 1. 電話で問い合わせたことがある ⇒質問(5)へ
- 2. 来院したことがある ⇒質問(6)へ
- 3. ない ⇒質問(7)へ

一般診療所票(加算無し) 修正前

(7) 本調査票を受け取った日の診察で、	医師の説明内容は丁寧だったと思いま
すか。	※0は1つだけ

1. とてもそう思う

2. そう思う

3. どちらともいえない

4. あまりそう思わない

5. まったくそう思わない

(8) 本調査票を受け取った日の診察で、医師の説明内容が理解できたと思いますか。 ※Oは1つだけ

1. とてもそう思う

2. そう思う

3. どちらともいえない

4. あまりそう思わない

5. まったくそう思わない

Ⅲ. 外来管理加算についておうかがいします。

外来管理加算とは・・・

2回目以降の診察(「再診」といいます)のときに、医師が問診・身体診察などから計画的な医学管理を行った場合、「外来管理加算」(520円。医療費の自己負担が3割の場合、患者負担額は156円となります。)として医療機関が請求できる費用のことです。今までは、その提供される医療サービスの内容が分かりにくいといった指摘等がありました。そこで、平成22年4月には、この「外来管理加算」の意義付けを見直し、医師が必要に応じて「丁寧な問診と身体診察、症状・病状や療養上の注意点などの懇切丁寧な説明、療養上の疑問や不安を解消するための取組み」を行った場合に算定するものとされました。なお、この外来管理加算は、薬の処方だけの受診では算定されません。

(1)処置やリハビリテーション等が行われない場合に、「懇切丁寧(こんせつていねい)な説明」の有無で、診療報酬および窓口で支払う額が異なることを知っていましたか。 ※Oは1つだけ

1. 知っていた

2. 知らなかった

- (2)「懇切丁寧(こんせつていねい)な説明」として必ず行ってほしいことは何ですか。 ※Oはあてはまるものすべて
- 1. 訴えの確認 (例:「昨日から熱が続いて、頭が痛いということですね?」)
- 2. 診察結果の所見と医学的判断等の説明(例.「のどの腫れもよくなっていますので、2~3日休めば問題なく回復します。」)
- 3. これまでの治療結果を含めた療養上の注意等の説明・指導(例.「まだ痰(たん)があるので、しばらくタバコは控えたほうがよいですよ。」)
- 4. 疑問や不安を聞く質問をする(例、「不安なことはありますか?」)
- 5. その他(具体的に

一般診療所票(加算無し) 修正後

(7) 本調査票を受け取った日の診察で、	医師の説明内容は丁寧だったと思いま
すか。	※ ○は1つだけ

1. とてもそう思う

2. そう思う

3. どちらともいえない

4. あまりそう思わない

5. まったくそう思わない

1. とてもそう思う

2. そう思う

3. どちらともいえない

4. あまりそう思わない

5. まったくそう思わない

Ⅲ. 外来管理加算についておうかがいします。

外来管理加算とは・・・

2回目以降の診察(「再診」といいます)のときに、医師が問診・身体診察などから計画的な医学管理を行った場合、「外来管理加算」(520円。医療費の自己負担が3割の場合、患者負担額は156円となります。)として医療機関が請求できる費用のことです。今までは、その提供される医療サービスの内容が分かりにくいといった指摘等がありました。そこで、平成22年4月には、この「外来管理加算」の意義付けを見直し、医師が必要に応じて「丁寧な問診と身体診察、症状・病状や療養上の注意点などの懇切丁寧な説明、療養上の疑問や不安を解消するための取組み」を行った場合に算定するものとされました。

(1)処置やリハビリテーション等が行われない場合に、「懇切丁寧(こんせつていねい)な説明」の有無で、診療報酬および窓口で支払う額が異なることを知っていましたか。 ※Oは1つだけ

1. 知っていた

2. 知らなかった

- (2)「懇切丁寧(こんせつていねい)な説明」として必ず行ってほしいことは何ですか。 ※Oはあてはまるものすべて
- 1. 訴えの確認(例:「昨日から熱が続いて、頭が痛いということですね?」)
- 2. 診察結果の所見と医学的判断等の説明(例.「のどの腫れもよくなっていますので、2~3日休めば問題なく回復します。」)
- 3. これまでの治療結果を含めた療養上の注意等の説明・指導(例、「まだ痰(たん)があるので、しばらくタバコは控えたほうがよいですよ。」)
- 4. 疑問や不安を聞く質問をする(例、「不安なことはありますか?」)
- 5. その他(具体的に

)

病院票

外来患者数 平成 22 年**月 1 か月間	1)初診患者数	Ż	人	2)再診延べ患者	首数	人
全職員数	医師・ 歯科医師	看護師等	薬剤師	事務職員	その他の 職員	計
(常勤換算*) 平成 22 年**月 小数点以下第 1 位まで					. 概員	
*非常勤職員の「常勤換算」は以下の方法で計算してください。 1 週間に数回勤務の場合:(非常勤職員の1週間の勤務納制)÷(貴施設が定めている常勤職員の1週間の勤務納制) 1 か月に数回勤務の場合:(非常勤職員の1か月の勤務時間)÷(貴施設が定めている常勤職員の1週間の勤務納制×4)						
レセプトコンピュータ る医事会計システムの 況 は1つだけ	D導入状 I.	導入している 導入するか村			向けて具体的 る計画はない	
レセプト請求方法 最も多いものに	2. 3. 4.	,	MO や FD なん こよる提出 (を使用)	ど)による提! レセプトコン 手書き)		こよる医事会

(注)「レセプトコンピュータ等による医事会計システム」とは、いわゆるレセコンです。

2 貴施設における明細書(診療の内容が分かる明細書)発行の認識と対応の有無につい てお伺いします。

平成 22 年度の診療報酬改定では、正当な理由がない限り、全ての患者に明細書(診療明細書)を無料で発行 することが義務付けられましたが、このことをご存知ですか。 は1つだけ

1. よく知っている

2. だいたい知っている

3. ほとんど知らない

4. まったく知らない

平成 22 年**月現在、貴施設での明細書発行はどのような状況でしょうか。

は1つだけ

- 1. 全ての患者に明細書を発行している (--- → この後、質問 3 ・ 4 ・ 5 ・ 7 へ)
- 2. 患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している

(---→ この後、質問 3・4・5・6・7へ)

3. 明細書を発行していない (---→ この後、質問 6・7 へ)

質問3からは、

- ・質問2の②で選択肢「1.全ての患者に明細書を発行している」と回答した施設は、質問3・4・ 5 • 7 に回答してください。
- ・質問2の②で選択肢「2.患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行し ている」と回答した施設は、質問3・4・5・6・7に回答してください。
- 質問2の②で選択肢「3.明細書を発行していない」と回答した施設は、質問6・7に回答して ください。

)

)

3 明細書を発行している施設における費用徴収等の実態についてお伺いします。

明細書発行について、	費用を徴収していますか。	費用を徴収している場合、	1件あたりの金額はいくらですか。
は1つだけ			

- 1. 徴収している 1件当たりの徴収金額:() 円
- 2. 徴収していない

下記の1)~3)について、それぞれの時期はいつですか。発行の対応を時間を追って把握したいため、1)~3) の順番でお答えください。

37 MX H 435 H 74 4 74 C 4 74 0	
1)有料で明細書発行を始めた時期 は1つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前 2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中 4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 ()月頃 7. 有料で明細書発行を行ったことはない
2)患者からの申し出があれば無料 で明細書発行を始めた時期 は1つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前 2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中 4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月~12 月 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 ()月頃 7. 無料で明細書発行を行ったことはない
3) <u>全ての患者</u> に対して <u>無料で</u> 明細 書発行を始めた時期 は1つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前 2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中 4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月~12 月 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 ()月頃 7. 全ての患者に無料で明細書を発行していない

貴施設での平成22年**月1か月間の明細書発行件数について、外来/入院別にお書きください。

	外来	入 院
1)無料で発行した件数	件	件
2) 有料で発行した件数	件	件
3)合計	件	件

貴施設では、どのようなタイミング(頻度)で外来患者に対して明細書を発行していますか。 はいくつでも

1. 精算の都度発行

2. 次回来院時に発行

3. 月に1回まとめて発行

4. その他 (具体的に

貴施設では、どのようなタイミング(頻度)で<u>入院患者</u>に対して明細書を発行していますか。 はいくつでも

1. 精算の都度発行

2. 月に1回まとめて発行(1.以外)

は1つだけ

- 3. 患者・家族の要望に応じて発行
- 4. その他(具体的に

貴施設で発行する明細書に記載されている内容は何ですか。 はいくつでも

1. 診療月日

- 2. 入院期間
- 3. 診療報酬点数の個別項目名(処置・検査名含む) 4. 診療報酬点数の個別点数や価格

5. 診療報酬点数の算定回数

- 6. 使用医薬品の名称・投与回数・日数
- 7. その他(具体的に

貴施設で発行している明細書の様式はどのようなものですか。

- 1. 厚生労働省から示された標準様式で発行している
- 2. 自施設で独自に作成した様式で発行している
- 3. レセプトと同じ様式で発行している
- 4. その他 (具体的に

明細書発行の原則義務化に対応するために、貴施	設が行ったことは何て	<u>ず</u> すか。 はいくつでも
1. 明細書発行や患者からの照会に対応する増員した人数:(に対して教育研修を ピュータを新規に基 ンピュータを改修し に購入した 規に購入または買し 新規に導入した	を行った 導入した した
明細書発行に対応するために、今までに加えて要 費用が発生していない場合は「O」、費用が発生して		-
1)設備投資をした費用	約() 万円
2)人材体制面強化にかかった費用	約() 万円
平成 22 年**月 1 か月間の明細書発行に係る設備で的にご記入ください。費用が発生していない場合とお書きください。		
明細書を無料で発行(一部の患者またに者への影響と効果についてお伺いしますの影響と効果についてお伺いしますの場合により、窓口などで患者1人にかかりまり長くなった 2. 以前より長くなった 2. 以前よりも、以前発行していなかったので比較できる	す。 る対応時間はどうなり ひ短くなった	
貴施設において、明細書を無料で発行するように たか。 は1つだけ		発行を希望しない患者はどの程度いまし ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	- 30%未満 - 90%未満	3. 30%以上 50%未満 6. 90%以上
判断して、明細書を発行しなかった患者はどの程		継続に支障が生じると医師・歯科医師が は1つだけ

					病院票
明細書の無料発行により、以下の1)~4)の効果はいかがでしたか。					
「大いにあてはまる」を「5」、「全くあてはまらない」を「1」として 5 段階で評価し、あてはまる番号にそれぞれ 1 つだけ をつけてください。	大いにあてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
1)治療内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になった	5	4	3	2	1
2)治療内容が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになった	5	4	3	2	1
3)患者の医療費に関する理解が深まった	5	4	3	2	1
4) 明細書が有益であると患者から評価された	5	4	3	2	1
上記 以外に、明細書の無料発行が原則義務化されたことによる効果につい	て、ご	自由にる	お書きく	ください	I _o

→全ての患者に無料で明細書を発行している施設は8ページの質問**7**へおすすみください

6 全ての患者に明細書を無料で発行していない理由等についてお伺いします。

「明細書の無料発行原則義務化」に対応していない理由は何ですか。 はいくつでも

- 1. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため
- 2. 自動入金機を活用しており、明細書発行を行うには、自動入金機の改修が必要なため
- 3. レセプトコンピュータがリース中等の理由により、オンライン請求または電子媒体による請求が猶予されているため
- 4. その他(具体的に)

貴施設では「正当な理由があるため明細書の発行をしていない」旨や「明細書発行に関する状況」について、 どのように患者等にお知らせしていますか。 はいくつでも

- 1. 来院時にチラシやリーフレット等を配布している
- 2. 会計窓口で職員が患者等に説明している
- 3. 待合室等、院内にポスター等を掲示してある
- 4. 待合室等、院内にチラシやリーフレット等を置いてある

貴施設では、今後明細書を無料で発行する体制を整える予定ですか。

- 5. 診療時に医師・歯科医師から説明するようにしている
- 6. その他(具体的に

7. 患者等にお知らせしていない

は1つだけ

)

- 1. 具体的な計画がある 明細書無料発行予定時期:平成<u>()</u>年<u>()</u>月頃
- 2. 具体的な時期は未定だが、検討中である
- 3. 予定はない
- 4. その他(具体的に

病院票

外来患者数 平成 22 年 11 月 1 か月間	1)初診患者数		人	2)再診延べ患者	当数	人
全職員数 (常勤換算*)	医師・ 歯科医師	看護師等	薬剤師	事務職員	その他の 職員	計
平成 22 年 11 月 小数点以下第 1 位まで						
*非常勤職員の「常勤撈	- 桑算」は以下の方	法で計算して	ください。			
 1週間に数回勤務の場合 :(非常勤職員の1週間の勤務時間)÷(貴施設が定めている常勤職員の1週間の勤務時間)						勤務時間)
1 か月に数回勤務の場合	:(非常勤職員の	加職員の1か月の勤務納制)÷(貴施設が定めている常勤職員の1週間の勤務納制×4)				
	レセプトコンピュータ等によ る医事会計システムの導入状 2. 導入に向けて具体的に計画中 2. 導入は入れを計画中 3. 導入する外検討中 3. 導入する計画はなり					
況は1つだけ4. 導入する計画はないレセプト請求方法 最も多いものに1. オンライン請求 2. 電子媒体(MOやFDなど)による提出 3. 紙レセプトによる提出(レセプトコンピュータ等による医事会計システムを使用) 4. 紙レセプトによる提出(手書き) 5. 代行請求					よる医事会	

(注)「レセプトコンピュータ等による医事会計システム」とは、いわゆるレセコンです。

2 貴施設における明細書(診療の内容が分かる明細書)発行の認識と対応の有無につい てお伺いします。

平成 22 年度の診療報酬改定では、正当な理由がない限り、全ての患者に明細書(診療明細書)を無料で発行 することが義務付けられましたが、このことをご存知ですか。 は1つだけ

1. よく知っている

2. だいたい知っている

3. ほとんど知らない

4. まったく知らない

平成 22 年 11 月現在、貴施設での明細書発行はどのような状況でしょうか。 は1つだけ

- 1. 全ての患者に明細書を発行している
- 2. 患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している
- 3. 明細書を発行していない (--- → この後、質問 6 ・ 7 へ)
- 3 明細書を発行している施設における明細書発行状況等についてお伺いします。

明細書発行について、費用を徴収していますか。費用を徴収している場合、1 件当たりの金額はいくらですか。 また、その金額の算出根拠について具体的にお書きください。 は1つだけ

1. 徴収している─▶ (1件当たりの徴収金額:(

上記徴収金額の算出根拠:(具体的に

2. 徴収していない

下記の1)~3)について、それぞれの時期はいつですか。発行の対応を時間を追って把握したいため、1)~3) の順番でお答えください。

- 1) 有料で明細書発行を始めた時期 は1つだけ
- 1. 平成 18 年 3 月以前
- 2. 平成 18 年度中

) 円

- 3. 平成 19 年度中
- 4. 平成 20 年度中
- 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月
- 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 () 月頃
- 7. 有料で明細書発行を行ったことはない

						病院票
明細書発行に対応するために、今までに加えて要した 費用が発生していない場合は「O」、費用が発生してい						-
1)設備投資をした費用	約() 万円		
2)人材体制面強化にかかった費用	約() 万円		
平成 22 年 11 月 1 か月間の明細書発行に係る設備で組体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「とお書きください。						
	約() 万円		
明細書の発行により、窓口などで患者1人にかかる対	応時間はどうなりまし	たか。	は1	つだけ		
1. 以前より長くなった 2. 以前より短 4. 以前は発行していなかったので比較できな		3. 以育 5. よく				
 ・全ての患者に明細書を無料で発行している施・一部の患者に明細書を無料で発行している施・患者に発行している全ての明細書が有料であ 明細書を無料で発行(一部の患者または全者への影響と効果についてお伺いします。 貴施設において、明細書を無料で発行するようになっ	設の方は、質問 5 る施設の方は、質問 5 る施設の方は、質問 5 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を	・ <mark>6・</mark> 6・) して	7 にE	部答し ⁻ 部答し ⁻ 施設に	てくだ てくだ こおけ	さい。
たか。 は1つだけ						
1. 10%未満 2. 10%以上 30 4. 50%以上 70%未満 5. 70%以上 90		 3. 30% 6. 90% 		50%禾	満	
貴施設において、明細書を無料で発行するようになっ 判断して、明細書を発行しなかった患者はどの程度い		:支障が Oだけ	生じる	と医師	・歯科師	医師が
1. 10%未満 2. 10%以上 30 4. 50%以上 70%未満 5. 70%以上 90		3 . 30% 6 . 90%		50%未	満	
明細書の無料発行により、以下の1)~4)の効果は						
「大いにあてはまる」を「5」、「全くあてはまらない」を「し、あてはまる番号にそれぞれ1つだけ をつけてくださ		大いにあてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
1)治療内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して 	て積極的になった 	5	4	3	2	1
2)治療内容が透明化されたことにより、患者から信頼る	されるようになった	5	4	3	2	1

3)患者の医療費に関する理解が深まった

4) 明細書が有益であると患者から評価された

	上記 以外に、明細書の無料発行が原則義務化されたことによる効果について、ご自由にお	書きください。
	→全ての患者に無料で明細書を発行している施設は8ページの質問 <mark>7</mark> へお	すすみください
6	全ての患者に明細書の無料発行をしていない理由等についてお伺いしま	きす。
	「明細書の無料発行原則義務化」に対応していない理由は何ですか。 はいくつでも	
	1. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため 2. 自動入金機を活用しており、明細書発行を行うには自動入金機の改修が必要な 3. レセプトコンピュータがリース中等の理由により、オンライン請求または電子 求が猶予されているため	いため
	4. その他(具体的に)
	貴施設では「正当な理由があるため明細書の発行をしていない」旨や「明細書発行に関するご どのように患者等にお知らせしていますか。 はいくつでも	状況」について、
	1. 来院時にチラシやリーフレット等を配布している 2. 会計窓口で職員が患者等に説明している 3. 待合室等、院内にポスター等を掲示してある 4. 待合室等、院内にチラシやリーフレット等を置いてある 5. 診療時に医療、特別医療なる説明するようにしている	
	5. 診療時に医師・歯科医師から説明するようにしている6. その他(具体的に7. 患者等にお知らせしていない)
į	貴施設では、今後明細書を無料で発行する体制を整える予定ですか。 は1つだけ	
	1. 具体的な計画がある 明細書無料発行予定時期:平成 <u>(</u>) 2. 具体的な時期は未定だが、検討中である 3. 予定はない	_月頃
	4. その他(具体的に)
ì	今後明細書を発行する場合、貴施設の体制からどの程度のタイミング(頻度)で発行するこすか。 は1つだけ	とが可能と考えま
	1. 精算の都度発行 2. 次回来院時に発行	
	3. 月に1回まとめて発行 4. その他(具体的に)

レセプ	ト請	求方	法
最电系	3 l. \=	ものに	

- 1. オンライン請求
- 2. 電子媒体 (MOやFDなど)による提出
- 3. 紙レセプトによる提出(レセプトコンピュータ等による医事会計システムを使用)
- 4. 紙レセプトによる提出(手書き)
- 5. 代行請求
- **2** 貴施設における明細書(診療の内容が分かる明細書)発行の認識と対応の有無についてお伺いします。

「明細書発行体制等加算」の届出状況 は1つだけ

- 1. 届出している
- 1)施設基準届出時期:平成22年(
-)月

- 2) 算定回数:(
-) 回 平成 22 年**月 1 か間

2. 届出していない

平成 22 年度の診療報酬改定では、正当な理由がない限り、全ての患者に明細書(診療明細書)を無料で発行することが義務付けられましたが、このことをご存知ですか。 は1つだけ

1. よく知っている

2. だいたい知っている

3. ほとんど知<u>らない</u>

4. まったく知らない

平成 22 年**月現在、貴施設での明細書発行はどのような状況でしょうか。

は1つだけ

- 1. 全ての患者に明細書を発行している (---→ この後、質問 3 ・ 4 ・ 5 ・ 7 へ)
- 2. 患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している

(---→ この後、質問 3・4・5・6・7へ)

3. 明細書を発行していない(---→ この後、質問 6・7 へ)

質問3からは、

- ・質問2の③で選択肢「1.全ての患者に明細書を発行している」と回答した施設は、質問3・4・5・7に回答してください。
- ・質問2の③で選択肢「2.患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している」と回答した施設は、質問3・4・5・6・7に回答してください。
- ・質問2の③で選択肢「3.明細書を発行していない」と回答した施設は、質問6・7に回答してください。
- 3 明細書を発行している施設における費用徴収等の実態についてお伺いします。

明細書発行について、費用を徴収していますか。費用を徴収している場合、1 件あたりの金額はいくらですか。 は1つだけ

- 1. 徴収している 1件当たりの徴収金額:()円
- 2. 徴収していない

下記の1)~3)について、それぞれの時期はいつですか。発行の対応を時間を追って把握したいため、1)~3)の順番でお答えください。

- 1)有料で明細書発行を始めた時期は1つだけ
- 1. 平成 18 年 3 月以前
- 2. 平成 18 年度中
- 3. 平成 19 年度中
- 4. 平成 20 年度中
- 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月
- 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 () 月頃
- 7. 有料で明細書発行を行ったことはない

5 <u>明細書を無料で発行(一部の患者または全ての患者に発行)している施設</u>における患者への影響と効果についてお伺いします。

明細書の発行により、窓口などで	患者1人にかかる対応時間はどうなりまし	ったか。	は1	つだけ		
1. 以前より長くなった	2. 以前より短くなった	3. 以前	前と変	わらな	:61	
4. 以前発行していなかった <i>の</i>	で比較できない	5. よ	く分か	らない		
実施において、四畑書を無料で	だにするようにもってもこ、四畑書でにす	- ※ †B I	かり患	本は	0程度	1#1
たか。 は1つだけ						
1. 10%未満	2. 10%以上 30%未満	3. 30%		50%未	満	
4. 50%以上 70%未満	5. 70%以上 90%未満	6. 90%	6以上			
貴施設において、明細書を無料で 明細書を発行しなかった患者はどの	発行するようになってから、療養の継続に D程度いましたか。 は1つだけ	こ支障が	生じる	と医師:	が判断し	して、
1. 10%未満 2. 10%以上 30%未満 3. 30%以上 50%未満				満		
4. 50%以上 70%未満 5. 70%以上 90%未満 6. 90%以上						
明細書の無料発行により、以下の1)~4)の効果はいかがでしたか。						
	あてはまらない」を「1」として5段階で評価	大	#5	¥.	あ	수
し、あてはまる番号にそれぞれ 1 つか	だけ をつけてください。 	いに	ややあ	どちらともい	あまりあては	主くあ
		あ	or は	٤ ا	あって	ては
		てはま	まる	いえ	は	全くあてはまらな
		3	0	ない	まらな	ない
					ίĩ	
1)治療内容に対する患者の理解が深	まり、治療に対して積極的になった	5	4	3	2	1
2)治療内容が透明化されたことによ	り、患者から信頼されるようになった	5	4	3	2	1
3) 患者の医療費に関する理解が深ま	:った 	5	4	3	2	1
4)明細書が有益であると患者から評	価された	5	4	3	2	1
上記 以外に、明細書の無料発行	が原則義務化されたことによる効果につい	て、ご	自由に	お書き、	ください	١٥
	_					

→全ての患者に無料で明細書を発行している施設は8ページの質問 7 へおすすみください

)

)

)

)

6 全ての患者に明細書を無料で発行していない理由等についてお伺いします。

「明細書の無料発行原則義務化」に対応していない理由は何ですか。 はいくつでも

- 1. 全ての常勤医師が65歳以上で審査支払機関にその旨の届出をして、オンライン請求または電子媒体による請求が免除されているため
- 2. レセプトコンピュータがリース中等の理由により、オンライン請求または電子媒体による請求が猶予されているため
- 3. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため
- 4. 自動入金機を活用しており、明細書発行を行うには、自動入金機の改修が必要なため
- 5. レセプトコンピュータを使用していないため
- 6. その他 (具体的に

貴施設では「正当な理由があるため明細書の発行をしていない」旨や「明細書発行に関する状況」について、 どのように患者等にお知らせしていますか。 はいくつでも

- 1. 来院時にチラシやリーフレット等を配布している
- 2. 会計窓口で職員が患者等に説明している
- 3. 待合室等、院内にポスター等を掲示してある
- 4. 待合室等、院内にチラシやリーフレット等を置いてある
- 5. 診療時に医師から説明するようにしている
- 6. その他(具体的に
- 7. 患者等にお知らせしていない

貴施設では、今後明細書を無料で発行する体制を整える予定ですか。 は1つだけ

- 1. 具体的な計画がある 明細書無料発行予定時期:平成()年()月頃
- 2. 具体的な時期は未定だが、検討中である
- 3. 予定はない
- 4. その他 (具体的に

今後明細書を発行する場合、貴施設の体制からどの程度のタイミング(頻度)で発行が可能と考えますか。 は1つだけ

1. 精算の都度発行

2. 次回来院時に発行

3. 月に1回まとめて発行

4. その他 (具体的に

レセプト	∼請求方法
最丰名	いものに

- 1. オンライン請求
- 2. 電子媒体 (MOやFDなど)による提出
- 3. 紙レセプトによる提出(レセプトコンピュータ等による医事会計シ ステムを使用)
- 4. 紙レセプトによる提出(手書き)
- 5. 代行請求
- 2 貴施設における明細書(診療の内容が分かる明細書)発行の認識と対応の有無につい てお伺いします。

「明細書発行体制等加算」の届出をしていますか。 は1つだけ

- 1. 届出している
- 1)施設基準届出時期:平成 22 年(
-) 月

- 2) 算定回数:(
-) 回 平成 22 年 11 月 1 か間

2. 届出していない

平成 22 年度の診療報酬改定では、正当な理由がない限り、全ての患者に明細書(診療明細書)を無料で発行 することが義務付けられましたが、このことをご存知ですか。 は1つだけ

1. よく知っている

2. だいたい知っている

3. ほとんど知らない

4. まったく知らない

平成 22 年 11 月現在、貴施設での明細書発行はどのような状況でしょうか。 は1つだけ

- 1. 全ての患者に明細書を発行している
- 2. 患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している
- 3. 明細書を発行していない (---→ この後、質問 6・7 へ)
- 3 明細書を発行している施設における明細書発行状況等についてお伺いします。

明細書発行について、費用を徴収していますか。費用を徴収している場合、1 件当たりの金額はいくらですか。 また、その金額の算出根拠について具体的にお書きください。 は1つだけ

- 1. 徴収している→▶ (1件当たりの徴収金額:(
-) 円

上記徴収金額の算出根拠:(具体的に

2. 徴収していない

下記の1)~3)について、それぞれの時期はいつですか。発行の対応を時間を追って把握したいため、1)~3) の順番でお答えください。

- 1)有料で明細書発行を始めた時期
- 1. 平成 18 年 3 月以前
- 2. 平成 18 年度中
- 3. 平成 19 年度中
- 4. 平成 20 年度中
- 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月
 - は1つだけ

- 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 (
-) 月頃
- 7. 有料で明細書発行を行ったことはない
- 2)患者からの申し出があれば無料 で明細書発行を始めた時期

は1つだけ

- 1. 平成 18 年 3 月以前
- 2. 平成 18 年度中
- 3. 平成 19 年度中
- 4. 平成 20 年度中
- 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月
- 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 (
- 7. 無料で明細書発行を行ったことはない
- 3)全ての患者に対して無料で明細 書発行を始めた時期
- 3. 平成 19 年度中
- 1. 平成 18 年 3 月以前 2. 平成 18 年度中

) 月頃

)月頃

4. 平成 20 年度中

は1つだけ

- 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月
- 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 (
- 7. 全ての患者に無料で明細書を発行していない

		127	~
明細書についての患者からの意見は、どのような内容	ですか。	はいくつでも	
1. 治療内容等の個人情報が患者本人以外の人に 2. 本人に伏せていた治療内容が本人に知られる 3. 会計での待ち時間が長くなったこと 4. 明細書に記載されている情報量が多すぎるこ 5. 明細書に記載されている情報量が少なすぎる 6. 明細書の記載内容が領収証のどの内容を表し 7. 記載されている内容が専門的で理解するのが 8. 領収証と明細書のどちらか一つに統合しては 9. その他(具体的に 10. 特に意見はない	こと こと っこと っているの 「難しいこ	かが分かりにくいこと と)
- 1 上記 で最も多いものの番号1つをお答えくださ	l 1.		
明細書発行の原則義務化に対応するために、貴施設が	行ったこと	は何ですか。 はいくつでも	
1. 明細書発行や患者からの照会に対応するため 増員した人数:(して教育 ータを新 ニータを 動力した は は は は は は は は は は は し は は し し ま し は し り ま り た し り た し し ま り た し し ま り ま り ま り ま り ま り ま り ま し し ま り ま り	研修を行った 規に導入した 改修した は買い換えた)
明細書発行に対応するために、今までに加えて要した 費用が発生していない場合は「O」、費用が発生してい			
1)設備投資をした費用	約() 万円	
2)人材体制面強化にかかった費用	約() 万円	
平成 22 年 11 月 1 か月間の明細書発行に係る設備で組体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「とお書きください。			
	約() 万円	
明細書の発行により、窓口などで患者 1 人にかかる対	応時間はど	うなりましたか。 は1つだけ	
1. 以前より長くなった 2. 以前より短	くなった	3. 以前と変わらない	

質問 5 からは、

4. 以前は発行していなかったので比較できない

- ・全ての患者に明細書を無料で発行している施設の方は、質問5・7に回答してください。
- ・一部の患者に明細書を無料で発行している施設の方は、質問 $\mathbf{5}$ ・ $\mathbf{6}$ ・ $\mathbf{7}$ に回答してください。

5. よく分からない

・患者に発行している全ての明細書が有料である施設の方は、質問 6 ・ 7 に回答してください。

5 明細書を無料で発行(一部の患者または全ての患者に発行)している施設における患者への影響と効果についてお伺いします。

貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、明細書発行を希望しない患者はどの程度いましたか。 は1つだけ

1. 10%未満

2. 10%以上30%未満

3. 30%以上 50%未満

4. 50%以上 70%未満

5. 70%以上 90%未満

6. 90%以上

貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、療養の継続に支障が生じると医師が判断して、 明細書を発行しなかった患者はどの程度いましたか。 は1つだけ

1. 10%未満

2. 10%以上 30%未満

3. 30%以上 50%未満

4. 50%以上 70%未満

5. 70%以上 90%未満

6.90%以上

明細書の無料発行により、以下の1)~4)の効果はいかがでしたか。

「大いにあてはまる」を「5」、「全くあてはまらない」を「1」として 5 段階で評価 し、あてはまる番号にそれぞれ 1 つだけ をつけてください。	大いにあてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
1)治療内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になった	5	4	3	2	1
2)治療内容が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになった	5	4	3	2	1
3)患者の医療費に関する理解が深まった	5	4	3	2	1
4)明細書が有益であると患者から評価された	5	4	3	2	1

上記 以外に、明細書の無料発行が原則義務化されたことによる効果について、ご自由にお書きください。

→全ての患者に無料で明細書を発行している施設は 7 ページの質問 7 へおすすみください

6 全ての患者に明細書の無料発行をしていない理由等についてお伺いします。

「明細書の無料発行原則義務化」に対応していない理由は何ですか。 はいくつでも

- 1. 全ての常勤医師が65歳以上で審査支払機関にその旨の届出をして、オンライン請求または電子媒体による請求が免除されているため
- 2. レセプトコンピュータがリース中等の理由により、オンライン請求または電子媒体による請求が猶予されているため
- 3. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため
- 4. 自動入金機を活用しており、明細書発行を行うには自動入金機の改修が必要なため
- 5. レセプトコンピュータを使用していないため
- 6. その他(具体的に

2 貴施設における明細書(診療の内容が分かる明細書)発行の認識と対応の有無につい

てお伺いします。

「明細書発行体制等加算」の届出状況 は1つだけ

- 1)施設基準届出時期:平成22年(1. 届出している)月
 - 2) 算定回数:()回 平成 22 年**月 1 か間
- 2. 届出していない

平成 22 年度の診療報酬改定では、正当な理由がない限り、全ての患者に明細書(診療明細書)を無料で発行 することが義務付けられました(歯科診療所は平成 23 年 5 月から原則として明細書の無料発行が義務化され ます)が、このことをご存知ですか。 は1つだけ

1. よく知っている

2. だいたい知っている

3. ほとんど知らない

4. まったく知らない

平成 22 年**月現在、貴施設での明細書発行はどのような状況でしょうか。

は1つだけ

- 1. 全ての患者に明細書を発行している (---→ この後、質問 3・4・5・7 へ)
- 2. 患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している

(---→ この後、質問 3・4・5・6・7へ)

3. 明細書を発行していない (---→ この後、質問 6・7 へ)

質問3からは、

- ・質問2の③で選択肢「1.全ての患者に明細書を発行している」と回答した施設は、質問3・4・ 5 ・ 7 に回答してください。
- ・質問2の③で選択肢「2.患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行し ている」と回答した施設は、質問3・4・5・6・7に回答してください。
- ・質問2の③で選択肢「3.明細書を発行していない」と回答した施設は、質問6・7に回答して ください。
- 3 明細書を発行している施設における費用徴収等の実態についてお伺いします。

明細書発行について、費用を徴収していますか。費用を徴収している場合、1 件あたりの金額はいくらですか。 は1つだけ

- 1. 徴収している 1件当たりの徴収金額:() 円
- 2. 徴収していない

下記の1)~3)について、それぞれの時期はいつですか。発行の対応を時間を追って把握したいため、1)~3) の順番でお答えください。

1)有料で明細書発行を始めた時期 は1つだけ

- 1. 平成 18 年 3 月以前 2. 平成 18 年度中
- 3. 平成 19 年度中
- 4. 平成 20 年度中
- 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月
- 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 () 月頃
- 7. 有料で明細書発行を行ったことはない
- 2)患者からの申し出があれば無料 で明細書発行を始めた時期 は1つだけ
- 1. 平成 18 年 3 月以前 2. 平成 18 年度中
- 3. 平成 19 年度中
- 4. 平成 20 年度中
- 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月
- 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 () 月頃
- 7. 無料で明細書発行を行ったことはない

明細書についての患者からの意見は、どのような内容	ですか。 la	はいくつでも
1. 治療内容等の個人情報が患者本人以外の人に 2. 本人に伏せていた治療内容が本人に知られる 3. 会計での待ち時間が長くなったこと 4. 明細書に記載されている情報量が多すぎるこ 5. 明細書に記載されている情報量が少なすぎる 6. 明細書の記載内容が領収証のどの内容を表し 7. 記載されている内容が専門的で理解するのが 8. 領収証と明細書のどちらか一つに統合してに 9. その他(具体的に 10. 特に意見はない	ること こと ること っているのかが が難しいこと	分かりにくいこと))
- 1 上記 で最も多いものの番号1つをお答えくださ	Ξ ι 1.	
明細書発行の原則義務化に対応するために、貴施設が	<u>-</u> 行ったことは何 ⁻	ですか。 はいくつでも
1. 明細書発行や患者からの照会に対応するため 増員した人数:(付して教育研修 1ータを新規に ピュータを改修 構入した 5購入または買 記に導入した	を行った 導入した した
明細書発行に対応するために、今までに加えて要した 費用が発生していない場合は「O」、費用が発生してい		
1)設備投資をした費用	約() 万円
2)人材体制面強化にかかった費用	約() 万円
平成 22 年**月 1 か月間の明細書発行に係る設備で継続的にご記入ください。費用が発生していない場合は「とお書きください。		
	約() 万円

5 明細書を無料で発行(一部の患者または全ての患者に発行)している施設における患 者への影響と効果についてお伺いします。

明細書の発行により、窓口などで患者1人にかかる対応時間はどうなりましたか。 は1つだけ

1. 以前より長くなった 2. 以前より短くなった

3. 以前と変わらない

4. 以前発行していなかったので比較できない

5. よく分からない

貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、明細書発行を希望しない患者はどの程度いましたか。 は1つだけ

1. 10%未満

2. 10%以上 30%未満

3. 30%以上 50%未満

4. 50%以上 70%未満

5. 70%以上 90%未満

6.90%以上

貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、療養の継続に支障が生じると歯科医師が判断して、明細書を発行しなかった患者はどの程度いましたか。 は1つだけ

1. 10%未満

2. 10%以上 30%未満

3. 30%以上 50%未満

)

4. 50%以上 70%未満

5. 70%以上 90%未満

6.90%以上

明細書の無料発行により、以下の1)~4)の効果はいかがでしたか。

「大いにあてはまる」を「5」、「全くあてはまらない」を「1」として 5 段階で評価 し、あてはまる番号にそれぞれ 1 つだけ をつけてください。	大いにあてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
1)治療内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になった	5	4	3	2	1
2) 治療内容が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになった	5	4	3	2	1
3)患者の医療費に関する理解が深まった	5	4	3	2	1
4)明細書が有益であると患者から評価された	5	4	3	2	1

上記 以外に、明細書の無料発行が原則義務化されたことによる効果について、ご自由にお書きください。

→全ての患者に無料で明細書を発行している施設はアページの質問**7**へおすすみください

6 全ての患者に明細書を無料で発行していない理由等についてお伺いします。

「明細書の無料発行原則義務化」に対応していない理由は何ですか。 はいくつでも

- 1. 全ての常勤歯科医師が65歳以上で審査支払機関にその旨の届出をして、オンライン請求または電子媒体による請求が免除されているため
- 2. レセプトコンピュータがリース中等の理由により、オンライン請求または電子媒体による請求が猶予されているため
- 3. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため
- 4. 自動入金機を活用しており、明細書発行を行うには、自動入金機の改修が必要なため
- 5. レセプトコンピュータを使用していないため
- 6. 歯科診療所では、原則義務化の時期がきていないため
- 7. その他 (具体的に

	貴施設では「正当な理由があるため明細書の発 所の場合、平成23年5月からの無料発行の原 ていますか。 はいくつでも	終行をしていない」旨や「明細書発行に関する* 則義務化であること」について、どのように患者	
	1. 来院時にチラシやリーフレット等を配 2. 会計窓口で職員が患者等に説明してい 3. 待合室等、院内にポスター等を掲示し 4. 待合室等、院内にチラシやリーフレッ 5. 診療時に歯科医師から説明するように 6. その他(具体的に 7. 患者等にお知らせしていない	る である ト等を置いてある)
	貴施設では、今後明細書を無料で発行する体制	を整える予定ですか。 は1つだけ	
	1. 具体的な計画がある 明細書無料発行う 2. 具体的な時期は未定だが、検討中であ 3. 予定はない		月頃
	4. その他(具体的に)
	今後明細書を発行する場合、貴施設の体制から は1つだけ	どの程度のタイミング(頻度)で発行が可能と	≤考えますか。
	1. 精算の都度発行 3. 月に1回まとめて発行	 次回来院時に発行 その他(具体的に 	
7	明細書の無料発行原則義務化にあたっがありましたらご記入ください。	っての問題点・課題等について、ご意	意見・ご要望等
7		っての問題点・課題等について、ご意	意見・ご要望等
7		っての問題点・課題等について、ご	意見・ご要望等

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

2 貴施設における明細書(診療の内容が分かる明細書)発行の認識と対応の有無についてお伺いします。

「明細書発行体制等加算」の届出	をしていますか。 は1つだけ
	設基準届出時期:平成 22 年 ()月 定回数:()回 平成 22 年 11 月 1 か間
	、正当な理由がない限り、全ての患者に明細書(診療明細書)を無料で発行 歯科診療所は平成 23 年 5 月から原則として明細書の無料発行が義務化され か。 は1つだけ
1. よく知っている 3. ほとんど知らない	2. だいたい知っている 4. まったく知らない
平成 22 年 11 月現在、貴施設での	明細書発行はどのような状況でしょうか。 は1つだけ
	行している 等、一部の患者についてのみ明細書を発行している (→ この後、質問 <mark>6 ・7</mark> へ)
	における明細書発行状況等についてお伺いします。 していますか。費用を徴収している場合、1件当たりの金額はいくらですか。
1. 徴収している─► 1件 上記 2. 徴収していない	当たりの徴収金額:()円 微収金額の算出根拠:(具体的に)
下記の1)~3)について、それぞの順番でお答えください。	れの時期はいつですか。発行の対応を時間を追って把握したいため、1)~3)
1)有料で明細書発行を始めた時期は1つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前 2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中 4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 ()月頃 7. 有料で明細書発行を行ったことはない
2)患者からの申し出があれば無料 で明細書発行を始めた時期 は1つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前 2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中 4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 ()月頃 7. 無料で明細書発行を行ったことはない
3) <u>全ての患者</u> に対して <u>無料で</u> 明細 書発行を始めた時期 は 1 つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前 2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中 4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 ()月頃 7. 全ての患者に無料で明細書を発行していない

	科診療所票			
明細書についての患者からの意見は、どのような内容ですか。 はいくつでも				
 治療内容等の個人情報が患者本人以外の人に知られること 本人に伏せていた治療内容が本人に知られること 会計での待ち時間が長くなったこと 明細書に記載されている情報量が多すぎること 明細書に記載されている情報量が少なすぎること 明細書の記載内容が領収証のどの内容を表しているのかが分かりにくいこと 記載されている内容が専門的で理解するのが難しいこと 領収証と明細書のどちらか一つに統合してほしいこと その他(具体的に 特に意見はない)			
- 1 上記 で最も多いものの番号 1 つをお答えください。				
明細書発行の原則義務化に対応するために、貴施設が行ったことは何ですか。 はいくつでも				
 明細書発行や患者からの照会に対応するための事務職員を増員した 増員した人数:()			
明細書発行に対応するために、今までに加えて要した費用があれば、その金額を具体的にご記入ください。 費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。				
1)設備投資をした費用 約()万円				
2)人材体制面強化にかかった費用 約()万円				
です。00 ケ 44 日 4 か日明の四畑書発行に広え知供で炒体的にかかて悪田(1 佐書や / 2. 5 佐 - 城心・	* II`\ * B			

平成 22 年 11 月 1 か月間の明細書発行に係る設備で継続的にかかる費用(人件費やインク代・紙代など)を具 体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」

> 約() 万円

明細書の発行により、窓口などで患者1人にかかる対応時間はどうなりましたか。 は1つだけ

1. 以前より長くなった

2. 以前より短くなった

3. 以前と変わらない

4. 以前は発行していなかったので比較できない

5. よく分からない

質問 5 からは、

とお書きください。

- ・全ての患者に明細書を無料で発行している施設の方は、質問5・7に回答してください。
- ・一部の患者に明細書を無料で発行している施設の方は、質問 $\mathbf{5}$ ・ $\mathbf{6}$ ・ $\mathbf{7}$ に回答してください。
- ・患者に発行している全ての明細書が有料である施設の方は、質問 6 ・ 7 に回答してください。

5 明細書を無料で発行(一部の患者または全ての患者に発行)している施設における患者への影響と効果についてお伺いします。

貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、明細書発行を希望しない患者はどの程度いましたか。 は1つだけ

1. 10%未満

2. 10%以上30%未満

3. 30%以上 50%未満

4. 50%以上 70%未満

5. 70%以上 90%未満

6.90%以上

貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、療養の継続に支障が生じると歯科医師が判断して、明細書を発行しなかった患者はどの程度いましたか。 は1つだけ

1. 10%未満

2. 10%以上 30%未満

3. 30%以上 50%未満

4. 50%以上 70%未満

5. 70%以上 90%未満

6.90%以上

明細書の無料発行により、以下の1)~4)の効果はいかがでしたか。

「大いにあてはまる」を「5」、「全くあてはまらない」を「1」として 5 段階で評価 し、あてはまる番号にそれぞれ 1 つだけ をつけてください。	大いにあてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
1)治療内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になった	5	4	3	2	1
2)治療内容が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになった	5	4	3	2	1
3)患者の医療費に関する理解が深まった	5	4	3	2	1
4)明細書が有益であると患者から評価された	5	4	3	2	1

上記 以外に、明細書の無料発行が原則義務化されたことによる効果について、ご自由にお書きください。

→全ての患者に無料で明細書を発行している施設はアページの質問

7へおすすみください

6 全ての患者に明細書の無料発行をしていない理由等についてお伺いします。

「明細書の無料発行原則義務化」に対応していない理由は何ですか。 はいくつでも

- 1. 全ての常勤歯科医師が65歳以上で審査支払機関にその旨の届出をして、オンライン請求または電子媒体による請求が免除されているため
- 2. レセプトコンピュータがリース中等の理由により、オンライン請求または電子媒体による請求が猶予されているため
- 3. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため
- 4. 自動入金機を活用しており、明細書発行を行うには自動入金機の改修が必要なため
- 5. レセプトコンピュータを使用していないため
- 6. 歯科診療所では、原則義務化の時期がきていないため
- 7. その他 (具体的に

)

	ください。それ以外の施設の方は質問 へお進	3.明細書を発行していない」と回答した施設)の方のみるみください。】 料発行の原則義務化について、どのように患者等にお知ら	
	 来院時に明細書の無料発行に関するチョ 会計窓口で職員が患者等に明細書無料発行に関する。 待合室等、院内に明細書無料発行に関する。 待合室等、院内に明細書無料発行に関する。 診療時に歯科医師から明細書無料発行に関する。 その他(具体的に 	発行に関する説明をしている するポスター等を掲示してある するチラシやリーフレット等を置いてある)
\	7. 患者等にお知らせしていない		,
	貴施設では、今後明細書を無料で発行する体制	を整える予定ですか。 は1つだけ	
	1. 具体的な計画がある 明細書無料発行う 2. 具体的な時期は未定だが、検討中である。 3. 予定はない		
	3. がたはない 4. その他(具体的に)
	今後明細書を発行する場合、貴施設の体制から すか。 は1つだけ	どの程度のタイミング(頻度)で発行することが可能とす	きえま
	1. 精算の都度発行	2. 次回来院時に発行	
	3. 月に1回まとめて発行	4. その他(具体的に)
7	明細書の無料発行原則義務化にあたっ	っての問題点・課題等について、ご意見・ご要	望等

がありましたらご記入ください。

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

2 貴施設における明細書(調剤の内容が分かる明細書)発行の認識と対応の有無についてお伺いします。

平成 22 年度の診療報酬改定では、正当な理由がない限り、全ての患者に明細書(調剤明細書)を無料で発行することが義務付けられましたが、このことをご存知ですか。 は1つだけ

1. よく知っている

2. だいたい知っている

3. ほとんど知らない

4. まったく知らない

平成 22 年**月現在、貴施設での明細書発行はどのような状況でしょうか。

は1つだけ

- 1. 全ての患者に明細書を発行している (--- → この後、質問 3 ・ 4 ・ 5 ・ 7 へ)
- 2. 患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している

(---→ この後、質問 3・4・5・6・7へ)

3. 明細書を発行していない(---→ この後、質問 6・7 へ)

質問3からは、

- ・質問2の②で選択肢「1.全ての患者に明細書を発行している」と回答した施設は、質問3・4・5・7に回答してください。
- ・質問2の②で選択肢「2.患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している」と回答した施設は、質問3・4・5・6・7に回答してください。
- ・質問2の②で選択肢「3.明細書を発行していない」と回答した施設は、質問6・7に回答してください。
- 3 明細書を発行している施設における費用徴収等の実態についてお伺いします。

明細書発行について、費用を徴収していますか。費用を徴収している場合、1 件あたりの金額はいくらですか。 は1つだけ

- 1. 徴収している 1件当たりの徴収金額:(
-) 円

2. 徴収していない

下記の 1) ~ 3) について、それぞれの時期はいつですか。発行の対応を時間を追って把握したいため、1) ~ 3) の順番でお答えください。

1)有料で明細書発行を始めた時期は1つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前 2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中 4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 ()月頃 7. 有料で明細書発行を行ったことはない
2)患者からの申し出があれば無料 で明細書発行を始めた時期 は1つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前 2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中 4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 ()月頃 7. 無料で明細書発行を行ったことはない
3 <u>全ての患者</u> に対して <u>無料で</u> 明細 書発行を始めた時期 は1つだけ	1. 平成 18 年 3 月以前 2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中 4. 平成 20 年度中 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 ()月頃 7. 全ての患者に無料で明細書を発行していない

					FINES	
明細書発行に対応するために、今までに加えて要した費用があれば、その金額を具体的にご記入ください。 費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。						
1)設備投資をした費用	約() 万円		
2)人材体制面強化にかかった費用	約() 万円		
平成 22 年**月 1 か月間の明細書発行に係る設備で継続的にかかる費用(人件費やインク代・紙代など)を具体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。						
	約() 万円		
明細書を無料で発行(一部の患者または全ての患者に発行)している施設における患者への影響と効果についてお伺いします。						
明細書の発行により、窓口などで患者1人にかかる対	対応時間はどうなりまし	たか。	は1	つだけ		
1. 以前より長くなった 2. 以前より短 4. 以前発行していなかったので比較できない		3. 以前 5. よく				
貴施設において、明細書を無料で発行するようになったか。 は1つだけ		希望し	ない患	者はどの	の程度に	ハまし
1. 10%未満 2. 10%以上 304 4 50%以上 70%未満 5 70%以上 90		3. 30%6. 90%		50%未	満	
4. 50%以上 70%未満 5. 70%以上 90%未満 6. 90%以上 貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、療養の継続に支障が生じると薬剤師が判断して、 明細書を発行しなかった患者はどの程度いましたか。 は1つだけ						
1. 10%未満 2. 10%以上 30		3. 30%以上 50%未満				
4. 50%以上 70%未満 5. 70%以上 90		6. 90%	6以上			
明細書の無料発行により、以下の1)~4)の効果は			I	I	ı	l
「大いにあてはまる」を「5」、「全くあてはまらない」を し、あてはまる番号にそれぞれ 1 つだけ をつけてくださ		大いにあてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
1)調剤内容に対する患者の理解が深まり、治療に対し	て積極的になった 	5	4	3	2	1
2)調剤内容が透明化されたことにより、患者から信頼	されるようになった 	5	4	3	2	1
3) 患者の医療費に関する理解が深まった		5	4	3	2	1
4)明細書が有益であると患者から評価された		5	4	3	2	1
上記 以外に、明細書の無料発行が原則義務化されたことによる効果について、ご自由にお書きください。						

全ての患者に明細書を無料で発行していない理由等についてお伺いします。	
「明細書の無料発行原則義務化」に対応していない理由は何ですか。 はいくつでも	
1. 全ての常勤の薬剤師が 65 歳以上で審査支払機関にその旨の届出をして、オンライン請求	き
たは電子媒体による請求が免除されているため	
2. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため	
3. レセプトコンピュータを使用していないため	
4. レセプトコンピュータがリース中等の理由により、オンライン請求または電子媒体による	請
求が猶予されているため	
5. その他 (具体的に)	
貴施設では「正当な理由があるため明細書の発行をしていない」旨や「明細書発行に関する状況」について	ζ,
どのように患者等にお知らせしていますか。 はいくつでも	
1. 来局時にチラシやリーフレット等を配布している	
2. 会計窓口で職員が患者等に説明している	
3. 薬局内にポスター等を掲示してある	
4. 薬局内にチラシやリーフレット等を置いてある	
5. 薬の交付時などに薬剤師から説明するようにしている	
6. その他(具体的に)
7. 患者等にお知らせしていない	
7. 芯目存在の対力としてvisvi	
貴施設では、今後明細書を無料で発行する体制を整える予定ですか。 は1つだけ	
貴施設では、今後明細書を無料で発行する体制を整える予定ですか。 は1つだけ	
貴施設では、今後明細書を無料で発行する体制を整える予定ですか。 は1つだけ 1. 具体的な計画がある 明細書無料発行予定時期:平成 <u>(</u>)年 <u>(</u>)月頃	
貴施設では、今後明細書を無料で発行する体制を整える予定ですか。 は1つだけ 1. 具体的な計画がある 明細書無料発行予定時期:平成 ()年 ()月頃 2. 具体的な時期は未定だが、検討中である)
	「明細書の無料発行原則義務化」に対応していない理由は何ですか。 はいくつでも 1. 全ての常勤の薬剤師が 65 歳以上で審査支払機関にその旨の届出をして、オンライン請求たは電子媒体による請求が免除されているため 2. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため 3. レセプトコンピュータを使用していないため 4. レセプトコンピュータがリース中等の理由により、オンライン請求または電子媒体による求が猶予されているため 5. その他(具体的に) 貴施設では「正当な理由があるため明細書の発行をしていない」旨や「明細書発行に関する状況」についてどのように患者等にお知らせしていますか。 はいくつでも 1. 来局時にチラシやリーフレット等を配布している 2. 会計窓口で職員が患者等に説明している 3. 薬局内にポスター等を掲示してある 4. 薬局内にチラシやリーフレット等を置いてある 5. 薬の交付時などに薬剤師から説明するようにしている 6. その他(具体的に

明細書の無料発行原則義務化にあたっての問題点・課題等について、ご意見・ご要望等がありましたらご記入ください。

2. 次回来局時に発行

4. その他 (具体的に

1. 精算の都度発行

3. 月に1回まとめて発行

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

2 貴施設における明細書(調剤の内容が分かる明細書)発行の認識と対応の有無についてお伺いします。

平成 22 年度の診療報酬改定では、	正当な理由がない限り、	全ての患者に明細書	(調剤明細書)を無料で発行
することが義務付けられましたが、	このことをご存知ですか	い。 は1つだけ	

1. よく知っている

2. だいたい知っている

3. ほとんど知らない

4. まったく知らない

平成 22 年 11 月現在、貴施設での明細書発行はどのような状況でしょうか。 は1つだけ

- 1. 全ての患者に明細書を発行している
- 2. 患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している
- 3. 明細書を発行していない(---→ この後、質問 6・7 へ)
- 3 明細書を発行している施設における明細書発行状況等についてお伺いします。

明細書発行について、費用を徴収していますか。費用を徴収している場合、1 件当たりの金額はいくらですか。 また、その金額の算出根拠について具体的にお書きください。 は1つだけ

- 1. 徴収している → ∫1件当たりの徴収金額:()円 上記徴収金額の算出根拠:(具体的に
- 2. 徴収していない

下記の1)~3)について、それぞれの時期はいつですか。発行の対応を時間を追って把握したいため、1)~3)の順番でお答えください。

1. 平成 18 年 3 月以前 2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中 4. 平成 20 年度中 1)有料で明細書発行を始めた時期 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月 は1つだけ 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 () 月頃 7. 有料で明細書発行を行ったことはない 1. 平成 18 年 3 月以前 2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中 4. 平成 20 年度中 2)患者からの申し出があれば無料 で明細書発行を始めた時期 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月 は1つだけ 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 () 月頃 7. 無料で明細書発行を行ったことはない 1. 平成 18 年 3 月以前 2. 平成 18 年度中 3. 平成 19 年度中 4. 平成 20 年度中 3)全ての患者に対して無料で明細 書発行を始めた時期 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月 は1つだけ 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 (7. 全ての患者に無料で明細書を発行していない

貴施設での平成22年11月1か月間の明細書発行件数についてお書きください。

1)無料で発行した件数件2)有料で発行した件数件3)合計件

貴施設では、どのようなタイミング(頻度)で明細書を発行していますか。 はいくつでも

- 1. 精算の都度発行
- 2. 次回来局時に発行

3. 月に1回まとめて発行

4. その他 (具体的に

平成 22 年 11 月 1 か月間の明細書発行に係る設備で継続的にかかる費用(人件費やインク代・紙代など)を具 体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」 とお書きください。

> 約() 万円

明細書の発行により、窓口などで患者1人にかかる対応時間はどうなりましたか。 は1つだけ

- 1. 以前より長くなった
- ___ 2. 以前より短くなった
- 3. 以前と変わらない
- 4. 以前は発行していなかったので比較できない
- 5. よく分からない

質問 5 からは、

- ・全ての患者に明細書を無料で発行している施設の方は、質問5・7に回答してください。
- ・一部の患者に明細書を無料で発行している施設の方は、質問 5 ・ 6 ・ 7 に回答してください。
- ・患者に発行している全ての明細書が有料である施設の方は、質問 6 ・ 7 に回答してください。
- 5 明細書を無料で発行(一部の<u>患者または全ての患者に発行)している施設</u>における患 者への影響と効果についてお伺いします。

貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、明細書発行を希望しない患者はどの程度いまし たか。 は1つだけ

1. 10%未満

- 2. 10%以上 30%未満
- 3. 30%以上 50%未満
- 4. 50%以上 70%未満 5. 70%以上 90%未満 6. 90%以上

貴施設において、明細書を無料で発行するようになってから、療養の継続に支障が生じると薬剤師が判断して、 明細書を発行しなかった患者はどの程度いましたか。 は1つだけ

1. 10%未満

- 2. 10%以上 30%未満
- 3. 30%以上 50%未満
- 4. 50%以上 70%未満 5. 70%以上 90%未満 6. 90%以上

明細書の無料発行により、以下の1)~4)の効果はいかがでしたか。

「大いにめてはまる」を「5g」「全くめてはまらない」を「1g」として5段階で評価 し、あてはまる番号にそれぞれ1つだけ をつけてください。	大いにあてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
1)調剤内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になった	5	4	3	2	1
2) 調剤内容が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになった	5	4	3	2	1
3)患者の医療費に関する理解が深まった	5	4	3	2	1
4)明細書が有益であると患者から評価された	5	4	3	2	1

上記 以外に、明細書の無料発行が原則義務化されたことによる効果について、ご自由にお書きください。

6 全ての患者に明細書の無料発行をしていない理由等についてお伺いします。

明細音の無行先打原則義務的」に対応していない理由は同じすが。 はいくりでも	
1. 全ての常勤の薬剤師が 65 歳以上で審査支払機関にその旨の届出をして、オンラーたは電子媒体による請求が免除されているため	イン請求ま
2. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため	
3. レセプトコンピュータを使用していないため	
4. レセプトコンピュータがリース中等の理由により、オンライン請求または電子媒介	体による請
求が猶予されているため	
5. その他(具体的に)
貴施設では「正当な理由があるため明細書の発行をしていない」旨や「明細書発行に関する状況」	について、
どのように患者等にお知らせしていますか。 はいくつでも	
1. 来局時にチラシやリーフレット等を配布している	
2. 会計窓口で職員が患者等に説明している	
3. 薬局内にポスター等を掲示してある	
4. 薬局内にチラシやリーフレット等を置いてある	
5. 薬の交付時などに薬剤師から説明するようにしている	
6. その他 (具体的に)
7. 患者等にお知らせしていない	
貴施設では、今後明細書を無料で発行する体制を整える予定ですか。 は1つだけ	
1. 具体的な計画がある 明細書無料発行予定時期:平成 <u>()</u> 年 <u>()</u> 月以	頁
2. 具体的な時期は未定だが、検討中である	
3. 予定はない	
4. その他 (具体的に)
今後明細書を発行する場合、貴施設の体制からどの程度のタイミング(頻度)で発行することがすか。 は1つだけ	可能と考えま
1. 精算の都度発行 2. 次回来局時に発行	
3. 月に1回まとめて発行 4. その他(具体的に)

7 明細書の無料発行原則義務化にあたっての問題点・課題等について、ご意見・ご要望等がありましたらご記入ください。

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

医療保険のレセプト請 求方法 は1つだけ

- 1. 紙レセプトによる提出(レセプトコンピュータ等による医事会計シ ステムを使用)
- 2. 紙レセプトによる提出(手書き)
- 3. 代行請求
- 2 貴事業所における明細書(訪問看護療養費の内容が分かる)発行の認識と対応の有無 についてお伺いします。

平成22年度の診療報酬改定では、訪問看護ステーションにおいて、患者が求める場合は、「明細書」の発行に 努めることとされました。このことをご存知ですか。 は1つだけ

1. よく知っている

2. だいたい知っている

3. ほとんど知らない

4. まったく知らない

平成 22 年**月現在、貴事業所での明細書の発行はどのような状況でしょうか。

- 1. 全ての患者に明細書を発行している(---→ この後、質問 3・4・5・7 へ)
- 2. 患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している

(---→ この後、質問 3・4・5・6・7へ)

3. 明細書を発行していない (--- → この後、質問 6 ・ 7 へ)

質問3からは、

- ・質問2の②で選択肢「1.全ての患者に明細書を発行している」と回答した施設は、質問3・4・ 5 ・ 7 に回答してください。
- ・質問2の②で選択肢「2.患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行し ている」と回答した施設は、質問 $\mathbf{3} \cdot \mathbf{4} \cdot \mathbf{5} \cdot \mathbf{6} \cdot \mathbf{7}$ に回答してください。
- ・質問2の②で選択肢「3.明細書を発行していない」と回答した施設は、質問6・7に回答して ください。
- 明細書を発行している事業所における費用徴収等の実態についてお伺いします。

明細書発行について、費用を徴収していますか。費用を徴収している場合、1件あたりの金額はいくらですか。 は1つだけ

- 1. 徴収している 1件当たりの徴収金額:() 円
- 2. 徴収していない

下記の1)~3)について、それぞれの時期はいつですか。発行の対応を時間を追って把握したいため、1)~3) の順番でお答えください。

1) 有料で明細書発行を始めた時期 は1つだけ

- 1. 平成 18 年 3 月以前
- 2. 平成 18 年度中
- 3. 平成 19 年度中
- 4. 平成 20 年度中
- 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月
- 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 (
- 7. 有料で明細書発行を行ったことはない
- 2)患者からの申し出があれば無料
- 1. 平成 18 年 3 月以前 2. 平成 18 年度中
- 3. 平成 19 年度中
- 4. 平成 20 年度中

- で明細書発行を始めた時期 は1つだけ
 - 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月
 - 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 () 月頃
 - 7. 無料で明細書発行を行ったことはない

平成 22 年**月 1 か月間の明細書発行に係る設備で継続的にかかる費用 (人件費やインク代・紙代など)を具体的にご記入ください。費用が発生していない場合は「0」、費用が発生しているものの金額が不明の場合は「-」とお書きください。

約()万円

5 <u>明細書を発行(一部の患者または全ての患者に発行)している事業所</u>における患者へ の影響と効果についてお伺いします。

貴事業所において、明細書を発行するようになってから、明細書発行を希望しない患者はどの程度いましたか。 は1つだけ

1. 10%未満

- 2. 10%以上 30%未満
- 3. 30%以上 50%未満

- 4. 50%以上 70%未満
- 5. 70%以上 90%未満
- 6. 90%以上

上記 で最も多い理由の番号を1つお答えください。

貴事業所において、明細書を発行するようになってから、療養の継続に支障が生じると看護師が判断して、明細書を発行しなかった患者はどの程度いましたか。 は1つだけ

1. 10%未満

- 2. 10%以上 30%未満
- 3. 30%以上 50%未満

- 4. 50%以上 70%未満
- 5. 70%以上 90%未満
- 6.90%以上

明細書の発行により、以下の1)~4)の効果はいかがでしたか。

「大いにあてはまる」を「5」、「全くあてはまらない」を「1」として 5 段階で評価 し、あてはまる番号にそれぞれ 1 つだけ をつけてください。	大いにあてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
1)訪問看護の内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になった	5	4	3	2	1
2)訪問看護の内容が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになった	5	4	3	2	1
3)患者の療養費に関する理解が深まった	5	4	3	2	1
4) 明細書が有益であると患者から評価された	5	4	3	2	1

上記 以外に、明細書の発行による効果について、ご自由にお書きください。

→全ての患者に無料で明細書を発行している施設は6ページの質問7へおすすみください

6 明細書を発行していない理由等についてお伺いします。

明細書を発行していない理由は何ですか。 あてはまるものすべてに

- 1. 訪問看護ステーションでは、明細書の無料発行が義務化されていないため
- 2. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため
- 3. レセプトコンピュータを使用していないため
- 4. 領収証で訪問看護の内容が十分わかるため
- 5. その他(具体的に

)

	貴事業所では「明細書を発行していない」旨や「明細書発行に関する状況」について、どのように患者等にお知らせしていますか。 あてはまるものすべてに
	 訪問時にチラシやリーフレット等を配布している 訪問時に看護師から説明するようにしている
	3. その他(具体的に 4. 患者等にお知らせしていない
	貴事業所では、今後明細書を発行する体制を整える予定ですか。 は1つだけ
	1. 具体的な計画がある 明細書無料発行予定時期:平成 <u>(</u>)年 <u>(</u>)月頃 2. 具体的な時期は未定だが、検討中である 3. 予定はない
	4. その他(具体的に
	貴事業所では、どのようなタイミングで明細書を発行していますか。 はいくつでも
	 次回訪問時に発行 月に1回まとめて発行 その他(具体的に
ı	明細書の発行にあたっての問題点・課題等について、ご意見・ご要望等がありましたら

7 明細書の発行にあたっての問題点・課題等について、ご意見・ご要望等がありました。 ご記入ください。

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

医療保険のレセプト請 求方法 は1つだけ

- 1. 紙レセプトによる提出(レセプトコンピュータ等による医事会計シ ステムを使用)
- 2. 紙レセプトによる提出(手書き)
- 3. 代行請求
- 2 貴事業所における明細書(訪問看護療養費の内容が分かる明細書)発行の認識と対応 の有無についてお伺いします。

平成 22 年度の診療報酬改定では、訪問看護ステーションにおいて、患者が求める場合は、「明細書」の発行に 努めることとされました。このことをご存知ですか。 は1つだけ

1. よく知っている

2. だいたい知っている

3. ほとんど知らない

4. まったく知らない

平成 22 年 11 月現在、貴事業所での明細書の発行はどのような状況でしょうか。

は1つだけ

- 1. 全ての患者に明細書を発行している
- 2. 患者から求められた場合等、一部の患者についてのみ明細書を発行している
- 3. 明細書を発行していない (--- → この後、質問 6・7 へ)
- 3 明細書を発行している事業所における明細書発行状況等についてお伺いします。

明細書発行について、費用を徴収していますか。費用を徴収している場合、1件当たりの金額はいくらですか。 また、その金額の算出根拠について具体的にお書きください。 は1つだけ

1. 徴収している─▶ (1件当たりの徴収金額:() 円

上記徴収金額の算出根拠:(具体的に

2. 徴収していない

下記の1)~3)について、それぞれの時期はいつですか。発行の対応を時間を追って把握したいため、1)~3) の順番でお答えください。

- 1) 有料で明細書発行を始めた時期
- 1. 平成 18 年 3 月以前 2. 平成 18 年度中
- 3. 平成 19 年度中
- 4. 平成 20 年度中

- は1つだけ
- 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月
- 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 () 月頃
- 7. 有料で明細書発行を行ったことはない
- 2)患者からの申し出があれば無料 で明細書発行を始めた時期
- 1. 平成 18 年 3 月以前
- 2. 平成 18 年度中
- 3. 平成 19 年度中
- 4. 平成 20 年度中

- は1つだけ
- 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月
 - 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 () 月頃
 - 7. 無料で明細書発行を行ったことはない
- 3)全ての患者に対して無料で明細
- 1. 平成 18 年 3 月以前 3. 平成 19 年度中
- 2. 平成 18 年度中

- 書発行を始めた時期
- 4. 平成 20 年度中

は1つだけ

- 5. 平成 21 年 4 月 ~ 12 月
- 6. 平成 22 年 1 月以降 平成 22 年 (
- 7. 全ての患者に無料で明細書を発行していない

貴事業所での平成22年11月1か月間の明細書発行件数についてお書きください。

1)無料で発行した件数	件
2) 有料で発行した件数	件
3) 合計	件

明細書の内容について患者からの問い合わせ項目はど	のようなものですか	。 はいくつでも
3. 訪問看護療養費の個別項目名4. 情5. 訪問看護療養費の個別数量6. ん7. 保険負担額8. ん	是供日 訪問看護療養費の 保険外負担分の項 保険外負担額	
9. その他(具体的に 10. 特に問い合わせはない)
- 1 上記 で最も多いものの番号 1 つをお答えくださ	·	
明細書についての患者からの意見は、どのような内容	ですか。 はいぐ	くつでも
1. 訪問看護の内容等の個人情報が患者本人以外 2. 明細書に記載されている情報量が多すぎるで 3. 明細書に記載されている情報量が少なすぎる 4. 明細書の記載内容が領収証のどの内容を表し 5. 記載されている内容が専門的で理解するのだ 6. 領収証と明細書のどちらか一つに統合しては	こと らこと っているのかが分7 「難しいこと	
7. その他(具体的に 8. 特に意見はない)
- 1 上記 で最も多いものの番号1つをお答えくださ	· 6 1。	
明細書発行に対応するために、貴事業所が行ったこと		はいくつでも
 明細書発行や患者からの照会に対応するため増員した人数:(対して教育研修を ュータを新規に導 ピュータを改修し 購入した	行った 入した た
6. 明細書を印刷するためのプリンターを新規	こ購入または買い	換えた 、
7. その他(具体的に 8. 特に対応はしていない)
明細書発行に対応するために、今までに加えて要した 費用が発生していない場合は「0」、費用が発生してい		-
1)設備投資をした費用	約() 万円
2)人材体制面強化にかかった費用	約() 万円
平成 22 年 11 月 1 か月間の明細書発行に係る設備で総体的にご記入ください。費用が発生していない場合はとお書きください。	_	
	約() 万円

質問 5 からは、

- ・全ての患者に明細書を発行している事業所の方は、質問 5 · 7 に回答してください。
- ・一部の患者に明細書を発行している事業所の方は、質問 $5 \cdot 6 \cdot 7$ に回答してください。
- ・患者に明細書を全く発行していない事業所の方は、質問 6 ・ 7 に回答してください。

5 <u>明細書を発行(一部の患者または全ての患者に発行)している事業所</u>における患者へ の影響と効果についてお伺いします。

貴事業所において、明細書を発行するようになってから、明細書発行を希望する患者はどの程度いましたか。 は1つだけ

1. 10%未満

- 2. 10%以上 30%未満
- 3. 30%以上 50%未満

- 4. 50%以上 70%未満
- 5. 70%以上 90%未満
- 6. 90%以上

平成 22 年 4 月以降、貴事業所において、患者等が明細書の発行を希望したにもかかわらず、療養の継続に支障が生じると看護師が判断して、明細書を発行しなかった患者はどの程度いましたか。 は1つだけ

1. 10%未満

- 2. 10%以上 30%未満
- 3. 30%以上 50%未満

- 4. 50%以上 70%未満
- 5. 70%以上 90%未満
- 6. 90%以上

明細書の発行により、以下の1)~4)の効果はいかがでしたか。

「大いにあてはまる」を「5」、「全くあてはまらない」を「1」として 5 段階で評価 し、あてはまる番号にそれぞれ 1 つだけ をつけてください。	大いにあてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
1)訪問看護の内容に対する患者の理解が深まり、治療に対して積極的になった	5	4	3	2	1
2)訪問看護の内容が透明化されたことにより、患者から信頼されるようになった	5	4	3	2	1
3)患者の療養費に関する理解が深まった	5	4	3	2	1
4) 明細書が有益であると患者から評価された	5	4	3	2	1
				·	

上記 以外に、明細書の発行による効果について、ご自由にお書きください。

→全ての患者に明細書を発行している事業所は6ページの質問**7**へおすすみください

6 全ての患者に明細書の発行をしていない理由等についてお伺いします。

全ての患者には明細書を発行していない理由は何ですか。 あてはまるものすべてに

- 1. 訪問看護ステーションでは、明細書の無料発行が義務化されていないため
- 2. 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用しているため
- 3. レセプトコンピュータを使用していないため
- 4. 領収証で訪問看護の内容が十分分かるため
- 5. その他(具体的に

)

貴事業所では「明細書を発行していない」旨や「明細書発行に関する状況」について、どのように患者等にお知らせしていますか。 あてはまるものすべてに

- 1. 訪問時にチラシやリーフレット等を配布している
- 2. 訪問時に看護師から説明するようにしている
- 3. その他(具体的に

)

4. 患者等にお知らせしていない

は1つだけ

	1. 具体的な計画がある 明細書無料発行予定時期:平成 <u>()</u> 年 <u>()</u> 月頃 2. 具体的な時期は未定だが、検討中である 3. 予定はない
	4. その他(具体的に))
	貴事業所では、どのようなタイミングであれば明細書を発行することができますか。 はいくつでも
П	1. 次回訪問時に発行 2. 月に1回まとめて発行
U	3. その他(具体的に <u>4. 分からない</u>
	明細書の発行にあたっての問題点・課題等について、ご意見・ご要望等がありましたら ご記入ください。

貴事業所では、今後明細書を発行する体制を整える予定ですか。

アンケートにご協力いただきまして、ありがとうございました。

厚生労働省保険局医療課委託事業

平成22年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成22年度調査)

「院内トリアージの評価に関する調査」へのご協力のお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠に恐れ入ります。

厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2年毎に診療報酬(病院や診療所などの保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格)の改定を行っています。

直近の平成 22 年 4 月改定においては、救急外来において重症の患者の方を優先的に治療するためのトリアージを評価するための、「院内トリアージ加算」という診療報酬が創設されました。

トリアージとは、より緊急性の高い患者の方から優先して治療を行うために、救急外来において患者の方の重傷度と緊急度を判定し、その判定結果によって優先順位を決定することです。判定結果によって、診療を受ける順序が繰り上がったり、逆に繰り下がったりすることがあります。

この改定の影響・効果を検証するため、この度、厚生労働省では、「院内トリアージの評価に関する調査」を行うこととしました。

本調査は、患者のご意見から、トリアージの仕組みの認知度や趣旨の説明に対する理解度、時間外診療の受診意向に関する状況等を把握することを目的として、検証結果を救急医療のさらなる充実・強化に役立てるために実施するものであり、次の要領によりご協力をお願いすることとしております。

対象の方

調査対象の医療機関に時間外の救急外来を受診・利用された6歳未満の患者の保護者

記入方法

各設問の回答方法をご確認の上、回答をご記入下さい。

分からないもの、回答のできないものについては、空欄のままでも結構です。

可能な範囲でご協力下さい。

回答期限・返送方法

回答が終わりましたら、医療機関から配布された返信用封筒(切手不要)に調査票を入れ、 平成22年 月 日までに、調査事務局へご返送下さい。

なお、本調査は、厚生労働省から委託を受けた みずほ情報総研株式会社 が実施いたします。ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、ご回答をいただいた個人が特定されることは一切ありません。また、ご回答いただいた調査票は調査事務局に直接返送されますので、医師等に開示されることはございません。

本調査の結果は、診療報酬のあり方を検討している厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会において、患者(及びその保護者)のご意見を踏まえた実りある今後の議論が行われるための大変貴重な資料として活用されることとなります。

厚生労働省としても診療報酬の充実に努めてまいりますので、ご多用の折、大変恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【調査実施主体・問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療課委託事業

「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

みずほ情報総研株式会社内

コールセンター:

平成 22 年 11 月

各位

厚生労働省保険局医療課委託事業

平成 22 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成 22 年度調査)

「外来管理加算の要件見直し及び地域医療貢献加算創設の影響調査 (患者調査)」へのご協力のお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠に恐れ入ります。

厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2年毎に診療報酬(病院や診療所などの保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格)の改定を行っています。

直近の平成22年4月改定においては、診療実態をより反映するよう「外来管理加算」の算定要件の 見直しが行われ、休日・夜間等の標榜時間外においても患者からの問合せ等に対応できる体制の整備を 評価するため、「地域医療貢献加算」という診療報酬が創設されました。

この改定の影響・効果を検証するため、この度、厚生労働省では、「外来管理加算の要件見直し及び地域医療貢献加算創設の影響調査」を行うこととしました。

本調査は、患者のご意見から、日常の診療実態や満足度、休日・夜間等の標榜時間外における時間外診療の利用状況と認知度に関する状況等を把握することを目的として、検証結果を医療サービスのさらなる充実・強化に役立てるために実施するものであり、次の要領によりご協力をお願いすることとしております。

対象の方

調査対象病院を受診・利用された患者(外来管理加算の算定患者4名、未算定患者4名)

記入方法

各設問の回答方法をご確認の上、回答をご記入下さい。

分からないもの、回答のできないものは、空欄のままでも結構です。可能な範囲でご協力下さい。

回答期限・返送方法

回答が終わりましたら、医療機関から配布された返信用封筒(切手不要)に調査票を入れ、 平成22年 月 日までに、調査事務局へご返送下さい。

なお、本調査は、厚生労働省から委託を受けた みずほ情報総研株式会社 が実施いたします。ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、ご回答をいただいた個人が特定されることは一切ありません。また、ご回答いただいた調査票は調査事務局に直接返送されますので、医師等に開示されることはございません。

本調査の結果は、診療報酬のあり方を検討している厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会において、患者(及びその家族)のご意見を踏まえた実りある今後の議論が行われるための大変貴重な資料として活用されることとなります。

厚生労働省としても診療報酬の充実に努めてまいりますので、ご多用の折、大変恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【調査実施主体・問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療課委託事業

「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

みずほ情報総研株式会社内

コールセンター:

厚生労働省保険局医療課委託事業

平成 22 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成 22 年度調査)

「外来管理加算の要件見直し及び地域医療貢献加算創設の影響調査 (患者調査)」へのご協力のお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠に恐れ入ります。

厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2年毎に診療報酬(病院や診療所などの保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格)の改定を行っています。

直近の平成 22 年 4 月改定においては、診療実態をより反映するよう「外来管理加算」の算定要件の 見直しが行われ、休日・夜間等の標榜時間外においても患者からの問合せ等に対応できる体制の整備を 評価するため、「地域医療貢献加算」という診療報酬が創設されました。

この改定の影響・効果を検証するため、この度、厚生労働省では、「外来管理加算の要件見直し及び地域医療貢献加算創設の影響調査」を行うこととしました。

本調査は、患者のご意見から、日常の診療実態や満足度、休日・夜間等の標榜時間外における時間外診療の利用状況と認知度に関する状況等を把握することを目的として、検証結果を医療サービスのさらなる充実・強化に役立てるために実施するものであり、次の要領によりご協力をお願いすることとしております。

対象の方

調査対象診療所を受診・利用された患者(外来管理加算の算定患者2名、未算定患者2名)

記入方法

各設問の回答方法をご確認の上、回答をご記入下さい。

分からないもの、回答のできないものは、空欄のままでも結構です。可能な範囲でご協力下さい。

回答期限・返送方法

回答が終わりましたら、医療機関から配布された返信用封筒(切手不要)に調査票を入れ、 平成22年 月 日までに、調査事務局へご返送下さい。

なお、本調査は、厚生労働省から委託を受けた みずほ情報総研株式会社 が実施いたします。ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、ご回答をいただいた個人が特定されることは一切ありません。また、ご回答いただいた調査票は調査事務局に直接返送されますので、医師等に開示されることはございません。

本調査の結果は、診療報酬のあり方を検討している厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会において、患者(及びその家族)のご意見を踏まえた実りある今後の議論が行われるための大変貴重な資料として活用されることとなります。

厚生労働省としても診療報酬の充実に努めてまいりますので、ご多用の折、大変恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【調査実施主体・問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療課委託事業

「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

みずほ情報総研株式会社内

コールセンター:

平成 22 年 11 月

各位

厚生労働省保険局医療課委託事業

平成 22 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成 22 年度調査)

「外来管理加算の要件見直し及び地域医療貢献加算創設の影響調査 (患者調査)」へのご協力のお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠に恐れ入ります。

厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2年毎に診療報酬(病院や診療所などの保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格)の改定を行っています。

直近の平成 22 年 4 月改定においては、診療実態をより反映するよう「外来管理加算」の算定要件の 見直しが行われ、休日・夜間等の標榜時間外においても患者からの問合せ等に対応できる体制の整備を 評価するため、「地域医療貢献加算」という診療報酬が創設されました。

この改定の影響・効果を検証するため、この度、厚生労働省では、「外来管理加算の要件見直し及び地域医療貢献加算創設の影響調査」を行うこととしました。

本調査は、患者のご意見から、日常の診療実態や満足度、休日・夜間等の標榜時間外における時間外診療の利用状況と認知度に関する状況等を把握することを目的として、検証結果を医療サービスのさらなる充実・強化に役立てるために実施するものであり、次の要領によりご協力をお願いすることとしております。

対象の方

調査対象診療所を受診・利用された患者(外来管理加算の算定患者2名、未算定患者2名)

記入方法

各設問の回答方法をご確認の上、回答をご記入下さい。

分からないもの、回答のできないものは、空欄のままでも結構です。可能な範囲でご協力下さい。

回答期限・返送方法

回答が終わりましたら、医療機関から配布された返信用封筒(切手不要)に調査票を入れ、 平成22年 月 日までに、調査事務局へご返送下さい。

なお、本調査は、厚生労働省から委託を受けた みずほ情報総研株式会社 が実施いたします。ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、ご回答をいただいた個人が特定されることは一切ありません。また、ご回答いただいた調査票は調査事務局に直接返送されますので、医師等に開示されることはございません。

本調査の結果は、診療報酬のあり方を検討している厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会において、患者(及びその家族)のご意見を踏まえた実りある今後の議論が行われるための大変貴重な資料として活用されることとなります。

厚生労働省としても診療報酬の充実に努めてまいりますので、ご多用の折、大変恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【調査実施主体・問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療課委託事業

「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局

みずほ情報総研株式会社内

コールセンター:

厚生労働省保険局医療課委託事業

平成 22 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成 22 年度調査) 「明細書発行原則義務化に関する意識調査(患者調査)」への ご協力のお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。

厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2年毎に診療報酬(病院や診療所などの保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格)の改定を行っています。

直近の平成22年4月改定においては、「患者の待ち時間の増加や医療機関の負担増にも配慮しつつ、医療の透明化や患者への情報提供の観点から、明細書の発行を積極的に推進していくこととする。」と決められ、保険医療機関等が明細書発行機能のないレセプトコンピュータを使用しているなどの正当な理由がない限り、「領収証」の発行とは別に、個別の診療の内容がわかる「明細書」(裏面に見本があります)を患者に無料で発行することが義務づけられました。(「歯科診療所」については猶予期間があり、来年(平成23年)5月から明細書の無料発行が原則義務化されます。)

この改定の影響・効果を検証するため、この度、厚生労働省では、「明細書発行原則義務化に関する意識調査」を行うこととしました。

本調査は、保険医療機関等で明細書の無料発行が原則義務化されたことについて、その現状と効果や今後の課題等を把握することを目的として、検証結果を医療サービスのさらなる充実・強化に役立てるために実施するものであり、次の要領によりご協力をお願いすることとしております。

対象の方

・ この調査は、病院・一般診療所・歯科診療所に受診した患者や、保険薬局に処方せんを お持ちになった患者、訪問看護を利用した患者が対象となっております。

回答期限・返送方法

・ お手数ではございますが、調査票にご記入の上、一緒にお配りしております「返信用封筒 (切手不要)」を使用して、

平成 22 年 * * 月 * * 日 (*) までに、

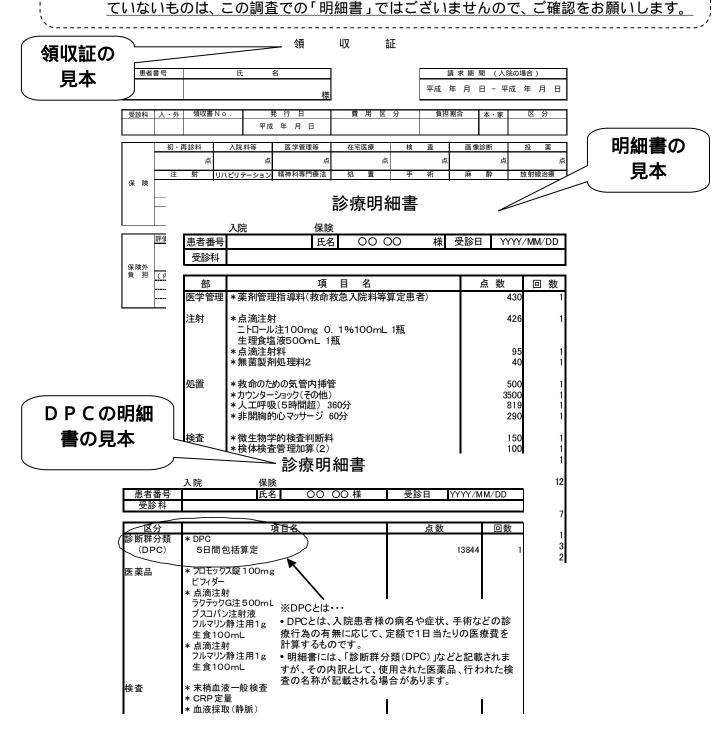
直接、お近くの郵便ポストにご投函ください。

なお、本調査は、厚生労働省から委託を受けた三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が実施いたします。ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、ご回答をいただいた個人が特定されることは一切ありません。また、ご回答いただいた調査票は調査事務局に直接返送されますので、医師等に開示されることはございません。

本調査の結果は、診療報酬のあり方を検討している厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険 医療協議会において、患者(及びその家族)のご意見を踏まえた実りある今後の議論が行われるための大変貴重な資料として活用されることとなります。

厚生労働省としても診療報酬の充実に努めてまいりますので、ご多用の折、大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

領収証:「医療費の内訳がわかるもの」として発行されるものです。一般に、「初・再診料」や「検査」、「投薬」、「注射」などに区分され、各項目の点数、医療費などが記載されています。
 明細書:「個別の診療の内容がわかるもの」として発行されるもので、「領収証」とは異なります。
 医療機関によって診療の内容のわかる明細書の名前は異なります。例えば、「処置 点」「検査 点」とあっても、その具体的な処置や検査の名前、点数、回数などが記載され



【調査実施主体・問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療課委託事業「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社内

E-mail: kaitei@murc.jp

TEL: * * *

FAX: 03-6711-1291

厚生労働省保険局医療課委託事業

平成 22 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成 22 年度調査) 「明細書発行原則義務化に関する意識調査(患者調査)」への ご協力のお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。

厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2年毎に診療報酬(病院や診療所などの保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格)の改定を行っています。

直近の平成22年4月改定においては、「患者の待ち時間の増加や医療機関の負担増にも配慮しつつ、医療の透明化や患者への情報提供の観点から、明細書の発行を積極的に推進していくこととする。」と決められ、保険医療機関等が明細書発行機能のないレセプトコンピュータを使用しているなどの正当な理由がない限り、「領収証」の発行とは別に、個別の診療の内容がわかる「明細書」(裏面に見本があります)を患者に無料で発行することが義務づけられました。(「歯科診療所」については猶予期間があり、来年(平成23年)5月から明細書の無料発行が原則義務化されます。)

この改定の影響・効果を検証するため、この度、厚生労働省では、「明細書発行原則義務化に関する意識調査」を行うこととしました。

本調査は、保険医療機関等で明細書の無料発行が原則義務化されたことについて、その現状と効果や今後の課題等を把握することを目的として、検証結果を医療サービスのさらなる充実・強化に役立てるために実施するものであり、次の要領によりご協力をお願いすることとしております。

対象の方

・ この調査は、病院・一般診療所・歯科診療所に受診した患者や、保険薬局に処方せんを お持ちになった患者、訪問看護を利用した患者が対象となっております。

回答期限・返送方法

・ お手数ではございますが、調査票にご記入の上、一緒にお配りしております「返信用封筒 (切手不要)」を使用して、

平成 22 年 * * 月 * * 日 (*) までに、

直接、お近くの郵便ポストにご投函ください。

なお、本調査は、厚生労働省から委託を受けた三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が実施いたします。ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、ご回答をいただいた個人が特定されることは一切ありません。また、ご回答いただいた調査票は調査事務局に直接返送されますので、医師等に開示されることはございません。

本調査の結果は、診療報酬のあり方を検討している厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険 医療協議会において、患者(及びその家族)のご意見を踏まえた実りある今後の議論が行われるための大変貴重な資料として活用されることとなります。

厚生労働省としても診療報酬の充実に努めてまいりますので、ご多用の折、大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

領収証:「医療費の内訳がわかるもの」として発行されるものです。一般に、「初・再診料」や「検査」、「投薬」、「注射」などに区分され、各項目の点数、医療費などが記載されています。明細書:「個別の診療の内容がわかるもの」として発行されるもので、「領収証」とは異なります。医療機関によって診療の内容のわかる明細書の名前は異なります。例えば、「処置点」「検査点」とあっても、その具体的な処置や検査の名前、点数、回数などが記載されていないものは、この調査での「明細書」ではございませんので、ご確認をお願いします。



【調査実施主体・問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療課委託事業「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社内

E-mail: kaitei@murc.ip

TEL: * * *

FAX: 03-6711-1291

厚生労働省保険局医療課委託事業

平成 22 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成 22 年度調査) 「明細書発行原則義務化に関する意識調査(患者調査)」への ご協力のお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。

厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2年毎に診療報酬(病院や診療所などの保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格)の改定を行っています。

直近の平成22年4月改定においては、「患者の待ち時間の増加や医療機関の負担増にも配慮しつつ、医療の透明化や患者への情報提供の観点から、明細書の発行を積極的に推進していくこととする。」と決められ、保険医療機関等が明細書発行機能のないレセプトコンピュータを使用しているなどの正当な理由がない限り、「領収証」の発行とは別に、個別の診療の内容がわかる「明細書」(裏面に見本があります)を患者に無料で発行することが義務づけられました。(「歯科診療所」については猶予期間があり、来年(平成23年)5月から明細書の無料発行が原則義務化されます。)

この改定の影響・効果を検証するため、この度、厚生労働省では、「明細書発行原則義務化に関する意識調査」を行うこととしました。

本調査は、保険医療機関等で明細書の無料発行が原則義務化されたことについて、その現状と効果や今後の課題等を把握することを目的として、検証結果を医療サービスのさらなる充実・強化に役立てるために実施するものであり、次の要領によりご協力をお願いすることとしております。

対象の方

・ この調査は、病院・一般診療所・歯科診療所に受診した患者や、保険薬局に処方せんを お持ちになった患者、訪問看護を利用した患者が対象となっております。

回答期限・返送方法

・ お手数ではございますが、調査票にご記入の上、一緒にお配りしております「返信用封筒 (切手不要)」を使用して、

平成 22 年**月**日(*)までに、

直接、お近くの郵便ポストにご投函ください。

なお、本調査は、厚生労働省から委託を受けた三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が実施いたします。ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、ご回答をいただいた個人が特定されることは一切ありません。また、ご回答いただいた調査票は調査事務局に直接返送されますので、医師等に開示されることはございません。

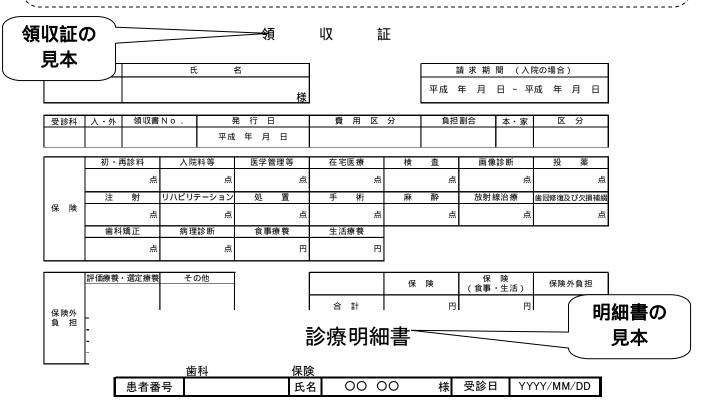
本調査の結果は、診療報酬のあり方を検討している厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険 医療協議会において、患者(及びその家族)のご意見を踏まえた実りある今後の議論が行われるための大変貴重な資料として活用されることとなります。

厚生労働省としても診療報酬の充実に努めてまいりますので、ご多用の折、大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

領収証:「医療費の内訳がわかるもの」として発行されるものです。一般に、「初・再診料」や「医学管理」、「画像診断」などに区分され、各項目の点数、医療費などが記載されています。

明細書:「個別の診療の内容がわかるもの」として発行されるもので、「領収証」とは異なります。 歯科診療所によって診療の内容のわかる明細書の名前は異なります。例えば、「医学管理

点」「歯冠修復・欠損補綴 点」とあっても、その具体的な医学管理や歯冠修復・欠損補綴の名前、点数、回数などが記載されていないものは、この調査での「明細書」ではございませんので、ご確認をお願いします。



部	項目名	点 数	回 数
基本料	歯科初診料	218	1
医学管理	歯科疾患管理料	110	1
	機械的歯面清掃加算	60	1
検査	歯周基本検査20歯~	200	1
画像診断	歯科パノラマ断層撮影(デジタル)	307	1
	電子画像管理加算	50	1
歯冠修復	充形	120	1
•欠損補綴	充填(単)	100	1
	充填用材料 I (単)	11	1

【調査実施主体・問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療課委託事業「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社内

E-mail: kaitei@murc.jp

TEL: * * *

FAX: 03-6711-1291

厚生労働省保険局医療課委託事業

平成 22 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成 22 年度調査) 「明細書発行原則義務化に関する意識調査(患者調査)」への ご協力のお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。

厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2年毎に診療報酬(病院や診療所などの保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格)の改定を行っています。

直近の平成22年4月改定においては、「患者の待ち時間の増加や医療機関の負担増にも配慮しつつ、医療の透明化や患者への情報提供の観点から、明細書の発行を積極的に推進していくこととする。」と決められ、保険医療機関等が明細書発行機能のないレセプトコンピュータを使用しているなどの正当な理由がない限り、「領収証」の発行とは別に、個別の診療の内容がわかる「明細書」(裏面に見本があります)を患者に無料で発行することが義務づけられました。(「歯科診療所」については猶予期間があり、来年(平成23年)5月から明細書の無料発行が原則義務化されます。)

この改定の影響・効果を検証するため、この度、厚生労働省では、「明細書発行原則義務化に関する意識調査」を行うこととしました。

本調査は、保険医療機関等で明細書の無料発行が原則義務化されたことについて、その現状と効果や今後の課題等を把握することを目的として、検証結果を医療サービスのさらなる充実・強化に役立てるために実施するものであり、次の要領によりご協力をお願いすることとしております。

対象の方

・ この調査は、病院・一般診療所・歯科診療所に受診した患者や、保険薬局に処方せんを お持ちになった患者、訪問看護を利用した患者が対象となっております。

回答期限・返送方法

・ お手数ではございますが、調査票にご記入の上、一緒にお配りしております「返信用封筒 (切手不要)」を使用して、

平成 22 年 * * 月 * * 日 (*) までに、

直接、お近くの郵便ポストにご投函ください。

なお、本調査は、厚生労働省から委託を受けた三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が実施いたします。ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、ご回答をいただいた個人が特定されることは一切ありません。また、ご回答いただいた調査票は調査事務局に直接返送されますので、医師等に開示されることはございません。

本調査の結果は、診療報酬のあり方を検討している厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険 医療協議会において、患者(及びその家族)のご意見を踏まえた実りある今後の議論が行われるための大変貴重な資料として活用されることとなります。

厚生労働省としても診療報酬の充実に努めてまいりますので、ご多用の折、大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

領収証:「医療費(保険薬局の会計での支払い)の内訳がわかるもの」として発行されるものです。

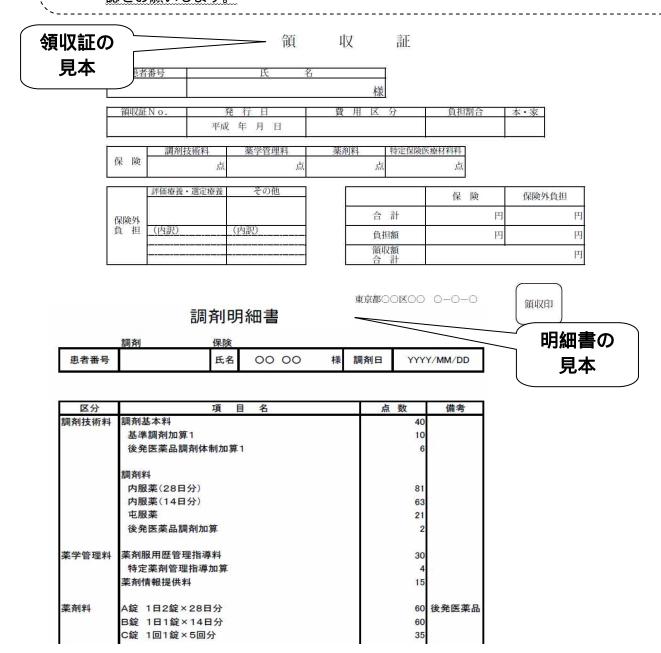
一般に、「調剤技術料」や「薬学管理料」、「薬剤料」などに区分され、各項目の点数、医療

費などが記載されています。

明細書:「個別の調剤の内容がわかるもの」として発行されるもので、「領収証」とは異なります。

保険薬局によって調剤の内容のわかる明細書の名前は異なります。例えば、「調剤技術料 点」「薬剤料 点」とあっても、その具体的な調剤技術料や薬剤(医薬品)の名前、点

数などが記載されていないものは、この調査での「明細書」ではございませんので、ご確認をお願いします。



【調査実施主体・問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療課委託事業「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社内

E-mail: kaitei@murc.jp

TFI: * * *

FAX: 03-6711-1291

厚生労働省保険局医療課委託事業

平成 22 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成 22 年度調査)

「明細書発行原則義務化に関する意識調査 (患者調査)」 へのご協力のお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。

厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2年毎に診療報酬(病院や診療所などの保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格)の改定を行っています。

直近の平成22年4月改定においては、「患者の待ち時間の増加や医療機関の負担増にも配慮しつつ、医療の透明化や患者への情報提供の観点から、明細書の発行を積極的に推進していくこととする。」と決められ、保険医療機関等が明細書発行機能のないレセプトコンピュータを使用しているなどの正当な理由がない限り、「領収証」の発行とは別に、個別の診療(療養費)の内容がわかる「明細書」(裏面に見本があります)を患者に無料で発行することが義務づけられました(「歯科診療所」については平成23年5月から)。ただし、訪問看護ステーションについては、療養費ごとに金額の内訳のわかる「領収証」を無料で発行することは義務づけられていますが、「明細書」の発行は義務ではありません。

この改定の影響・効果を検証するため、この度、厚生労働省では、「明細書発行原則義務化に関する意識調査」を行うこととしました。

本調査は、訪問看護ステーションにおいては「明細書」の発行は義務づけられておりませんが、 患者の求めに応じて発行することとなっておりますので、明細書の発行状況や効果、今後の課題等 を把握することを目的として、検証結果を医療サービスのさらなる充実・強化に役立てるために実 施するものであり、次の要領によりご協力をお願いすることとしております。

対象の方

この調査は、病院・一般診療所・歯科診療所に受診した患者や、保険薬局に処方せんを お持ちになった患者、訪問看護を利用した患者が対象となっております。

回答期限・返送方法

・ お手数ではございますが、調査票にご記入の上、一緒にお配りしております「返信用封筒 (切手不要)」を使用して、

平成 22 年 * * 月 * * 日(*)までに、

直接、お近くの郵便ポストにご投函ください。

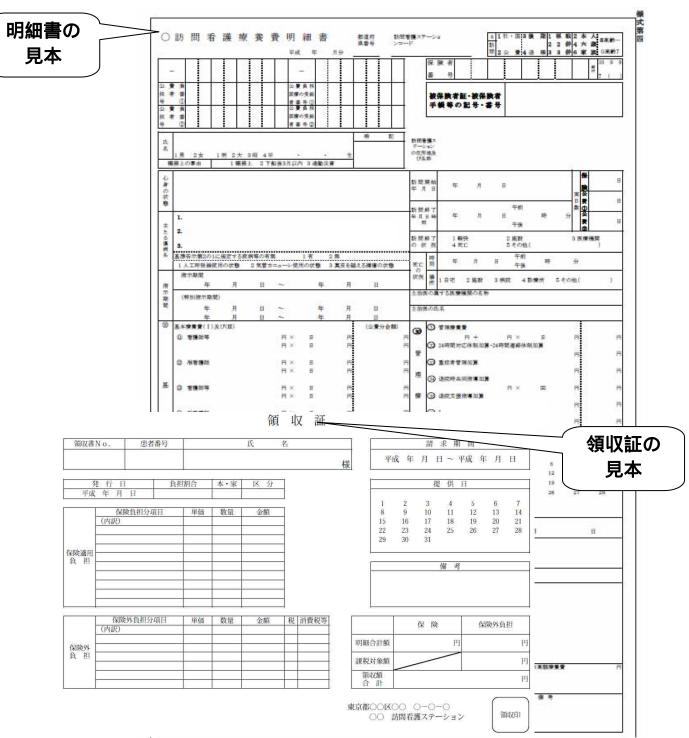
なお、本調査は、厚生労働省から委託を受けた三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が実施いたします。ご回答いただいた内容はすべて統計的に処理しますので、ご回答をいただいた個人が特定されることは一切ありません。また、ご回答いただいた調査票は調査事務局に直接返送されますので、医師等に開示されることはございません。

本調査の結果は、診療報酬のありかたを検討している厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保 険医療協議会において、患者(及びその家族)のご意見を踏まえた実りある今後の議論が行われる ための大変貴重な資料として活用されることとなります。

厚生労働省としても診療報酬の充実に努めてまいりますので、ご多用の折、大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

明細書:「療養費の詳細な内容がわかるもの」として発行されるもので、「領収証」とは異なります。 訪問看護ステーションによって、明細書の名前や様式は異なります。下図の明細書はあく までも<u>見本ですが、個別項目(療養費の内訳や加算など)ごとにその単価や利用日数(時</u> 間)、金額などが詳しく書かれているものを「明細書」といいます。

領収証:訪問看護(医療保険)の利用料(療養費)の支払いに対して発行されるものです。



【調査実施主体・問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療課委託事業「診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」事務局 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社内

E-mail: kaitei@murc.jp

TEL: * * *

FAX: 03-6711-1291

医療保険における革新的な医療技術の取扱い に関する考え方について(その4)

これまでの議論を踏まえ、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議 に即した先進医療制度の運用や、手続き等の見直しについて、以下のような具体 案を検討してはどうか。

1 . 医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議を経たものに係る先進医療制度の運用の見直し

医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議において医療上の必要性が高いとされた医薬品については、開発要請を受けた企業により治験が着手され、又は薬事承認に係る公知申請がされることとなる。これに係り、<u>結果として開発企業が長期間見つからない場合等、開発企業による治験の実施が確実でない段階においては、当該医薬品を用いた技術について以下のような先進医療制度の運用の見直しを行い、当該制度を活用することとしてはど</u>うか。

- (1)医療上の必要性が高いとされた未承認薬等を使用する技術について、海外で の実績から一定の安全性、有効性を確認した上で、当該段階において先進医療の 対象技術とすることとする。
- (2) 当該対象技術の成熟度や安全性等に応じて、当該技術を先進医療として実施 することができる施設の要件に基づく実施機関群を定めることとする。

例えば、一定の要件を満たす特定機能病院等とすること等によって、安全性や 質を確保することとする。

【実施可能な機関群が満たすべき必要条件の例】

- 例 1) 特定機能病院・・・医療法に基づき、高度の医療を提供する能力を有する こと、高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有すること等の要件を 満たし厚生労働大臣の承認を得た病院(83カ所)
- 例 2) 都道府県がん診療連携拠点病院・・・都道府県が推薦した医療機関について第三者によって構成される検討会を踏まえて厚生労働大臣が指定した病院。当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の構築に関し中心的な役割を担うものとして、原則として各都道府県に1カ所整備される。(51カ所)
- (3) 当該機関群に該当する保険医療機関が、対象技術を先進医療として実施しよ うとする場合には、厚生労働大臣に申請を行い、実施計画書の審査を経て、個別 に認めることとする。

適応外薬に係るものは、当該審査をがん治療について高度な知見を有し、技術 の有効性の評価や参加医療機関に対する実施段階における監査等を行うことがで きる外部組織において行い、その結果に基づき実施機関を認める。

【外部組織の例】

例)日本臨床腫瘍研究グループ(JCOG)

国立がん研究センターがん研究開発費指定研究班を中心とする共同研究 グループで、国立がん研究センターがん対策情報センター多施設臨床試験 ・診療支援部が研究を直接支援する研究班の集合体。所属機関の監査等を 実施している。

- (4)当該枠組みで実施した先進医療における実績により薬事承認審査の一定程度 の効率化を図るため、PMDAの相談制度を活用するなど当該先進医療の質を確 保することとする。
- 2 . 先進医療制度の手続き等の見直しについて

現行の先進医療制度について、<u>効率化等を図る観点から以下のような運用</u> や手続きを見直してはどうか。

- (1)技術の有効性、安全性等の審査及び当該技術の効率性、社会的妥当性、将来 の保険導入の必要性等の審査について、より重点化、効率化を図るため、現行の 先進医療専門家会議及び高度医療評価会議を整理し、改組する。
- (2)現在、先進医療の対象技術の申請においては、国内において数例の実績があることが求められているが、これを満たさない場合においても、申請された個別の技術と申請機関に鑑みて、一定の安全性、有効性等が担保される場合や、技術の将来的な有効性や安全性が一定程度期待できる場合には、当該技術の特性に応じて、一定の特定機能病院や高度な臨床研究機能を有する機関等の一定の機関について、これに係る先進医療の実施を認める。

【実施可能な機関の例】

- 例 1) 特定機能病院・・・医療法に基づき、高度の医療を提供する能力を有する こと、高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有すること等の要件を 満たし厚生労働大臣の承認を得た病院(83カ所)
- 例 2) 高度な臨床研究支援体制、適切な安全管理体制、信頼性を保証できる 監査体制等を有し、特定分野における臨床研究の中核的な役割を担う病院 (数力所程度)
- (3)特に、現行の第2項先進医療については、診療報酬改定に合わせて当該技術 の評価を行っているところであるが、実施計画書において実施期間を明記する などとし、診療報酬改定における評価に加えて、当該期間の終了時において的 確な評価を行うこととする。

「新薬創出•適応外薬解消等促進加算」

- 1 対象品目
 - 〇 次の要件の全てを満たす新薬
 - イ 当該既収載品に係る後発品が薬価収載されていないもの (薬価収載の日 から15年を経過した後の最初の薬価改定を経ていないものに限る)
 - ロ 当該既収載品の市場実勢価格の薬価に対する<u>乖離率が、全ての既収載</u> 品の平均乖離率を超えないもの
 - なお、以下のものを除く。
 - イ「配合剤(補正加算の対象とならないものに限る。)」※に相当する既収載品で あって、薬価収載の日から15年を経過した既収載品の有効成分又は後発品 が薬価収載されている既収載品の有効成分を含有するもの

いわゆる「0.8掛け」の配合剤

- ロ 市場拡大再算定その他の再算定の対象品目
- 2 算式(加算額)

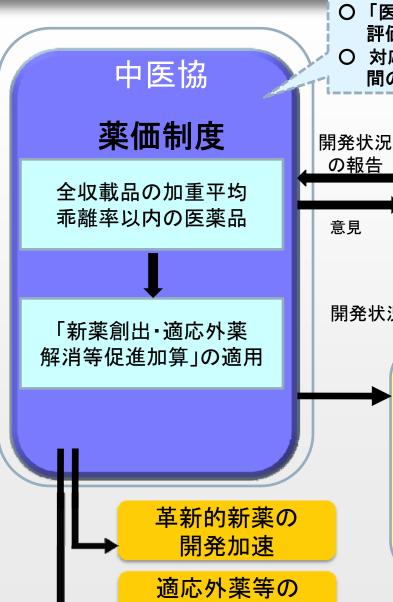
いて算定される額

市場実勢価格に基づ × (全ての既収載品の平均乖離率-2/100)×80/100



ただし、薬価改定前の薬価を超えない。2

今回の制度導入による適応外薬等の開発促進スキーム



開発加速

○「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」(有識者会議)の 評価結果に基づき、適応外薬等の開発・上市が適切に進んでいるか確認

〇 対応が不適切な場合には、加算の不適用と全既収載品の薬価から2年間の加算分を引下げ

厚生労働省

有識者会議

開発状況の報告

適応外薬等 の開発要請

各企業

「未承認薬等開発 支援センター」 要望

学会 · 患者団体等

有識者会議による、適応外薬等の医療上の必要性検討

厚生労働省より **各企業へ開発要請**

各企業は開発工程表を作成 (要請品目の開発・上市までの四半期 ごとの計画)

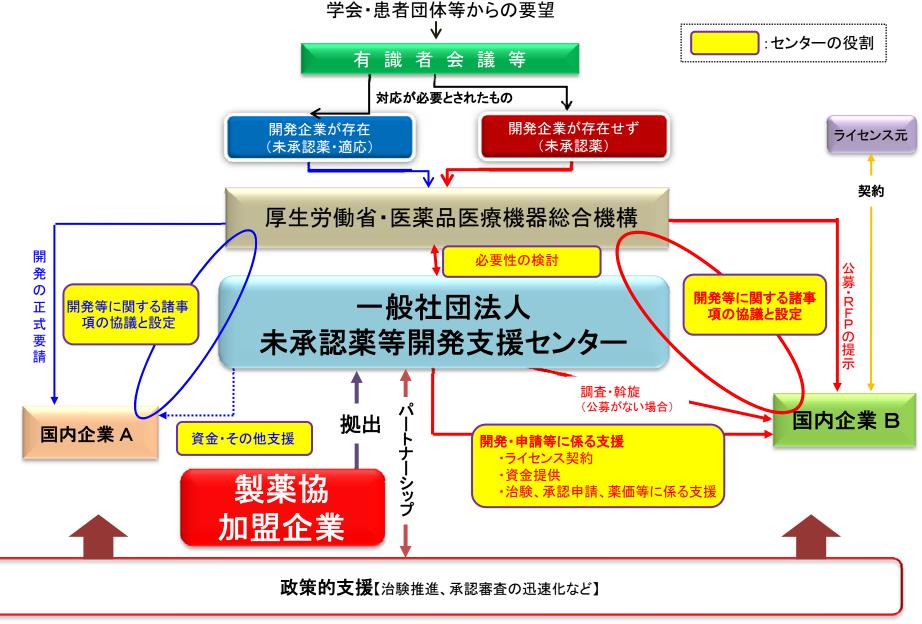
> 各企業は厚生労働省に 開発工程表を報告

有識者会議は企業の**開発工程表を確認**・適宜修正指示

以降、企業は定期的に開発等の進捗状況を報告。

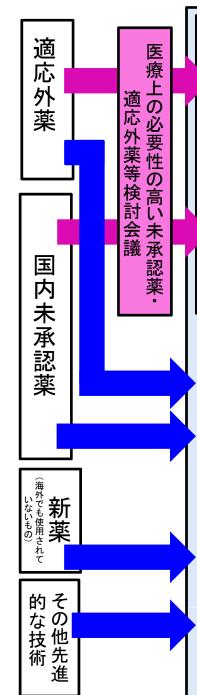
報告を受け、**有識者会議は評価。必要** に応じ見直し指示。

未承認薬等開発支援センターによる対応スキームの概要



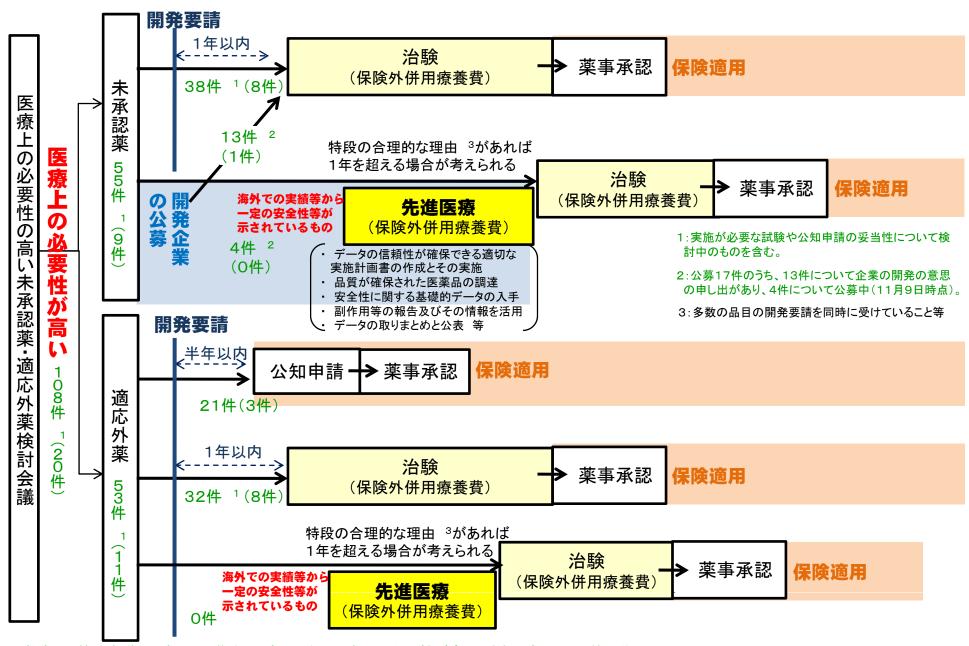
出所:中央社会保険医療協議会薬価専門部会資料

先進医療制度の運用の見直し(案)

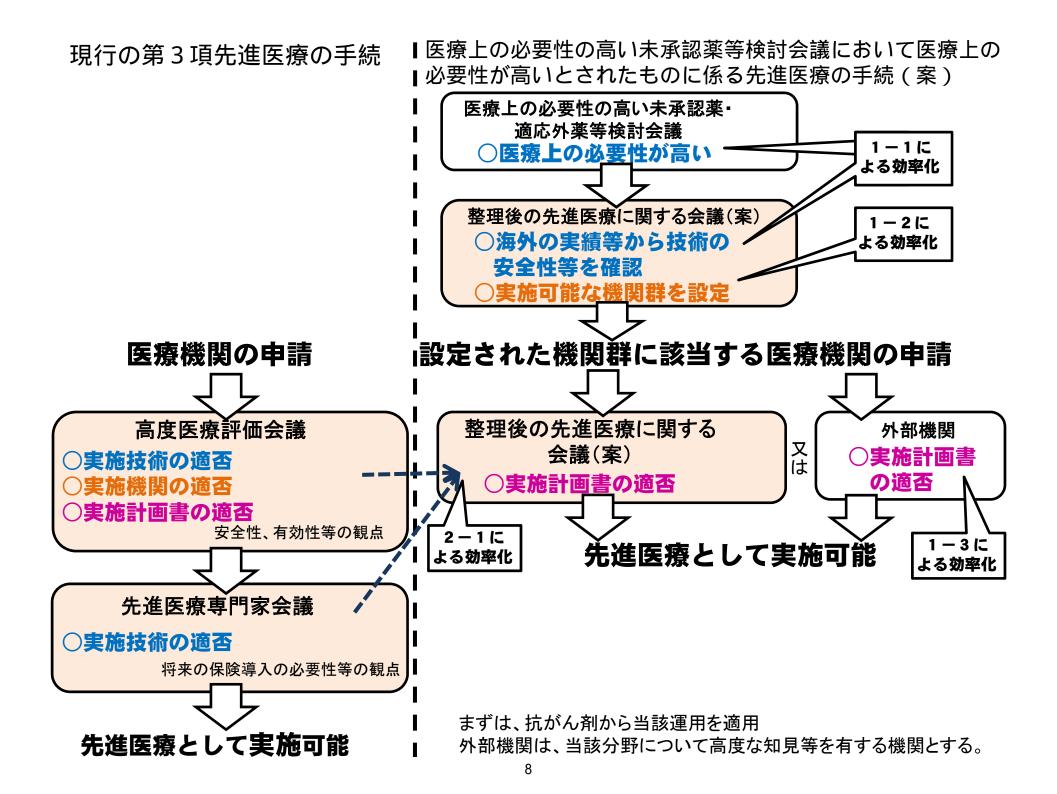


- 基本的に企業への開発要請から1年以内に治験又は半年以内に公知申請(適応外薬のみ)
- 例外として、開発企業を公募している場合等結果として長期間治験が着手されない場合、
- 1-1 海外の実績等から安全性等が確認されたものを用いる技術を<u>あらかじめ先進医療の</u> 対象技術として特定し、
- 1-2 当該技術を先進医療として実施可能な機関群をあらかじめ特定した上で、
- 1-3 実施を希望する医療機関の申請により<u>実施計画書を審査して、実施可能</u>とし、 適応外薬を使用するものについては当該審査を外部機関において実施できることとする
- 1-4 当該先進医療の実績により一定程度の<u>薬事承認の効率化を図る</u> (国際的なGCP基準を満たす場合など、臨床試験の質を確保できた場合)
- →先進医療制度の申請・審査手続きの効率化、世界標準の医薬品へのアクセス向上
- 未承認、適応外の医薬品や機器を用いた技術、その他先進的な技術は、それぞれ薬事承認や 技術評価分科会での評価を経て保険適用されている。
- こうした技術のうち一定のものについては、将来的な保険導入の必要性の可否を評価するため 先進医療として申請に基づく審査を経て保険外併用療養費制度の対象となっている。
 - 2-1 現在、第2項先進医療は先進医療専門家会議を経て技術及び施設要件を決定、第3項先進医療は当該会議及び高度医療評価会議を経て技術及び個別の施設を決定しているが、 当該二つの会議を改組し、より効率的、重点的な審査を行う。
 - 2-2 現在、先進医療の申請には、国内で一定の実施実績が必要とされているが、一定の高度 な臨床研究機能を有する医療機関等において実施する場合には、申請された技術の成熟 度等に応じて、申請に必要な実施実績を先進医療の対象とする。
 - 2-3 特に現行の第2項先進医療については、診療報酬改定に合わせて当該技術の評価を行っているところであるが、実施計画書において実施期間を明記するなど、当該評価に加えて、 当該期間の終了時において的確な評価を行うこととする。
- →先進医療制度の申請・審査手続きの効率化

未承認薬等検討会議において医療上の必要性が高いとされたものに係る先進医療の活用のイメージ

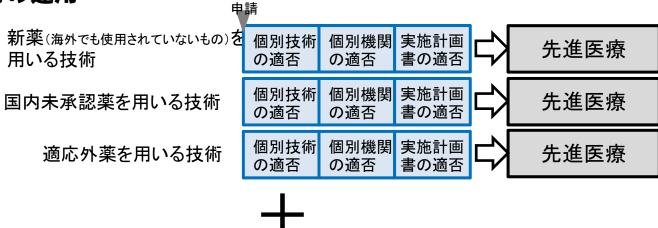


数字は、検討会議に要望として集まったもののうち医療上の必要性が高いとされたものとして第1弾として5月に開発要請等したもの。()内は抗がん剤。年内を目途に第2弾として74件(うち、抗がん剤は22件)を開発要請等予定。



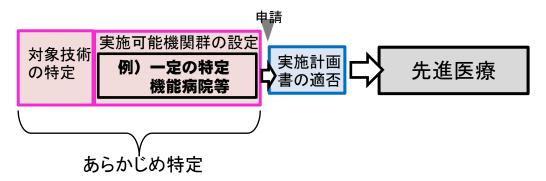
医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議において医療上の必要性が高いとされたものに係る先進医療の運用について(案) (1-1、1-2、1-3関係)





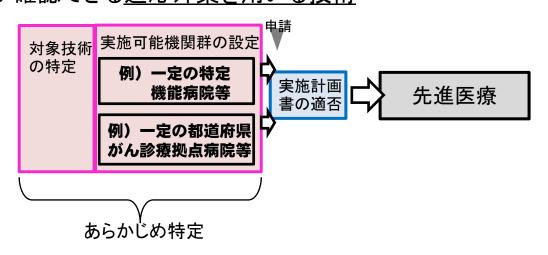
(例1)

医療上の必要性が高く、かつ、海外の実績等により一定の安全性等が確認できる国内未承認薬を用いる技術



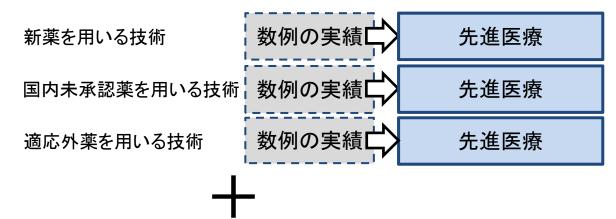
(例2)

医療上の必要性が高く、かつ、海外の実績等により一定の安全性等が確認できる適応外薬を用いる技術



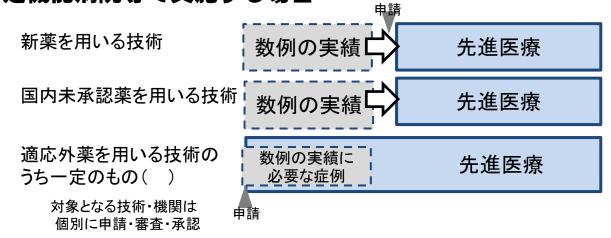
実施症例数が少数である場合の先進医療の申請の柔軟化について(案) (2-2関係)

現行の運用



(例1)

一定の特定機能病院等で実施する場合



(例2)

高度な臨床研究機能を有する 病院で実施する場合



対象となる技術・機関は個別に申請・審査・承認

1.特定機能病院

高度の医療を提供するとともに、高度の医療に関する開発・評価及び研修を行う医療機関。医療機関からの申請にもとづき、社会保障審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が個別に承認する。(医療法第4条の2)

【主な承認要件】

- ・ 高度の医療を提供する能力、高度の医療技術の開発及び評価を行う能力、 高度の医療に関する研修を行わせる能力を有すること。
- 400床以上の病床を有すること。
- · 人員配置

医師・・・通常の病院の 2 倍程度の配置が最低基準 薬剤師・・・入院患者数 ÷ 3 0 が最低基準 (一般は入院患者数 ÷ 7 0) 看護師等・・・入院患者数 ÷ 2 が最低基準 (一般は入院患者数 ÷ 3) 管理栄養士・・・ 1 名以上

・ 集中治療室、無菌病室、医薬情報管理室を有すること。 等

【設置数】

大学病院の本院、(独)国立がん研究センター、(独)国立循環器病研究センター、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センター 合計83病院(平成22年4月1日現在)

2. がん診療連携拠点病院

専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るとともに、都道府県におけるがん診療の連携協力体制の整備を図るほか、がん患者に対する相談支援及び情報提供を行うため、都道府県知事が推薦する医療機関について第三者により構成される検討会の意見を踏まえ厚生労働大臣が指定するもの。

(1)地域がん診療連携拠点病院

【主な承認要件】

- ・我が国に多いがん及びその他専門とするがんについて、手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケアを提供する体制を有するとともに各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療等、患者の状態に応じた適切な治療を提供すること
 - ・病病連携、病診連携の協力体制を有すること
 - ・専門的な知識及び技能を有する医師が配置されていること
 - ・年間入院がん患者数は1200人以上であることが望ましい
 - ・専門的ながん治療を提供するための治療機器、治療室等が設置されているこ と

・情報の収集提供体制を有すること等

【設置数】

原則として二次医療圏に一つ整備。合計324病院(平成22年4月1日現在)

(2)都道府県がん診療連携拠点病院

【主な承認要件】

地域がん診療連携拠点病院の要件に加え、

- ・都道府県においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師・薬 剤師・看護師等を対象とした研修を実施すること。
- ・地域がん診療連携拠点病院等に対し、情報提供、症例相談及び診療支援を行うこと。
- ・都道府県がん診療連携協議会を設置すること。 等

【設置数】

原則として都道府県に一カ所。 合計51病院(平成22年4月1日現在)

(3)(独)国立がん研究センター

我が国のがん対策の中核的機関として、他のがん診療連携拠点病院への診療に関する支援及びがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成や情報発信等の役割を担うとともに、我が国全体のがん医療の向上を牽引していくこととし、中央病院及び東病院について、第三者による検討会の意見を踏まえ、厚生労働大臣ががん診療連携拠点病院として指定している。

3. 高度な臨床研究機能を有する中核的病院

治験、臨床研究に精通する医師が、臨床研究に注力できる体制であり、臨床研究コーディネーター等の設置、試験薬・機器を適切に管理出来る体制、安全管理体制、信頼性を保証できる監査体制、適切な審査が可能で透明性の確保された倫理審査委員会の設置などの体制を整備している病院。

特定機能病院の承認状況

(平成22年4月1日現在)

1 国立がんセンター中央病院 東京都中央区築地5丁目1番1号 H 5.8.2 2 国立循環器病センター 大阪府吹田市藤白台5丁目7番1号 H 5.8.2 3 順天堂大学医学部附属順天堂医院 東京都文京区本郷3丁目1番3号 H 5.10.26 4 日本医科大学付属病院 東京都文京区千駄木1丁目1番5号 H 5.10.26 5 日本大学医学部附属板橋病院 東京都板橋区大谷口上町30番1号 H 5.10.26 6 東邦大学医療センター大森病院 東京都大田区大森西6丁目11番1号 H 5.11.26 7 関西医科大学附属枚方病院 大阪府枚方市新町2丁目3番1号 H17.12.13	H 5. 9. 1 H 5. 12. 1 H 5.12. 1 H 5.12. 1 H 5.12. 1
3 順天堂大学医学部附属順天堂医院 東京都文京区本郷3丁目1番3号 H5.10.26 4 日本医科大学付属病院 東京都文京区千駄木1丁目1番5号 H5.10.26 5 日本大学医学部附属板橋病院 東京都板橋区大谷口上町30番1号 H5.10.26 6 東邦大学医療センター大森病院 東京都大田区大森西6丁目11番1号 H5.11.26	H 5.12. 1 H 5.12. 1 H 5.12. 1
4 日本医科大学付属病院 東京都文京区千駄木1丁目1番5号 H 5.10.26 5 日本大学医学部附属板橋病院 東京都板橋区大谷口上町30番1号 H 5.10.26 6 東邦大学医療センター大森病院 東京都大田区大森西6丁目11番1号 H 5.11.26	H 5.12. 1 H 5.12. 1
5 日本大学医学部附属板橋病院 東京都板橋区大谷口上町30番1号 H 5.10.26 東邦大学医療センター大森病院 東京都大田区大森西6丁目11番1号 H 5.11.26	H 5.12. 1
6 東邦大学医療センター大森病院 東京都大田区大森西 6 丁目 1 1 番 1 号 H 5.11.26	H 5.12. 1
7 関西医科大学附属枚方病院 大阪府枚方市新町 2 丁目 3 番 1 号 H17.12.13	H18. 1. 1
8 久 留 米 大 学 病 院 福岡県久留米市旭町 6 7 番地 H 5.11.26	H 5.12. 1
9 北 里 大 学 病 院 神奈川県相模原市北里1丁目15番1号 H 5.11.26	H 5.12. 1
10 聖マリアンナ医科大学病院 神奈川県川崎市宮前区菅生2丁目16番1号 H 5.11.26	H 5.12. 1
11 東海大学医学部付属病院 神奈川県伊勢原市下糟屋143番地 H 5.11.26	H 5.12. 1
12 近畿大学医学部附属病院 大阪府大阪狭山市大野東377番地の2 H 5.12.8	H 6. 1. 1
13 自治医科大学附属病院 栃木県下野市薬師寺3311番地1 H5.12.8	H 6. 1. 1
14 長崎大学医学部・歯学部附属病院 長崎 県長崎市坂本1丁目7番1号 H 5.12.8	H 6. 1. 1
15 山口大学医学部附属病院 山口県宇部市南小串1丁目1番1号 H 5.12.8	H 6. 1. 1
16 高知大学医学部附属病院 高知県南国市岡豊町小蓮185番地1 H 5.12.8	H 6. 1. 1
17 秋田大学医学部附属病院 秋田県秋田市広面字蓮沼44番2 H 5.12.8	H 6. 1. 1
18 東京慈恵会医科大学附属病院 東京都港区西新橋3丁目19番18号 H 6. 1.20	H 6. 2. 1
19 大阪医科大学附属病院 大阪府高槻市大学町2番7号 H 6. 1.20	H 6. 2. 1

2 2 愛 知 医 科 大 学 病 院	2 0	慶應義塾大学病院	東京都新宿区信濃町35番地	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
2 3 岩 手 医 科 大 学 附 属 病 院 岩 手 県 盛 岡 市 内 丸 1 9 番 1 号 H 6. 1.20 H 6. 2. 2 4 獨 協 医 科 大 学 病 院 栃木県下都賀郡王生町大字北小林880番地 H 6. 2.17 H 6. 3. 2 5 埼 玉 医 科 大 学 病 院 埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷 3 8番地 H 6. 2.17 H 6. 3. 2 6 昭 和 大 学 病 院 東京都品川区旗の台 1 丁目 5番 8 号 H 6. 2.17 H 6. 3. 2 7 兵 庫 医 科 大 学 病 院 兵庫県西宮市武庫川町 1 番 1 号 H 6. 2.17 H 6. 3. 2 8 金 沢 医 科 大 学 病 院 石川県河北郡内灘町字大学 1 丁目 1 番地 H 6. 3.17 H 6. 4. 2 9 杏林大学医学部付属病院 東京都三鷹市新川 6 丁目 2 0番 2 号 H 6. 3.17 H 6. 4. 3 0 川 崎 医 科 大 学 病 院 岡 山 県 倉 敷 市 松 島 5 7 7 番地 H 6. 3.17 H 6. 4. 3 1 帝京大学医学部附属病院 東京都板橋区加賀 2 丁目 1 1 番地 1 号 H 6. 3.17 H 6. 4. 3 2 産 業 医 科 大 学 病 院 福岡県北九州市八幅西区医生ケ丘 1 番 1 号 H 6. 3.17 H 6. 4. 3 3 藤 田 保 健 衛 生 大 学 病 院 愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪 1 番地の9 8 H 6. 4.12 H 6. 5. 3 4 東京医科歯科大学医学部附属病院 東京都文京区湯島 1 丁目 5 番 4 5 号 H 6. 6.15 H 6. 7. 3 5 千葉大学医学部附属病院 干葉県千葉市中央区変鼻 1 丁目 8番 1 号 H 6. 6.15 H 6. 7. 3 6 信州大学医学部附属病院 長野県松本市 地 3 丁目 1 番 1 号 H 6. 6.15 H 6. 7.	2 1	福岡大学病院	福岡県福岡市城南区七隈7丁目45番1号	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
2 4 獨 協 医 科 大 学 病 院 栃木県下都質郡壬生町大字北小林8 8 0 番地 H 6. 2.17 H 6. 3. 2 5 埼 玉 医 科 大 学 病 院 埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷3 8 番地 H 6. 2.17 H 6. 3. 2 6 昭 和 大 学 病 院 東京都品川区旗の台1丁目5番8号 H 6. 2.17 H 6. 3. 2 7 兵 庫 医 科 大 学 病 院 兵庫県西宮市武庫川町1番1号 H 6. 2.17 H 6. 3. 2 8 金 沢 医 科 大 学 病 院 石川県河北郡内灘町字大学1丁目1番地 H 6. 3.17 H 6. 4. 3 0 川 崎 医科 大 学 附属病院 阿山県倉敷市松島577番地 H 6. 3.17 H 6. 4. 3 0 川 崎 医科 大 学 附属病院 阿山県倉敷市松島577番地 H 6. 3.17 H 6. 4. 3 1 帝京大学医学部附属病院 東京都板橋区加賀2丁目11番地1号 H 6. 3.17 H 6. 4. 3 2 產 業 医 科 大 学 病 院 福阿県北九州市八幅西区医生ケ丘1番1号 H 6. 3.17 H 6. 4. 3 3 藤 田 保健衛生大 学病院 愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪1番地の98 H 6. 4.12 H 6. 5. 3 4 東京医科歯科大学医学部附属病院 東京都文京区湯島1丁目5番45号 H 6. 6.15 H 6. 7. 3 5 千葉大学医学部附属病院 東京都文京区湯島1丁目5番45号 H 6. 6.15 H 6. 7. 3 6 信州大学医学部附属病院 千葉県千葉市中央区亥鼻1丁目8番1号 H 6. 6.15 H 6. 7.	2 2	愛 知 医 科 大 学 病 院	愛知 県 愛 知 郡 長 久 手 町 大 字 岩 作 字 雁 又 2 1 番 地	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
25 埼 玉 医 科 大 学 病 院 東京都品川区旗の台 1 丁目 5 番 8 号 H 6. 2.17 H 6. 3. 26 昭 和 大 学 病 院 東京都品川区旗の台 1 丁目 5 番 8 号 H 6. 2.17 H 6. 3. 27 兵 庫 医 科 大 学 病 院 兵庫県西宮市武庫川町 1 番 1 号 H 6. 2.17 H 6. 3. 28 金 沢 医 科 大 学 病 院 石川県河北郡内灘町字大学 1 丁目 1 番地 H 6. 3.17 H 6. 4. 29 杏林大学医学部付属病院 東京都三鷹市新川 6 丁目 2 0 番 2 号 H 6. 3.17 H 6. 4. 30 川 崎 医 科 大 学 附 属病院 阿 山 県 倉 敷 市 松 島 5 7 7 番地 H 6. 3.17 H 6. 4. 31 帝京大学医学部 附属病院 東京都板橋区加賀 2 丁目 1 1 番地 1 号 H 6. 3.17 H 6. 4. 32 産 業 医 科 大 学 病 院 福岡県北九州市八幡西区医生ケ丘 1 番 1 号 H 6. 3.17 H 6. 4. 33 藤 田 保健衛生 大 学病院 愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪 1 番 地の9 8 H 6. 4.12 H 6. 5. 34 東京医科歯科大学医学部附属病院 東京都文京区湯島 1 丁目 5 番 4 5 号 H 6. 6.15 H 6. 7. 35 千葉大学医学部附属病院 長野県松本市 2 丁目 1 番 1 号 H 6. 6.15 H 6. 7.	2 3	岩手医科大学附属病院	岩手県盛岡市内丸19番1号	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
26 昭 和 大 学 病 院 東京都品川区旗の台1丁目5番8号 H 6. 2.17 H 6. 3. 27 兵 庫 医 科 大 学 病 院 兵庫県西宮市武庫川町1番1号 H 6. 2.17 H 6. 3. 28 金 沢 医 科 大 学 病 院 石川県河北郡内灘町字大学1丁目1番地 H 6. 3.17 H 6. 4. 29 杏林大学医学部付属病院 東京都三鷹市新川6丁目20番2号 H 6. 3.17 H 6. 4. 30 川 崎 医 科 大 学 附 属病院 阿山県倉敷市松島577番地 H 6. 3.17 H 6. 4. 31 帝京大学医学部附属病院 東京都板橋区加賀2丁目11番地1号 H 6. 3.17 H 6. 4. 32 產 業 医 科 大 学 病 院 福岡県北九州市八幡西区医生ケ丘1番1号 H 6. 3.17 H 6. 4. 33 藤 田 保健衛生 大 学病院 愛知県豊明市沓掛町田梁ケ窪1番地の98 H 6. 4.12 H 6. 5. 34 東京医科歯科大学医学部附属病院 東京都文京区湯島1丁目5番45号 H 6. 6.15 H 6. 7. 35 千葉大学医学部附属病院 干葉県千葉市中央区亥鼻1丁目8番1号 H 6. 6.15 H 6. 7.	2 4	獨協医科大学病院	栃木県下都賀郡壬生町大字北小林880番地	H 6. 2.17	H 6. 3. 1
27 兵庫医科大学病院 兵庫県西宮市武庫川町1番1号 H 6.2.17 H 6.3. 28 金沢医科大学病院 石川県河北郡内灘町字大学1丁目1番地 H 6.3.17 H 6.4. 29 杏林大学医学部付属病院 東京都三鷹市新川6丁目20番2号 H 6.3.17 H 6.4. 30 川崎医科大学附属病院 阿山県倉敷市松島577番地 H 6.3.17 H 6.4. 31 帝京大学医学部附属病院 東京都板橋区加賀2丁目11番地1号 H 6.3.17 H 6.4. 32 產業医科大学病院 福岡県北九州市八幡西区医生ケ丘1番1号 H 6.3.17 H 6.4. 33 藤田保健衛生大学病院 愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪1番地の98 H 6.4.12 H 6.5. 34 東京医科歯科大学医学部附属病院 東京都文京区湯島1丁目5番45号 H 6.6.15 H 6.7. 35 千葉大学医学部附属病院 東京都文京区湯島1丁目5番45号 H 6.6.15 H 6.7.	2 5	埼 玉 医 科 大 学 病 院	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷38番地	H 6. 2.17	H 6. 3. 1
28 金 沢 医 科 大 学 病 院 石川県河北郡内灘町字大学1丁目1番地 H 6.3.17 H 6.4. 29 杏 林 大 学 医 学 部 付 属 病 院 東京都三鷹市新川6丁目20番2号 H 6.3.17 H 6.4. 30 川 崎 医 科 大 学 附 属 病 院 岡 山 県 倉 敷 市 松 島 5 7 7 番 地 H 6.3.17 H 6.4. 31 帝 京 大 学 医 学 部 附 属 病 院 東京都板橋区加賀2丁目11番地1号 H 6.3.17 H 6.4. 32 産 業 医 科 大 学 病 院 福岡県北九州市八幡西区医生ケ丘1番1号 H 6.3.17 H 6.4. 33 藤 田 保 健 衛 生 大 学 病 院 愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪1番地の98 H 6.4.12 H 6.5. 34 東京医科歯科大学医学部附属病院 東京都文京区湯島1丁目5番45号 H 6.6.15 H 6.7. 35 千葉 大 学 医 学 部 附 属 病 院 千葉県千葉市中央区亥鼻1丁目8番1号 H 6.6.15 H 6.7. 36 信 州 大 学 医 学 部 附 属 病 院 長野 県 松 本 市 旭 3 丁目 1 番 1 号 H 6.6.15 H 6.7.	2 6	 昭 和 大 学 病 院 	東京都品川区旗の台1丁目5番8号	H 6. 2.17	H 6. 3. 1
29 杏林大学医学部付属病院 東京都三鷹市新川6丁目20番2号 H 6.3.17 H 6.4. 30 川崎医科大学附属病院 岡山県倉敷市松島577番地 H 6.3.17 H 6.4. 31 帝京大学医学部附属病院 東京都板橋区加賀2丁目11番地1号 H 6.3.17 H 6.4. 32 産業医科大学病院 福岡県北九州市八幡西区医生ケ丘1番1号 H 6.3.17 H 6.4. 33 藤田保健衛生大学病院 愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪1番地の98 H 6.4.12 H 6.5. 34 東京医科歯科大学医学部附属病院 東京都文京区湯島1丁目5番45号 H 6.6.15 H 6.7. 35 千葉大学医学部附属病院 千葉県千葉市中央区亥鼻1丁目8番1号 H 6.6.15 H 6.7.	2 7	兵庫 医科大学病院	兵庫県西宮市武庫川町1番1号	H 6. 2.17	H 6. 3. 1
30 川崎医科大学附属病院 岡山県倉敷市松島577番地 H 6.3.17 H 6.4. 31 帝京大学医学部附属病院 東京都板橋区加賀2丁目11番地1号 H 6.3.17 H 6.4. 32 産業 医科大学病院 福岡県北九州市八幡西区医生ケ丘1番1号 H 6.3.17 H 6.4. 33 藤田保健衛生大学病院 愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪1番地の98 H 6.4.12 H 6.5. 34 東京医科歯科大学医学部附属病院 東京都文京区湯島1丁目5番45号 H 6.6.15 H 6.7. 35 千葉大学医学部附属病院 干葉県千葉市中央区亥鼻1丁目8番1号 H 6.6.15 H 6.7. 36 信州大学医学部附属病院 長野県松本市旭3丁目1番1号 H 6.6.15 H 6.7.	2 8	金沢医科大学病院	石川県河北郡内灘町字大学1丁目1番地	H 6. 3.17	H 6. 4. 1
31 帝京大学医学部附属病院 東京都板橋区加賀2丁目11番地1号 H 6.3.17 H 6.4. 32 産業 医科 大学病院 福岡県北九州市八幡西区医生ケ丘1番1号 H 6.3.17 H 6.4. 33 藤田保健衛生大学病院 愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪1番地の98 H 6.4.12 H 6.5. 34 東京医科歯科大学医学部附属病院 東京都文京区湯島1丁目5番45号 H 6.6.15 H 6.7. 35 千葉大学医学部附属病院 千葉県千葉市中央区亥鼻1丁目8番1号 H 6.6.15 H 6.7. 36 信州大学医学部附属病院 長野県松本市旭3丁目1番1号 H 6.6.15 H 6.7.	2 9	杏林大学医学部付属病院	東京都三鷹市新川6丁目20番2号	H 6. 3.17	H 6. 4. 1
32 産業医科大学病院 福岡県北九州市八幡西区医生ケ丘1番1号 H 6.3.17 H 6.4. 33 藤田保健衛生大学病院 愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪1番地の98 H 6.4.12 H 6.5. 34 東京医科歯科大学医学部附属病院 東京都文京区湯島1丁目5番45号 H 6.6.15 H 6.7. 35 千葉大学医学部附属病院 千葉県千葉市中央区亥鼻1丁目8番1号 H 6.6.15 H 6.7. 36 信州大学医学部附属病院 長野県松本市旭3丁目1番1号 H 6.6.15 H 6.7.	3 0	川崎医科大学附属病院	岡山県倉敷市松島577番地	H 6. 3.17	H 6. 4. 1
33 藤田保健衛生大学病院 愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪1番地の98 H 6.4.12 H 6.5. 34 東京医科歯科大学医学部附属病院 東京都文京区湯島1丁目5番45号 H 6.6.15 H 6.7. 35 千葉大学医学部附属病院 千葉県千葉市中央区亥鼻1丁目8番1号 H 6.6.15 H 6.7. 36 信州大学医学部附属病院 長野県松本市旭3丁目1番1号 H 6.6.15 H 6.7.	3 1	帝京大学医学部附属病院	東京都板橋区加賀2丁目11番地1号	H 6. 3.17	H 6. 4. 1
3 4 東京医科歯科大学医学部附属病院 東京都文京区湯島 1 丁目 5 番 4 5 号 H 6. 6.15 H 6. 7. 3 5 千葉大学医学部附属病院 千葉県千葉市中央区亥鼻 1 丁目 8 番 1 号 H 6. 6.15 H 6. 7. 3 6 信州大学医学部附属病院 長野県松本市旭3丁目1番1号 H 6. 6.15 H 6. 7.	3 2	産業医科大学病院	福岡県北九州市八幡西区医生ケ丘1番1号	H 6. 3.17	H 6. 4. 1
35 千葉大学医学部附属病院 千葉県千葉市中央区亥鼻1丁目8番1号 H 6. 6.15 H 6. 7. 36 信州大学医学部附属病院 長野県松本市旭3丁目1番1号 H 6. 6.15 H 6. 7.	3 3	藤田保健衛生大学病院	愛知県豊明市沓掛町田楽ケ窪 1 番地の 9 8	H 6. 4.12	H 6. 5. 1
36 信州大学医学部附属病院 長野県松本市旭3丁目1番1号 H 6. 6.15 H 6. 7.	3 4	東京医科歯科大学医学部附属病院	東京都文京区湯島1丁目5番45号	H 6. 6.15	H 6.7.1
	3 5	千葉大学医学部附属病院	千葉県千葉市中央区亥鼻1丁目8番1号	H 6. 6.15	H 6.7.1
37 富山大学附属病院 富山県富山市杉谷2630番地 H6.6.15 H6.7.	3 6	信州大学医学部附属病院	長野県松本市旭3丁目1番1号	H 6. 6.15	H 6.7.1
 	3 7	富山大学附属病院	富山県富山市杉谷2630番地	H 6. 6.15	H 6. 7. 1
38 神戸大学医学部附属病院 兵庫県神戸市中央区楠町7丁目5番2号 H 6. 6.15 H 6. 7.	3 8	神戸大学医学部附属病院	兵庫県神戸市中央区楠町7丁目5番2号	H 6. 6.15	H 6. 7. 1
39 香川大学医学部附属病院 香川県木田郡三木町大字池戸1750-1 H 6. 6.15 H 6. 7.	3 9	香川大学医学部附属病院	香川県木田郡三木町大字池戸1750-1	H 6. 6.15	H 6. 7. 1
40 徳 島 大 学 病 院 徳島県徳島市蔵本町2丁目50-1 H 6.7.20 H 6.8.	4 0	徳 島 大 学 病 院	徳島県徳島市蔵本町2丁目50-1	H 6. 7.20	H 6. 8. 1
4 1 弘前大学医学部附属病院 青森県弘前市本町 5 3 番地 H 6. 7.20 H 6. 8.	4 1	弘前大学医学部附属病院	青森県弘前市本町53番地	H 6. 7.20	H 6. 8. 1

4 2	東 北 大 学 病 院	宮城県仙台市青葉区星陵町1番1号	H 6. 7.20	H 6. 8. 1
4 3	国立大学法人岐阜大学医学部附属病院	岐阜県岐阜市柳戸1番1	H16.5.17	H16.5.20
4 4	広島 大学 病院	広島県広島市南区霞1丁目2番3号	H 6. 7.20	H 6. 8. 1
4 5	琉球大学医学部附属病院	沖縄県中頭郡西原町字上原 2 0 7 番地	H 6. 7.20	H 6. 8. 1
4 6	北海道大学病院	北海道札幌市北区北14条西5丁目	H 6. 9. 5	H 6.10. 1
4 7	旭川医科大学病院	北海道旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号	H 6. 9. 5	H 6.10. 1
4 8	鳥取大学医学部附属病院	鳥取県米子市西町 3 6 番地の 1	H 6. 9. 5	H 6.10. 1
4 9	愛媛大学医学部附属病院	愛媛県東温市志津川	H 6. 9. 5	H 6.10. 1
5 0	宮崎大学医学部附属病院	宮崎県宮崎郡清武町大字木原5200番地	H 6. 9. 5	H 6.10. 1
5 1	鹿児島大学病院	鹿児島県鹿児島市桜ケ丘8丁目35番1号	H 6. 9. 5	H 6.10. 1
5 2	山形大学医学部附属病院	山形県山形市飯田西2丁目2番2号	H 6.10.21	H 6.11. 1
5 3	三重大学医学部附属病院	三重県津市江戸橋2丁目174番地	H 6.10.21	H 6.11. 1
5 4	大阪大学医学部附属病院	大阪府吹田市山田丘2番15号	H 6.10.21	H 6.11. 1
5 5	岡 山 大 学 病 院	岡山県岡山市鹿田町2丁目5番1号	H 6.10.21	H 6.11. 1
5 6	大分大学医学部附属病院	大分県由布市挾間町医大ヶ丘一丁目 1 番地	H 6.10.21	H 6.11. 1
5 7	福井大学医学部附属病院	福井県吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番	H 6.11.21	H 6.12. 1
5 8	新潟大学医歯学総合病院	新潟県新潟市旭町通1番町754番地	H 6.11.21	H 6.12. 1
5 9	国立大学法人金沢大学附属病院	石川県金沢市宝町13番1号	H 6.11.21	H 6.12. 1
6 0	熊本大学医学部附属病院	熊本県熊本市本荘1丁目1番1号	H 6.11.21	H 6.12. 1
6 1	名古屋大学医学部附属病院	愛知県名古屋市昭和区鶴舞町 6 5 番地	H 7. 1.26	H 7. 2. 1
6 2	滋賀医科大学医学部附属病院	滋賀県大津市瀬田月輪町	H 7. 1.26	H 7. 2. 1
6 3	京都大学医学部附属病院	京都府京都市左京区聖護院川原町 5 4	H 7. 1.26	H 7. 2. 1
I	I		_	ı İ

6 4	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩治町89の1	H 7. 1.26	H 7. 2. 1
6 5	山梨大学医学部附属病院	山梨県中央市下河東1110番地	H 7. 2.20	H 7. 3. 1
6 6	浜松医科大学医学部附属病院	静岡県浜松市東区半田山1丁目20番1号	H 7. 2.20	H 7. 3. 1
6 7	群馬大学医学部附属病院	群馬県前橋市昭和町3丁目39番15号	H 7. 2.20	H 7. 3. 1
6 8	佐賀大学医学部附属病院	佐賀県佐賀市鍋島5丁目1番1号	H 7. 2.20	H 7. 3. 1
6 9	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	福島県福島市光が丘 1番地	H18. 3.27	H18. 4. 1
7 0	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1	H18. 3.27	H18. 4. 1
7 1	筑波大学附属病院	茨城県つくば市天久保2丁目1番地1	H 7. 3.15	H 7. 4. 1
7 2	東京大学医学部附属病院	東京都文京区本郷7丁目3番1号	H 7. 3.15	H 7. 4. 1
7 3	九州大学病院	福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号	H 7. 3.15	H 7. 4. 1
7 4	名古屋市立大学病院	愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1 番地	H18. 3.27	H18. 4. 1
7 5	公立大学法人奈良県立医科大学附属病院	奈良県橿原市四条町840番地	H19. 1.22	H 1 9 . 4 . 1
7 6	札幌医科大学附属病院	北海道札幌市中央区南 1 条西16丁目291番地	H19. 1.22	H19. 4. 1
7 7	公立大学法人横浜市立大学附属病院	神奈川県横浜市金沢区福浦3丁目9番地	H17. 3.30	H17. 4. 1
7 8	京都府立医科大学附属病院	京都府京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465	H20. 3.27	H20. 4. 1
7 9	防衛医科大学校病院	埼玉県所沢市並木 3 丁目 2 番地	H 9. 1.22	H 9. 2. 1
8 0	大阪市立大学医学部附属病院	大阪府大阪市阿倍野区旭町1丁目5番7号	H18. 3.27	H18. 4. 1
8 1	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成 人病センター	大阪府大阪市東成区中道1丁目3番3号	H18. 3.27	H18. 4. 1
8 2	東京女子医科大学病院	東京都新宿区河田町8番1号	H19. 8. 9	H19. 9. 1
8 3	東京医科大学病院	東京都新宿区西新宿6丁目7番1号	H21. 1.19	H21. 2. 1

がん診療連携拠点病院指定一覧表(平成22年4月1日現在)

黄色は特定機能病院

指定年月日は、指定の効力が発 生した年月日を記載

【都道府県がん診療連携拠点病院】

	都道府県名	医療機関名	所 在 地	指定年月日
1	北海道	独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	北海道札幌市白石区菊水4条2丁目3番64号	平成21年4月1日
2	青森県	青森県立中央病院	青森県青森市東造道2丁目1-1	平成22年4月1日
3	岩手県	岩手医科大学附属病院	岩手県盛岡市内丸19-1	平成22年4月1日
4	宮城県	宮城県立がんセンター	宮城県名取市愛島塩手字野田山47-1	平成22年4月1日
5	宮城県	東北大学病院	宮城県仙台市青葉区星陵町1番1号	平成22年4月1日
6	秋田県	国立大学法人 秋田大学医学部附属病院	秋田県秋田市広面字蓮沼44番2	平成22年4月1日
7	山形県	山形県立中央病院	山形県山形市大字青柳1800番地	平成22年4月1日
8	福島県	公立大学法人 福島県立医科大学附属病院	福島県福島市光が丘1番地	平成22年4月1日
9	茨城県	茨城県立中央病院 ・茨城県地域がんセンター	茨城県笠間市鯉渕6528	平成22年4月1日
10	栃木県	栃木県立がんセンター	栃木県宇都宮市陽南4-9-13	平成22年4月1日
11	群馬県	国立大学法人 群馬大学医学部附属病院	群馬県前橋市昭和町3丁目39番15号	平成22年4月1日
12	埼玉県	埼玉県立がんセンター	埼玉県北足立郡伊奈町小室818	平成22年4月1日
13	千葉県	千葉県がんセンター	千葉県千葉市中央区仁戸名町666-2	平成22年4月1日
14	東京都	東京都立駒込病院	東京都文京区本駒込3-18-22	平成22年4月1日
15	東京都	財団法人癌研究会 有明病院	東京都江東区有明3-10-6	平成22年4月1日
16	神奈川県	神奈川県立がんセンター	神奈川県横浜市旭区中尾1-1-2	平成22年4月1日
17	新潟県	新潟県立がんセンター新潟病院	新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3	平成22年4月1日
18	富山県	富山県立中央病院	富山県富山市西長江2-2-78	平成22年4月1日
19	石川県	国立大学法人 金沢大学附属病院	石川県金沢市宝町13番1号	平成22年4月1日
20	福井県	福井県立病院	福井県福井市四ツ井2丁目8番1号	平成22年4月1日
21	山梨県	山梨県立中央病院	山梨県甲府市富士見1丁目1番1号	平成22年4月1日
22	長野県	国立大学法人 信州大学医学部附属病院	長野県松本市旭3丁目1番1号	平成22年4月1日
23	岐阜県	国立大学法人 岐阜大学医学部附属病院	岐阜県岐阜市柳戸1番1	平成22年4月1日
24	静岡県	静岡県立静岡がんセンター	静岡県駿東郡長泉町下長窪1007	平成22年4月1日
25	愛知県	愛知県がんセンター中央病院	愛知県名古屋市千種区鹿子殿1-1	平成22年4月1日
26	三重県	国立大学法人 三重大学医学部附属病院	三重県津市江戸橋2丁目174番地	平成22年4月1日
27	滋賀県	滋賀県立成人病センター	滋賀県守山市守山五丁目4番30号	平成21年4月1日
28	京都府	京都府立医科大学附属病院	京都府京都市上京区河原町通広小路上ル梶井町4	平成22年4月1日
29	京都府	国立大学法人 京都大学医学部附属病院	京都府京都市左京区聖護院川原町54	平成21年4月1日
30	大阪府	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立成人病センター	大阪府大阪市東成区中道1-3-3	平成22年4月1日
31	兵庫県	兵庫県立がんセンター	兵庫県明石市北王子町13番70号	平成22年4月1日
32	奈良県	奈良県立医科大学附属病院	奈良県橿原市四条町840番地	平成22年4月1日
33	和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県和歌山市紀三井寺811-1	平成22年4月1日
34	鳥取県	国立大学法人 鳥取大学医学部附属病院	鳥取県米子市西町36番地の1	平成22年4月1日
35	島根県	国立大学法人 島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩治町89-1	平成22年4月1日
36	岡山県	国立大学法人 岡山大学病院	岡山県岡山市鹿田町2丁目5番1号	平成22年4月1日
37	広島県	国立大学法人 広島大学病院	広島県広島市南区霞1丁目2番3号	平成22年4月1日
38	山口県	国立大学法人 山口大学医学部附属病院	山口県宇部市南小串一丁目1番1号	平成22年4月1日
39	徳島県	国立大学法人 徳島大学病院	徳島県徳島市蔵本町2丁目50番地の1	平成22年4月1日
40	香川県	国立大学法人 香川大学医学部附属病院	香川県木田郡三木町池戸1750-1	平成21年4月1日

	都道府県名	医療機関名	所 在 地	指定年月日
41	愛媛県	独立行政法人国立病院機構 四国がんセンター	愛媛県松山市南梅本町甲160番	平成22年4月1日
42	高知県	国立大学法人 高知大学医学部附属病院	高知県南国市岡豊町小蓮185番地1	平成22年4月1日
43	福岡県	独立行政法人国立病院機構 九州がんセンター	福岡県福岡市南区野多目3丁目1番1号	平成22年4月1日
44	福岡県	国立大学法人 九州大学病院	福岡県福岡市東区馬出3-1-1	平成22年4月1日
45	佐賀県	国立大学法人 佐賀大学医学部附属病院	佐賀県佐賀市鍋島五丁目1番1号	平成22年4月1日
46	長崎県	国立大学法人 長崎大学病院	長崎県長崎市坂本1丁目7番1号	平成22年4月1日
47	熊本県	国立大学法人 熊本大学医学部附属病院	熊本県熊本市本荘1丁目1番1号	平成22年4月1日
48	大分県	国立大学法人 大分大学医学部附属病院	大分県由布市挾間町医大ヶ丘1丁目1番地	平成22年4月1日
49	宮崎県	国立大学法人 宮崎大学医学部附属病院	宮崎県宮崎郡清武町木原5200	平成22年4月1日
50	鹿児島県	国立大学法人 鹿児島大学病院	鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘8丁目35-1	平成22年4月1日
51	沖縄県	国立大学法人 琉球大学医学部附属病院	沖縄県中頭郡西原町字上原207番地	平成22年4月1日
	計	51病院		

新医薬品の処方日数制限の取扱いについて(案)

1. 新医薬品の処方日数制限の取扱いについては、今後別紙のとおりとすることにつき了承されたところであるが、これに伴い、既存の新医薬品についても同様の取扱いとする必要がある。

2. 既存の新医薬品の取扱い

平成22年12月現在、14日の処方日数制限が適用されている新医薬品のうち、以下のものについては、今般の新医薬品が薬価基準に収載される12月10日(予定)から、処方日数制限を解除してはどうか。

- ・エックスフォージ配合錠 (降圧剤、平成22年4月収載)
- ・レザルタス配合錠 LD、レザルタス配合錠 HD (降圧剤、平成22年4月収載)
- ・ユニシア配合錠 LD、ユニシア配合錠 HD (降圧剤、平成22年6月 収載)
- ・ミカムロ配合錠AP (降圧剤、平成22年9月収載)

新医薬品の処方日数制限の取扱いについて(案)

平成22年10月27日 中 医 協 了 承

- 新医薬品については、薬価基準収載の翌月の初日から1年間は、 原則、1回14日分を限度として投与することとされているところである。 しかしながら、当該処方日数制限を行うことが不合理と考えられる下記 のような場合は例外的な取扱いとする。
- ① 同様の効能・効果、用法・用量の既収載品の組合せと考えられる新 医療用配合剤など、有効成分にかかる効能・効果、用法・用量につ いて、実質的に、既収載品によって1年以上の臨床使用経験がある と認められる新医薬品については、新医薬品に係る処方日数制限を 設けないこととする。
- ② 疾患の特性や、含有量が14日分を超える製剤のみが存在している といった製剤上の特性から、1回の投薬期間が14日を超えることに合 理性があり、かつ、投与初期から14日を超える投薬における安全性 が確認されている新医薬品については、薬価基準収載の翌月から1 年間は、処方日数制限を、製剤の用法・用量から得られる最少日数に 応じた日数とする。
- 例外的な取扱いとする新医薬品は、個別に中医協の確認を得ること とする。

現在14日処方日数制限がある新医療用配合剤のうち、12月の新薬の薬価収載時から制限を外すもの

番号	投与 経路	配合剤の販売名 (処方日数制限)	配合成分 (一般名)	主な効能・効果	主な用法・用量	単剤の販売名 (承認時期)	有効成分 (一般名)	単剤の主な 効能・効果	単剤の主な 用法・用量
1	内田	エックスフォージ配 合錠 (~2011年4月末)	バルサルタン	高血圧症	バルサルタン:80mg アムロジピンベシル	ディオバン錠 (2000年)	バルサルタン	高血圧症	1日40~80mg (1日1回)
	NH		アムロジピンベシ ル酸塩	1-0 - AME (-L- /AL-	酸塩:5mg (1日1回)	ノルバスク錠 (1993年)	アムロジピンベシ ル酸塩	高血圧症	1日2.5~5mg (1日1回)
		レザルタス配合錠LD	オルメサルタン メドキソミル			オルメテック錠 (2004年)	オルメサルタン メドキソミル	高血圧症	1日10~20mg (1日1回)
2	内用	レザルタス配合錠HD (~2011年4月末)	アゼルニジピン	高血圧症	オルメサルタン メド	カルブロック錠 (2003年)	アゼルニジピン	高血圧症	1日8~16mg (1日1回)
		ユニシア配合錠LD	カンデサルタン シレキセチル		HD カンデサルタン シレ キセチル:8mg アムロジピンベシル酸 塩:5mg	プロプレス錠 (1999年)	カンデサルタン シレキセチル	高血圧症	1日4~8mg (1日1回)
3	内用	ユニシア配合錠HD (~2011年6月末)	アムロジピンベシ ル酸塩	高血圧症	L D カンデサルタン シレ キセチル:8mg アムロジピンベシル酸 塩:2.5mg (1日1回)	ノルバスク錠 (1993年)	アムロジピンベシ ル酸塩	高血圧症	1日2.5~10mg (1日1回)
4	内田	ミカムロ配合錠AP	テルミサルタン		テルミサルタン: 40mg アムロジピンベシル	ミカルディス錠 (2002年(注))	テルミサルタン	高血圧症	1日40mg (1日1回)
4	内用	(~2011年9月末)	アムロジピンベシ ル酸塩	高血圧症	アムロシこフペシル 酸塩:5mg (1日1回)	ノルバスク錠 (1993年)	アムロジピンベシ ル酸塩	高血圧症	1日2.5~5mg (1日1回)

明細書の無料発行義務化のスケジュール

平成22年4月より、レセプト電子請求が義務付けられた保険医療機関及び保険薬局について、明細書の原則無料発行が義務付けられたところ

			ᆉᆼᄛᄀᇶᅷᇰᇫᅕᅑᅛᄔᄿᅀ	レセプト	電子請求の義務付け	ナ 例外規定
		レゼ	プト電子請求の義務付け対象	【手書き】	【高齢者】	【リース期間切れ等】
		- 平成20年4月~	400床以上で レセプト電子請求を行っているもの(注1)			
病 医 院 科		•平成21年4月(注2)~	400床未満で レセプト電子請求を行っているもの(注1)			
12-	†	·	レセプトコンピュータを 使用していない場合		レセプトコンピュータのリース期間又は減価償却期間	
	診 療 所	•平成22年7月~	レセプトコンピュータを使用しているもの	使用していない場合	常勤の医師・歯科 医師・薬剤師がすべ	の終了まで (最大平成26年度末)
	歯 科	•平成23年4月~	レセプトコンピュータを使用しているもの	紙で請求可	て65歳以上の診療 所・薬局(レセプト電	紙で請求可
	薬局	•平成21年4月(注2)~	レセプトコンピュータを使用しているもの	(電子媒体又はオンラインによる請求に移行する よう努めるものとする)	子請求が可能な場合を除く)	年間請求件数が1200件以下の薬局のレセプトコンピュータのリース期間又は減価償却期間の終了まで(最大平成22年度末)
				_	紙で請求可	紙で請求可

原則	正当な埋田(※)に該当する場合
全患者への明細書	希望する患者にのみ明細書発行義務付け
無料発行義務付け	(費用徴収可)
	※正当な理由
	①明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュ
	一タを使用している保険医療機関又は保険薬局で
	あること。
	②自動入金機を使用しており、自動入金機で明細書発
	行を行おうとした場合には、自動入金機の改修が必
	要な保険医療機関又は保険薬局であること。
	文な体例と派機例へは体例来的であること。
	正当な理由に該当する旨及び希望する患者には
	明細書を発行する旨(明細書発行の手続き、費用徴
	収の有無、費用徴収を行う場合の金額を含む。)を
	院内掲示等で明示すること。

エッキン理中 /シン/ージャナス担人

明細書の発行義務付けなし

ただし、患者から求めがあったときは、個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書の発行に努めること。

また、明細書発行に関する状況(明細書発行の有無、明細書発行の手続き、 費用徴収の有無、費用徴収を行う場合の金額を含む)を院内又は薬局内に掲 示すること。

(注1)レセプトコンピュータにレセプト文字データ変換ソフトの適用が可能である場合を含む (注2)平成21年4月時にオンライン請求を行えなかった病院・薬局は平成21年12月診療分から。 ※この他、レセプト電子請求については、個別事情(回線障害、業者の対応遅れ、改築工事中、 概ね1年以内に廃院予定、その他特に困難な事由)による猶予規定あり。

訪問看護:電子請求の義務付け予定なし。

明細書については、患者から求めがあった時は発行に努めること。

E FIL

厚生労働省保険局長

医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について

標記については、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令(平成22年厚生労働省令第25号)並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件(平成22年厚生労働省告示第68号)により、平成22年4月1日より、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により療養の給付費等の請求を行うことが義務付けられた保険医療機関及び保険薬局は、領収証を交付するに当たっては、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならないこととされたところである。

これに併せ、医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付については下記のとおり取り扱うこととするので、御了知の上、管内保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者に対し、周知徹底を図られたい。なお、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」(平成18年3月6日保発第0306005号)については、平成22年3月31日限り廃止する。

記

- 1 保険医療機関及び保険薬局に交付が義務付けられる領収証は、医科診療報酬及び歯科診療報酬にあっては点数表の各部単位で、調剤報酬にあっては点数表の各節単位で金額の内訳の分かるものとし、医科診療報酬については別紙様式1を、歯科診療報酬については別紙様式2を、調剤報酬については別紙様式3を標準とすること。
- 2 指定訪問看護事業者については、健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第9項及び健康 保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第72条の規定により、患者から指定訪問看護に要 した費用の支払を受ける際、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を交付しなければなら ないこととされているが、指定訪問看護事業者にあっても、保険医療機関及び保険薬局と同様 に、正当な理由がない限り無償で交付しなければならないものであるとともに、交付が義務付 けられている領収証は、指定訪問看護の費用額算定表における訪問看護基本療養費、訪問看護 管理療養費、訪問看護情報提供療養費及び訪問看護ターミナルケア療養費の別に金額の内訳の

分かるものとし、別紙様式4を標準とするものであること。

- 3 電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により療養の給付費等の 請求を行うこと(以下「レセプト電子請求」という。)が義務付けられた保険医療機関及び保険 薬局については、明細書を即時に発行できる基盤が整っていると考えられることから、領収証 を交付するに当たっては、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付しなければならない旨 義務付けることとしたものであること。その際、病名告知や患者のプライバシーにも配慮する ため、明細書を発行する旨を院内掲示等により明示するとともに、会計窓口に「明細書には薬 剤の名称や行った検査の名称が記載されます。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理 の方への交付も含めて、明細書の交付を希望しない場合は事前に申し出て下さい。」と掲示する こと等を通じて、その意向を的確に確認できるようにすること。院内掲示は別紙様式7を参考 とすること。
- 4 3の「正当な理由」に該当する保険医療機関及び保険薬局については、患者から明細書の発行を求められた場合には明細書を交付しなければならないものであり、「正当な理由」に該当する旨及び希望する患者には明細書を発行する旨(明細書発行の手続き、費用徴収の有無、費用徴収を行う場合の金額を含む。)を院内掲示等で明示するとともに、別紙届出様式により、地方厚生(支)局長に届出を行うこと。院内掲示等の例は別紙様式8を参考とすること。なお、「正当な理由」に該当する保険医療機関及び保険薬局とは、以下に該当する保険医療機関又は保険薬局であること。また、平成22年4月1日現在においてレセプト電子請求が義務付けられている保険医療機関及び保険薬局が当該届出を行う場合には、平成22年4月14日までに行うこと。
 - (1) 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用している保険医療機関 又は保険薬局であること。
 - (2) 自動入金機を使用しており、自動入金機で明細書発行を行おうとした場合には、自動入金機の改修が必要な保険医療機関又は保険薬局であること。
- 5 明細書については、療養の給付に係る一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、個別の診療報酬点数又は調剤報酬点数の算定項目(投薬等に係る薬剤又は保険医療材料の名称を含む。以下同じ。)が分かるものであること。なお、明細書の様式は別紙様式5を標準とするものであるが、このほか、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で発行した場合にも、明細書が発行されたものとして取り扱うものとすること。

さらに、明細書の発行が義務付けられた保険医療機関及び保険薬局において、無償で発行する領収証に個別の診療報酬点数の算定項目が分かる明細が記載されている場合には、明細書が発行されたものとして取り扱うこととし、当該保険医療機関において患者から明細書発行の求めがあった場合にも、別に明細書を発行する必要はないこと。

- 6 レセプト電子請求が義務付けられていない保険医療機関及び保険薬局については、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく必要がある一方で、明細書を即時に発行する基盤が整っていないと考えられることから、当該保険医療機関及び保険薬局の明細書発行に関する状況(明細書発行の有無、明細書発行の手続き、費用徴収の有無、費用徴収を行う場合の金額を含む。)を院内又は薬局内に掲示すること。院内掲示等の例は別紙様式9を参考とすること。
- 7 患者から診断群分類点数に関し明細書の発行を求められた場合は、入院中に使用された医薬

品、行われた検査について、その名称を付記することを原則とし、その明細書の様式は別紙様式6を参考とするものであること。

- 8 指定訪問看護事業者においても、患者から求められたときは、明細書の発行に努めること。
- 9 明細書の発行の際の費用について、仮に費用を徴収する場合にあっても、実費相当とするなど、社会的に妥当適切な範囲とすることが適当であり、実質的に明細書の入手の妨げとなるような高額の料金を設定してはならないものであること。

(内訳)

(内訳)

領 収 証

					-							
患者	番号		氏	名				į	請求期	間(入降	院の場合)
				様				平成	年月	日 ~ 平	成 年	月日
受診科	入・外	領収書	!N o I		費	用区	<u></u> 分	自	 !割合	本・家	X	分
又的行	7()	(R1/16)	平成			/IJ <u>E</u>		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	- HJ H	4 家		<i>)</i>
	<u></u> 2π. π	∓ 大小) (7c) w// cc	医兴英油类	たウロ	· 庆	検	*		·÷◇·唑□	+л	薬
	197 • ‡	再診料	入院料等	医学管理等	在宅图	5.僚	快		凹汤	診断	投	
		点	点	点		点		点		点		Ķ
	注	射	リハビリテーション	精神科専門療法	処	置	手	術	麻	酔	放射	線治療
保険		点	点	点		点		点		点		Ķ
	病理	!診断	診断群分類(DPC)	食事療養	生活療	養			•			
		点	点	円		円						
				-			_					
	評価療養	・選定療養	その他				保	険	保 (食事	険 ・生活)	保険:	外負担
保険外					合	計		円		円		P
負 担	(内訳)		(内訳)		名 tu:	☆舌		П		Ш		п

東京都 X

領収印

円

円

負担額

領収額合計

領 収 証

患者番号	Е	£	名	
				梫

請 求 期 間 (入院の場合) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受診科	入・外	領収書No.	発 行 日	費用区分	負担割合	本・家	区分
			平成 年 月 日				

		初・耳	再診料		入院料等	医学	管理等		在宅	医療		検	查		画像診断		投	薬	
				沪	点			汃		Ķ	点			点	点	į			点
	•	注	射		リハビリテーション	処	置		手	術		麻	酔		放射線治療	歯冠	修復及で	び欠損補	綴
保	険			点	点			点		Ķ	Ħ			点	,	į			点
		歯科	·矯正		病理診断	食	事療養		生活	療養									
				点	点			円		P	9								

	評価療養・選定療養	その他
保険外		
負 担	(内訳)	(内訳)

	保険	保 険 (食事・生活)	保険外負担
合 計	円	円	円
負担額	円	円	円
領収額 合計			円

東京都 区 -

領収印

領 収 証

患者番号	氏	名

領収証No.	発 行 日	費用区分	負担割合本・家
	平成 年 月 日		

			調剤技術料	薬学管理料	薬剤料	特定保険医療材料料
1	保	険	沿	沿	点	点

	評価療養・選定療養	その他
保険外		
負 担	(内訳)	(内訳)
	·	

	保険	保険外負担
合 計	円	円
負担額	円	円
領収額 合計		円

東京都 区 - -

領収印

領 収 証

領収書No.	患者番号		氏 名	3
				樣
発 行 日	負担	割合本・家	区分	

発 行 日	負担割合	本・家	区分
立成 午 日 口			

	保険負担分項目	単価	数量	金額
	(内訳)			
保险適田				
保険適用 負 担				

	保険外負担分項目	単価	数量	金額	税	消費税等
	(内訳)					
保険外						
負 担						

	請	求	期	間				
平成 年	月	日~	- 平	成	年	月	日	

		提	供	日		
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

備	考		

	保険	保険外負担
明細合計額	円	円
課税対象額		円
領収額 合計		円

区 - -訪問看護ステーション 東京都

領収印

診療明細書

	入院/入院外	保険		
患者番号		氏名	受診日	
受診科				

部	項目名	点 数	回 数

入院 保険

	7 1170	アトラン				
患者番号		氏名	00 00	様	受診日	YYYY/MM/DD
受診科						

部	項目名	点 数	回 数
医学管理	*薬剤管理指導料(救命救急入院料等算定患者)	430	1
注射	* 点滴注射 ニトロール注100mg 0. 1%100mL 1瓶 生理食塩液500mL 1瓶	426	1
	* 点滴注射料 * 無菌製剤処理料2	95 40	1
処置	* 救命のための気管内挿管 * カウンターショック(その他)	500 3500	1 1
	* 人工呼吸(5時間超) 360分 * 非開胸的心マッサージ 60分	819 290	1
検査	* 微生物学的検査判断料 * 検体検査管理加算(2) * HCV核酸定量	150 100 450	1 1 1
リハビリ	* 心大血管疾患リハビリテーション料(1) 早期リハビリテーション加算	245	12
入院料	*一般病棟入院10対1入院基本料 一般病棟入院期間加算(14日以内)	1750	7
	*50対1補助体制加算 *救命救急入院料1(3日以内) *救命救急入院料1(4日以上7日以内)	255 9700 8775	1 3 2

入院外 保険

患者番号	氏名	00 00	様	受診日	YYYY/MM/DD
受診科					

部	項目名	点 数	回 数
基本料	*外来診療料	70	1
在宅	* 在宅自己注射指導管理料 * 血糖自己測定器加算(月100回以上)(1型糖 尿病の患者に限る)	820 1320	1 1
処方	* 処方せん料(その他)	68	1
検査	*生化学的検査(1)判断料 *血液学的検査判断料 *B-V *検体検査管理加算(1) *血中微生物 *生化学的検査(1)(10項目以上) ALP LAP γ-GTP CPK ChE Amy TP Alb BIL/総 BIL/能 BIL/直	144 125 13 40 40 123	1 1 1 1 1
画像診断	* 胸部 単純撮影(デジタル撮影) 画像記録用フィルム(半切) 1枚	182	1

歯科 保険

j	患者番号	氏名	00 00 様	受診日	YYYY/MM/DD

部	項目名	点 数	回 数
基本料	歯科初診料	218	1
	ᄩᄭᅔᆸᄷᇄᄱ		
医学管理	歯科疾患管理料	110	1
	機械的歯面清掃加算	60	1
	薬剤情報提供料	10	1
検査	歯周基本検査20歯~	200	1
画像診断	歯科パノラマ断層撮影(デジタル)	307	1
	電子画像管理加算	50	1
投薬	処方料	42	1
	調剤料(内)	9	1
	〇〇錠 ××mg 1日3回分×3日分	55	1
手術	抜歯(臼歯)	260	1
歯冠修復	大 充形	120	1
•欠損補綴	充填(単)	100	1
	充填用材料 I (単)	11	1

調剤明細書(記載例)

 調剤
 保険

 患者番号
 氏名
 〇〇 〇〇 様
 調剤日
 YYYY/MM/DD

区分	項目名	点 数	備考
調剤技術料	調剤基本料	40	
	基準調剤加算1	10	
	後発医薬品調剤体制加算1	6	
	調剤料		
	内服薬(28日分)	81	
	内服薬(14日分)	63	
	屯服薬	21	
	後発医薬品調剤加算	2	
薬学管理料	薬剤服用歴管理指導料	30	
	特定薬剤管理指導加算	4	
	薬剤情報提供料	15	
薬剤料	A錠 1日2錠×28日分	60	後発医薬品
	B錠 1日1錠×14日分	60	
	C錠 1回1錠×5回分	35	

診療明細書

 入院
 保険

 患者番号
 氏名

 受診科
 一

区分	項目名	点数	回数
	XII I	W 55	120

入院 保険

	ノヘドシレ	不尽			
患者番号		氏名	00 00 様	受診日	YYYY/MM/DD
受診科					

区分	項目名	点数	回数
診断群分類 (DPC)	* DPC 5日間包括算定	13844	1
医薬品	* フロモックス錠100mg ビフィダー * 点滴注射 ラクテックG注500mL ブスコパン注射液 フルマリン静注用1g 生食100mL * 点滴注射 フルマリン静注用1g	医薬品、行われた Sを記載する	•
検査	生食100mL *末梢血液一般検査 *CRP定量 *血液採取(静脈) *血液学的検査判断料 *免疫学的検査判断料		

(別紙様式7)

院内掲示例

平成 年 月 病 院

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、 平成 年 月 日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる 明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

(別紙様式8)

院内掲示例(正当な理由に該当する場合)

平成 年 月 病 院

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、 希望される方には、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。 明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですの で、その点、御理解頂いた上で、発行を希望される方は 番窓口までお申し出下さ い。発行手数料は1枚 円になります。

なお、全ての患者さんへの明細書の発行については、自動入金機の改修が必要なため、現時点では行っておりませんので、その旨ご了承ください。

(別紙様式9-1)

院内掲示例(電子請求を行っていないが明細書を発行している場合)

平成 年 月 病 院

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、 希望される方には、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。 明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですの で、その点、御理解頂いた上で、発行を希望される方は 番窓口までお申し出下さ い。発行手数料は1枚 円になります。 (別紙様式9-2)

院内掲示例(明細書を発行していない場合)

平成 年 月 病 院

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行するシステムを備えていないため、明細書の発行はしておりません。

その点御理解いただき、診療にかかる費用については、初・再診料、投薬、注射などの区分ごとに費用を記載した領収証を発行いたしますのでご確認下さい。

明細書発行について「正当な理由」に該当する旨の届出書

平成 年	F 月	日
------	-----	---

保険医療機関又は保険 薬局の所在地及び名称

殿 開設者名印

- 1. 以下の「正当な理由」に該当(いずれかの番号に〇)
 - 1 明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピュータを使用している
 - 2 自動入金機を使用しており、自動入金機での明細書発行を行うには、自動入金機の改 修が必要
- 2. 明細書発行についての状況

1	希望する患者への明細書発行の手続き (〇を記載)			
	(1) 発行場所 ① 会計窓口 ②別の窓口 ③その他()		
	(2) 発行のタイミング ① 即時発行 ②その他()		
2	費用徴収の有無 有・無			
3	費用徴収を行っている場合その金額 円			

- 3.「正当な理由」に該当しなくなったため、届出を取り下げます。
 - 注1) 本届出書は、レセプト電子請求が義務付けられているが、上記1の「正当な理由」に 該当するため、明細書を全患者に無料で発行していない保険医療機関及び保険薬局 が提出するものであること。
 - 注2) 正当な理由の1には、明細書発行機能が付与されているが、明細書発行に対応した ソフトの購入が必要なレセプトコンピュータを使用している保険医療機関又は保険薬局で あって、当該ソフトを購入していない場合を含むものである。
 - 注3) 本届出書を提出した後、領収証の交付に当たって明細書を無料で交付することとした 保険医療機関又は保険薬局は、取り下げの届出を行うこと。